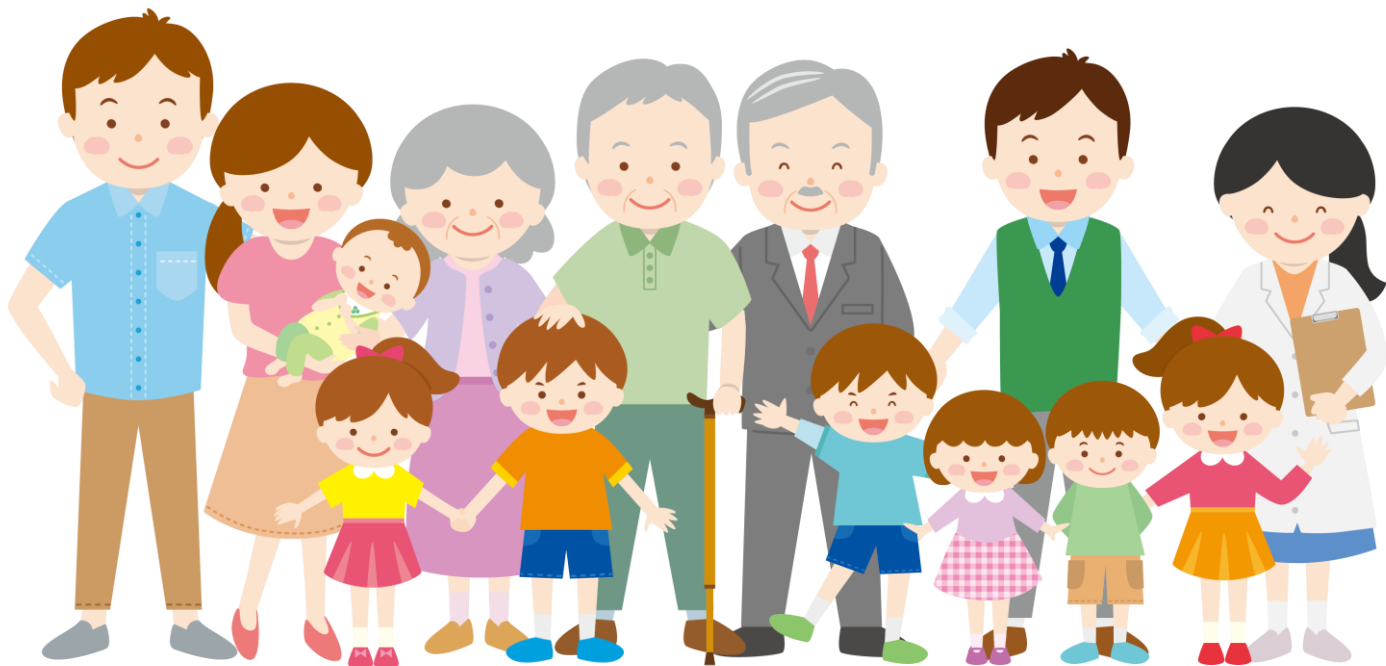


第2期狭山市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

狭 山 市

「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって



本市では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援施策の充実に向けて、計画的に取り組んでまいりました。

こうしたなか、昨年10月には、幼児教育・保育の無償化が実施されるとともに、働き方改革なども実行されるなど、子育て世代を支える様々な施策が展開されてまいりました。

しかしながら、国が昨年12月に発表した令和元年の人口動態統計の推計では、日本人の国内出生数が統計開始以来、初めて90万人を下回り、86万4千人となるとの見通しが示され、全国的に見ても少子化の傾向は収まらず、本市においても子どもの数が年々減少してきています。

子どもの減少は、人口の減少へとつながり、やがて社会の活力が減退する大きな原因となるのではないかと危惧するところであります。

一方で、女性の社会進出が進み、共働き家庭の増加や女性の就業に関する意識の高まりにより、保育所や学童保育室等へ子どもを預けたいというご希望は増加してきております。また、人々の価値観が多様化するなかで人間関係も希薄化し、このことが、子育ての孤立や子どもを持つことへの不安の一つとなっているともいわれています。

こうしたことから、誰もが安心して住み慣れた地域で暮らし、子育てができる地域社会を築いていくことが、急務であると考えております。

この度、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とする「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。本計画の基本理念である「ともに支えあい、元気で安心して、子育て、子育てができるまち・さやま」の実現に向けて、誰もが子どもを持ちたいという機運を醸成するとともに、妊娠期からの切れ目のない支援を地域全体で実施し、お子さんの健やかな成長をめざしていきたいと考えておりますので、市民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「狭山市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などにご協力いただきました市民の皆様から感謝を申し上げます。

令和2年3月

狭山市長 小谷野 剛

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	4
(1) 位置付け	4
(2) 他の計画との関係	4
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
第2章 子どもをめぐる状況	7
1. 狭山市の子どもの動向	9
(1) 人口の動向	9
(2) 子ども的人口に影響する社会動向	12
(3) 教育・保育の必要性に影響する社会動向	14
(4) ひとり親世帯の状況	15
(5) 子どもの貧困や虐待についての状況	18
(6) 子ども的人口推計	19
2. 狭山市の子育て環境の現状	22
(1) 保育所数及び入所者数の推移	22
(2) 保育所の待機児童数の推移	23
(3) 幼稚園数及び就園児数の推移	23
(4) 学童保育室数及び在籍者数の推移	24
(5) 学童保育室の待機児童数の推移	24
3. 第1期計画の進捗状況	25
(1) 就学前の教育・保育の量の見込みに対する実績の状況	25
(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況	29
(3) 施策の推進状況	42
4. アンケート調査結果の概要	44
(1) 調査の概要	44
(2) 主な調査結果	45
5. 今後の課題	56
第3章 計画の基本的な考え方	57
1. 計画の基本理念	59
2. 計画の基本方針	61
3. 今後の地域での子育て支援の考え方	62
4. 計画の体系	64

第4章 施策の展開	65
基本方針Ⅰ すべての子育て家庭の「子育て」と「子育て」の支援	67
1. 地域の子育て支援施策の推進	67
(1) 地域の子育て支援体制づくり	67
(2) 地域子育て支援サービスの充実	69
(3) 子育て支援のネットワークの充実	71
2. 援助を必要とする子どもと家庭に対する取り組みの推進	72
(1) 児童虐待の防止	72
(2) ひとり親家庭の自立支援	74
(3) 発達に心配のある子どもや障害のある子どもへの支援	76
3. 子どもの貧困対策の推進	78
(1) 教育・学習支援	78
(2) 家庭への経済的支援	80
(3) 生活の支援	81
(4) 就労に向けた支援	82
基本方針Ⅱ 働きながら子育てすることができるための支援	83
1. 仕事と子育ての両立の推進	83
(1) 保育サービスの充実	83
(2) ワーク・ライフ・バランスの推進	85
基本方針Ⅲ 子どもの健やかな育ちと自立をめざして	87
1. 親子の健康の推進	87
(1) 妊娠期からの疾病予防と健康増進	87
(2) 子どもの疾病予防と健康増進	88
(3) 食育の推進	90
(4) 思春期保健対策の充実	91
(5) 各種医療費支給制度の実施	92
2. 子どもの自立と健全育成の推進	94
(1) 次代を担う子どもの健全育成の充実	94
(2) 生きる力を育む教育の推進	96
(3) 家庭や地域の育てる力の向上	98
基本方針Ⅳ 安心して子育て・子育てができるまちをめざして	99
1. 親子が安心して暮らせるまちづくりの推進	99
(1) 子育てにやさしい住環境の確保と整備	99
(2) 交通安全対策及び防犯対策の推進	101
重点施策	103

第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みとその確保策.....	105
1. 就学前の教育・保育.....	107
(1) 提供区域.....	107
(2) 量の見込みと提供体制の確保策.....	108
2. 地域子ども・子育て支援事業.....	117
(1) 提供区域.....	117
(2) 量の見込みと提供体制の確保策.....	118
3. 子ども・子育て支援事業の推進.....	130
(1) 就学前の教育・保育の一体的提供と地域子ども・子育て支援事業の推進について.....	130
(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について.....	130
(3) 教育・保育などの円滑な利用について.....	131
(4) 幼児教育・保育などの質の確保及び向上について.....	131
第6章 計画の推進.....	133
1. 計画の推進体制.....	135
2. 計画の進行管理.....	135
資 料.....	137
1. 狭山市子ども・子育て会議条例.....	139
2. 狭山市子ども・子育て会議委員名簿.....	140
3. 策定経過.....	141

第 1 章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

国は、出生率の低下と子どもの数の減少に対応するため、平成6年にエンゼルプランを策定したのを皮切りに、平成15年9月には少子化社会対策基本法を、平成27年3月には少子化社会対策大綱を定め少子化対策に取り組んでいます。

平成24年8月に幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」※が成立し、平成27年度には子ども子育て支援新制度が開始され、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていますが、その後も幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、平成29年に子育て安心プラン、平成30年に新・放課後子ども総合プランを定め、待機児童対策を推進しています。

本市においては、平成27年に子ども・子育て支援新制度の趣旨に基づき、それまでの「次世代育成支援計画後期計画」の内容を引き継いだ「狭山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、行政だけでなく、住民・地域・事業者などが連携・協働し、安心して子育てや子育てができるための支援を包括的に推進してきました。

一方で身近な地域における人と人のつながりが希薄化し、子育てをする保護者にとっては、祖父母やご近所など身近な人からの子育ての支援を得にくい状況となる中、就労する既婚女性の割合は増加を続けており、子育てを社会が支援することの必要性和重要性は、これまで以上に高まっています。

また、近年、子どもの貧困問題が大きな社会問題となっています。日本の未来を担う子どもたちは、それぞれの家族にとってのみならず、社会にとっても大切な宝です。その子どもたちが、生まれ育った環境に影響されることなく健やかに育ち、貧困が世代を超え連鎖することのないよう、国や県、そして市町村のレベルにおいても、総合的な子どもの貧困対策が求められています。

「狭山市子ども・子育て支援事業計画」は令和元年度で終了となりますが、子育てに関する環境の変化に向き合い、子育てしやすい環境を整え、子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるように、また、子ども・子育て支援新制度のもとで、本市のすべての子どもや子育て家庭を対象として、教育・保育、子育て支援施策の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために、「第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

※子ども・子育て関連3法：平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」。

2. 計画の位置付け

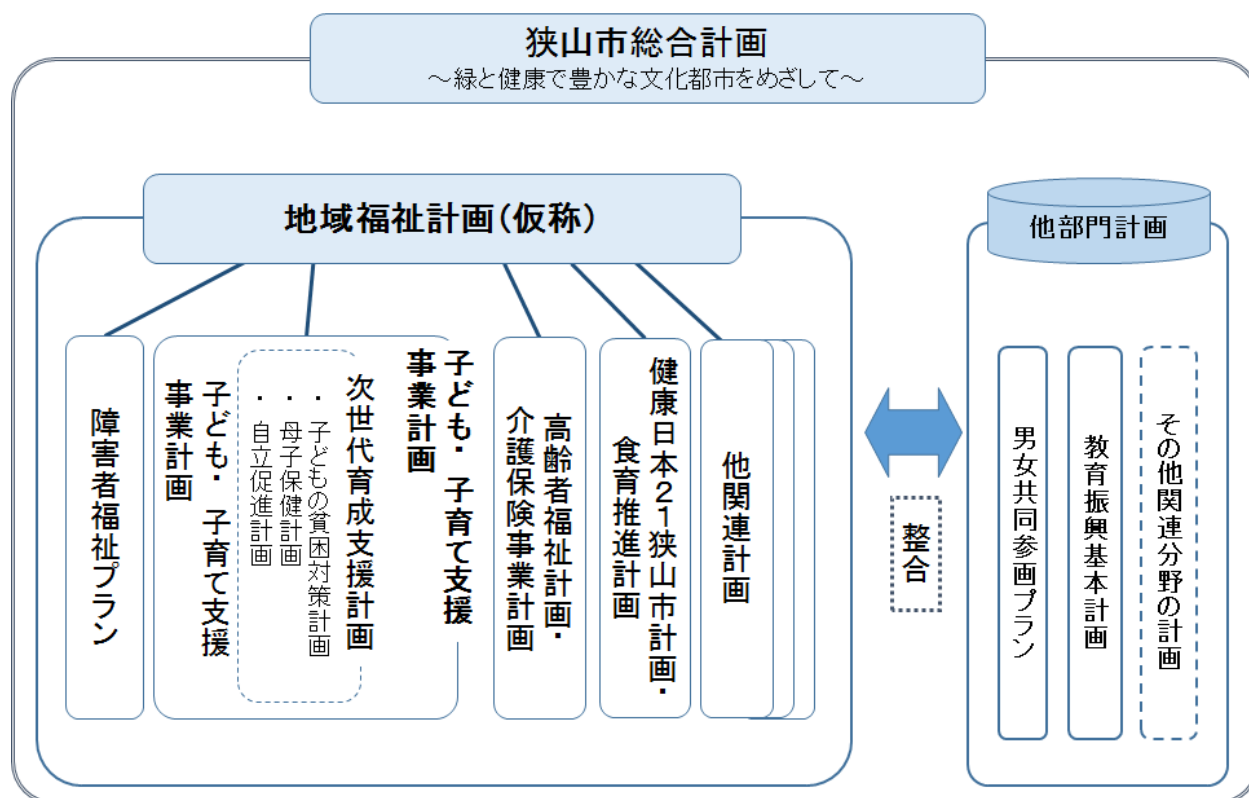
(1) 位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」（母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する計画）、「健やか親子21（第2次）」の趣旨を踏まえた「母子保健計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定される「市町村計画」（子どもの貧困対策計画）を包含した次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」（次世代育成支援計画）を一体化した計画です。

(2) 他の計画との関係

本計画については、本市の上位計画である「第4次狭山市総合計画」及び他の健康福祉計画、他部門計画との施策の整合を図り、一体的かつ効果的に推進します。

また、平成30年4月1日の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が健康福祉分野の上位計画と位置づけられ、令和2年度中に計画策定となることから仮称といたしました。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。期間中においても、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

なお、元号改正により平成31年度は令和元年度と表記することとします。

		平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	
狭山市	総合計画	第3次	第4次										
	地域福祉推進計画 (仮称:地域福祉計画)	第3期							第4期（予定）				
	子ども・子育て 支援事業計画	第1期						第2期					
	障害者福祉プラン	第3次			第4次								
	健康日本21狭山市計画・ 食育推進計画	第2次	第3次										
	高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第6期			第7期								
	男女共同参画プラン	第3次	第4次										
	教育振興基本計画	第1次	第2次										
埼玉県 子育て応援行動計画		(平成27年度～平成31年度)						(令和2年度～令和6年度)					
国	少子化社会対策大綱	●策定											
	子ども・子育て支援新制度	●施行 ●改正											
	子ども・子育て支援法	●改正 ●改正											
	子育て安心プラン	●策定											
	新・放課後子ども総合プラン	●策定											

4. 計画の策定体制

計画策定の過程においては、「子ども・子育て支援法」第77条に基づく「狭山市子ども・子育て会議」にてその内容を審議するとともに、子育て中の保護者のご意見やニーズを汲み取るためのアンケート調査を実施しました。また、計画案については、パブリックコメントを実施し、広く市民より意見聴取を行いました。

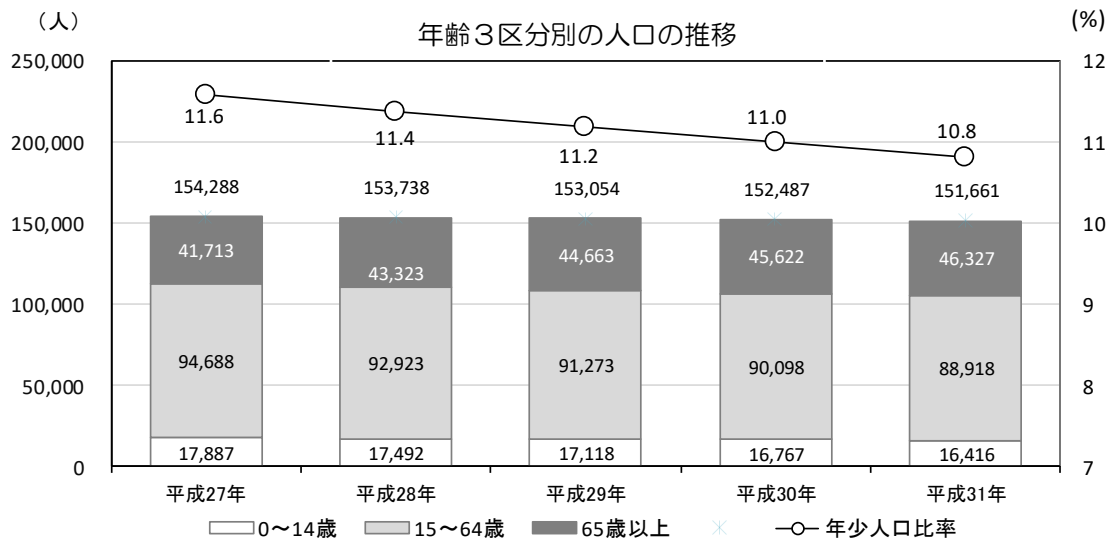
第2章 子どもをめぐる状況

1. 狭山市の子どもの動向

(1) 人口の動向

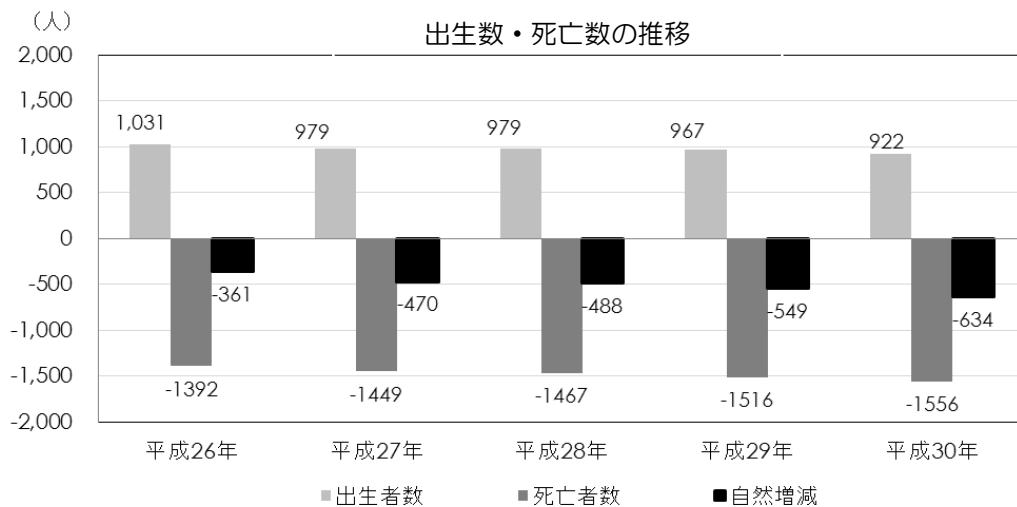
①年齢3区分別の人口の推移

平成31年1月1日時点の本市の総人口は151,661人で、平成27年から2,627人減少しました。年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向で、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。その結果、総人口に占める年少人口の比率は平成27年の11.6%から平成31年には10.8%に低下しています。



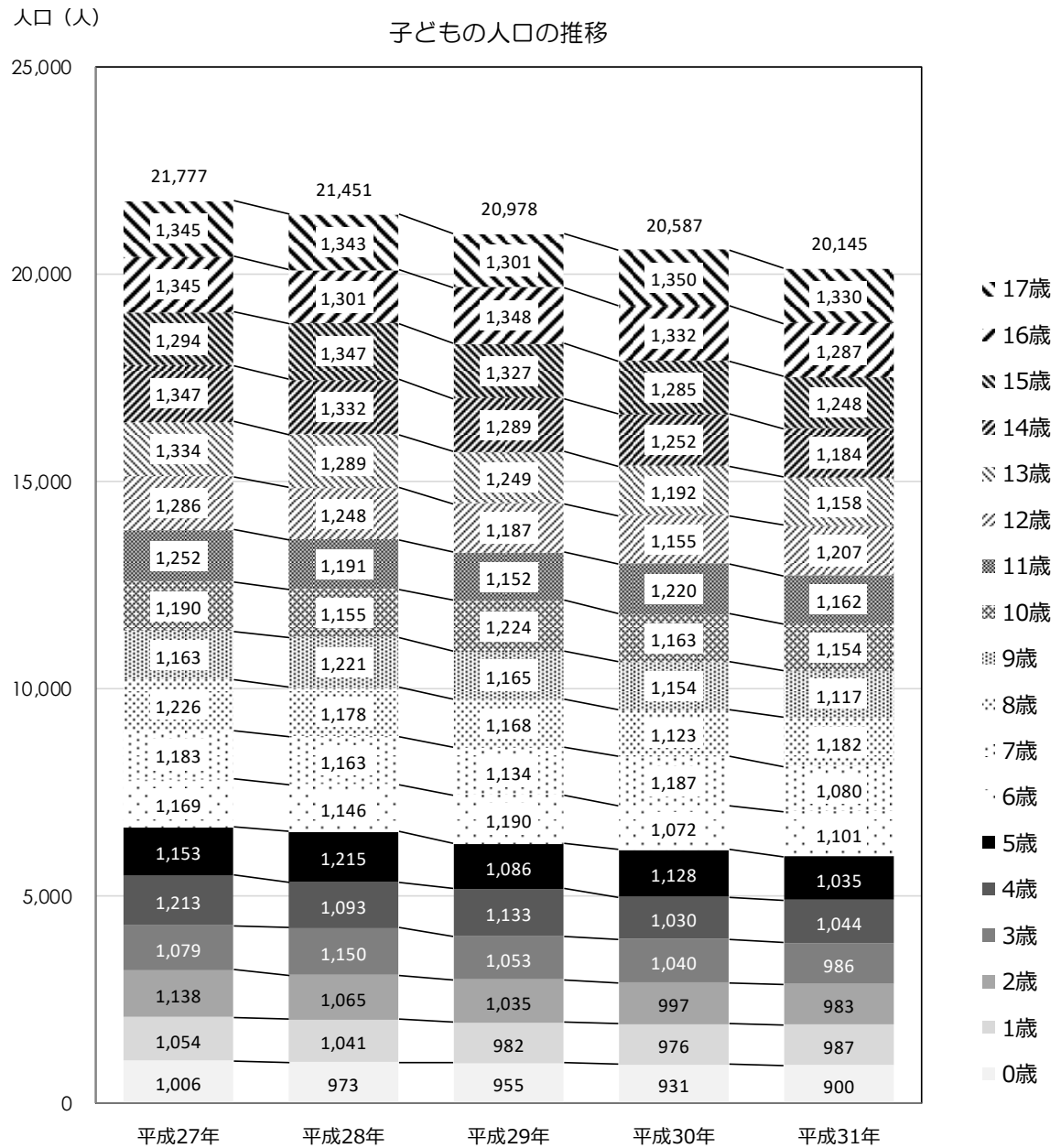
②出生数・死亡数の推移

本市の出生数は近年減少傾向にあり、平成30年の出生数は922人で、平成26年から109人減少しました。一方、死亡数は年々増加しており、年間の死亡数が出生数を上回る人口の自然減の状態となっています。



③子どもの人口の推移

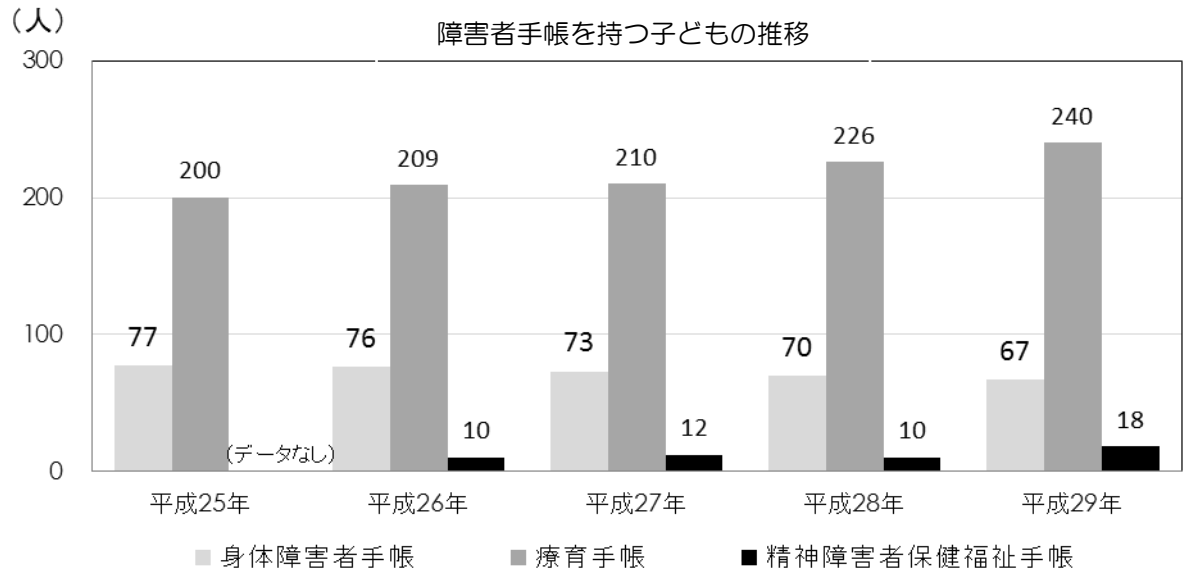
本市の0歳から17歳の子どもの人口は、総人口と同様に減少傾向にあり、平成31年は20,145人で、平成27年から1,632人減少しました。



資料：住民基本台帳（各年4月1日時点）

④障害者手帳を持つ子どもの推移

障害者手帳を持つ18歳未満の子どもの数をみると、療育手帳の所持者が最も多く、平成25年から年々増加傾向で、平成29年には240名となり、平成25年から40名増加しました。身体障害者手帳所持者数はゆるやかな減少傾向にありますが、精神障害者保健福祉手帳所持者数については、平成29年は18名で、平成26年から8名増加しています。



資料：第4次狭山市障害者福祉プラン（各年3月31日）

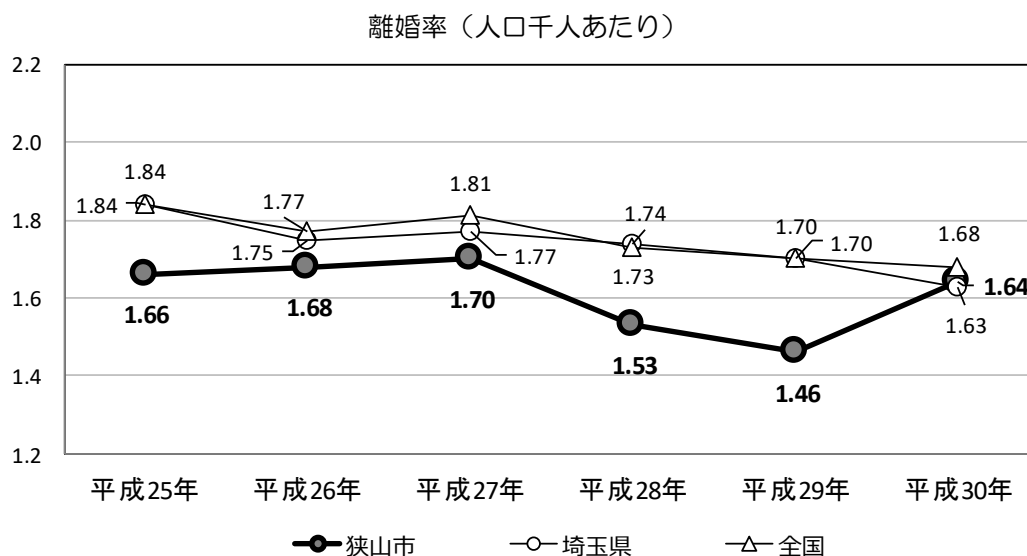
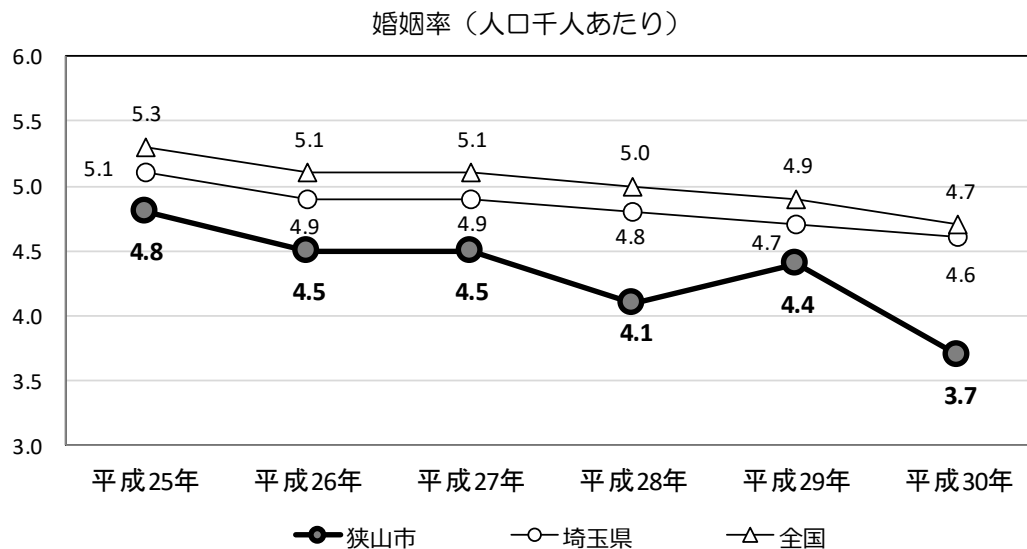


(2) 子どもの人口に影響する社会動向

① 婚姻率と離婚率の推移

平成25年からの人口千人あたりの年間の婚姻数（婚姻率）と離婚数（離婚率）をみると、婚姻率は本市、埼玉県、全国ともに低下傾向にあります。本市はこの間、埼玉県や全国を下回って推移しています。

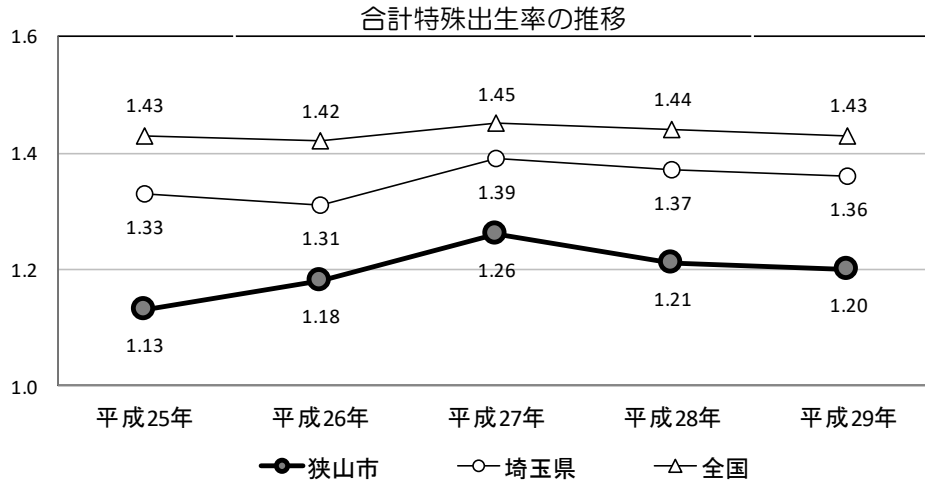
一方、離婚率について、本市は埼玉県や全国を下回って推移していましたが、平成30年に大きく上昇し、埼玉県や全国とほぼ同じ値となっています。



資料：人口動態統計（厚生労働省、埼玉県）

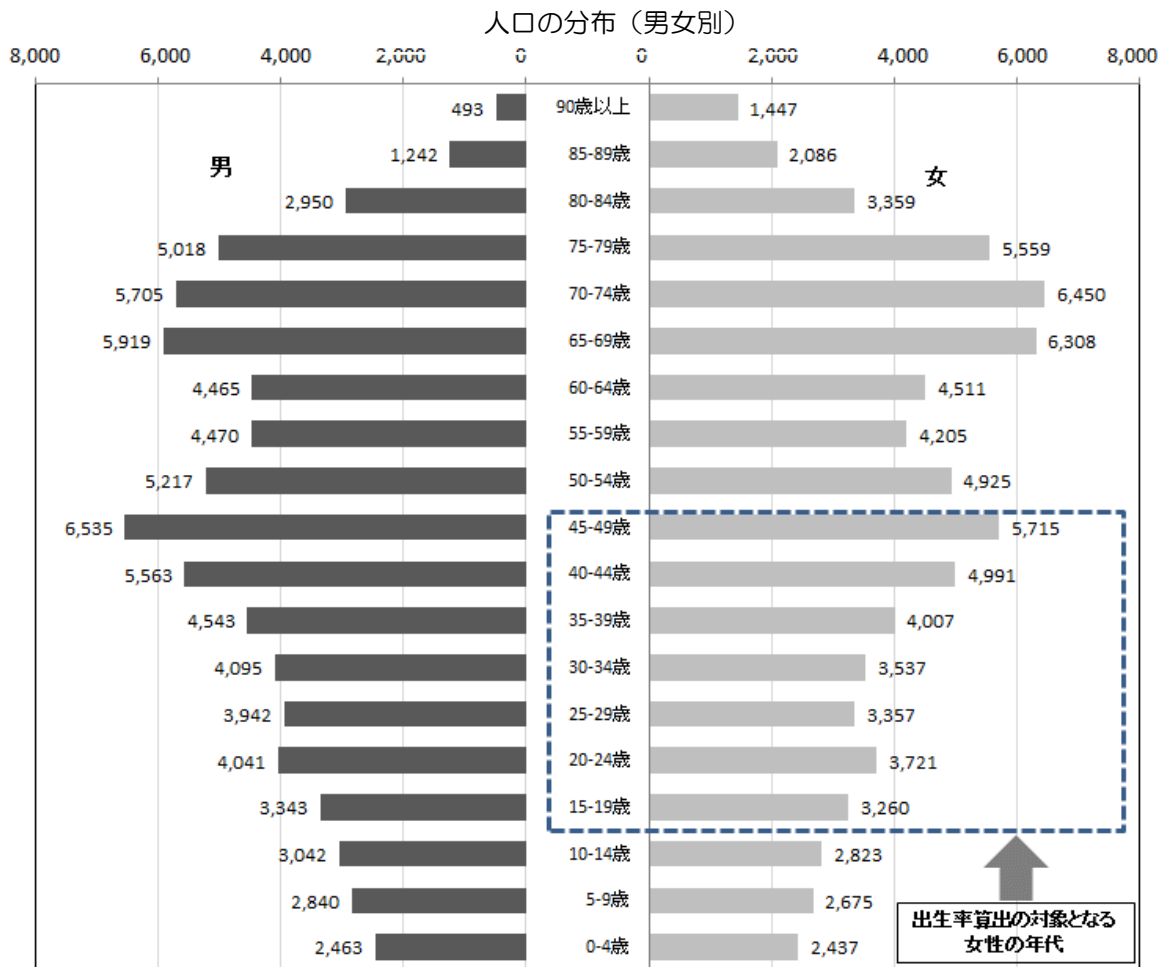
②合計特殊出生率※の推移

平成25年からの合計特殊出生率をみると、本市は埼玉県や全国よりも低く推移しています。また、平成25年から平成27年までは上昇傾向にありましたが、その後はゆるやかな減少傾向となっています。



資料：厚生労働省、埼玉県人口動態統計

※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生むと推測される子どもの数。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計値。人口維持には2.07が必要。



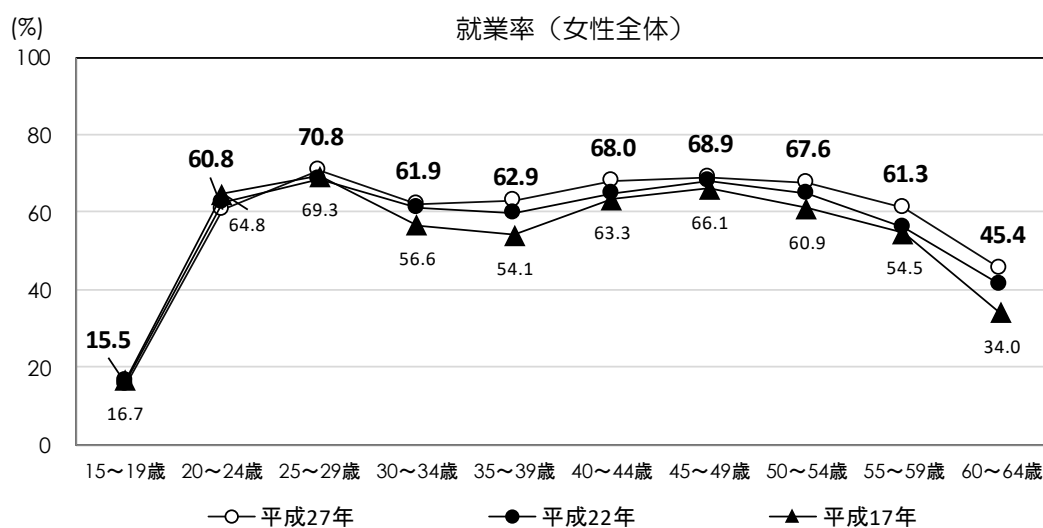
資料：住民基本台帳（平成31年4月1日時点）

(3) 教育・保育の必要性に影響する社会動向

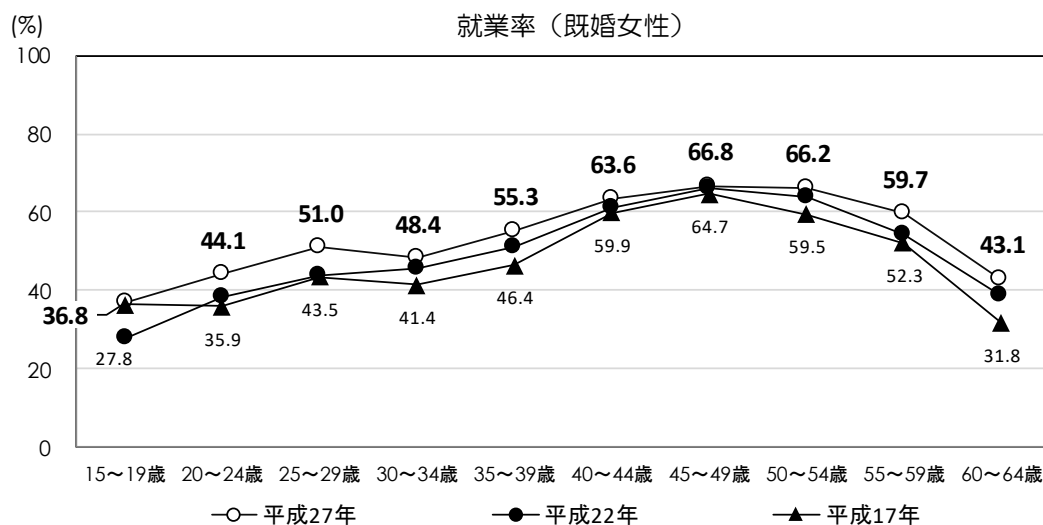
①女性の就労状況

女性の年代別の就業率をみると、子育ての年代にあたる30歳代において就業率が一旦低下し、その後再び上昇する「M字カーブ」が、徐々に緩やかになってきています。

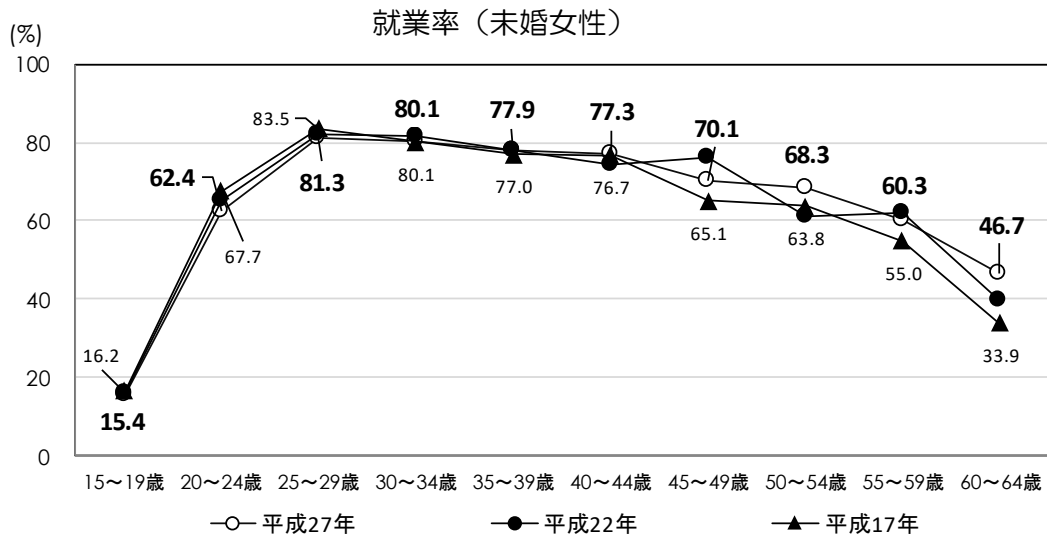
平成17年から平成27年にかけて、女性全体の30～34歳の年代の就業率は5.3ポイント、35～39歳では8.8ポイント上昇しています。更に、婚姻の有無別にみると、30～34歳の既婚女性が7.0ポイント、35～39歳では8.9ポイント上昇しているのに対して、両年代の未婚女性では大きな違いはみられず、この年代の女性の就業率の上昇は、専ら既婚女性によるものであります。



資料：国勢調査（10月1日時点）



資料：国勢調査（各年10月1日時点）

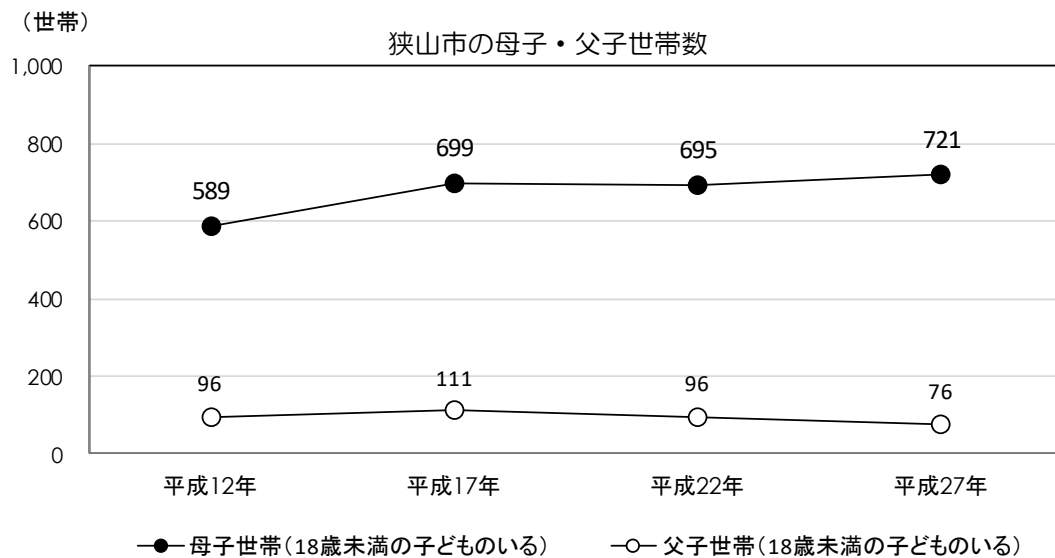


資料：国勢調査（各年 10月1日時点）

（４）ひとり親世帯の状況

①母子・父子世帯の数

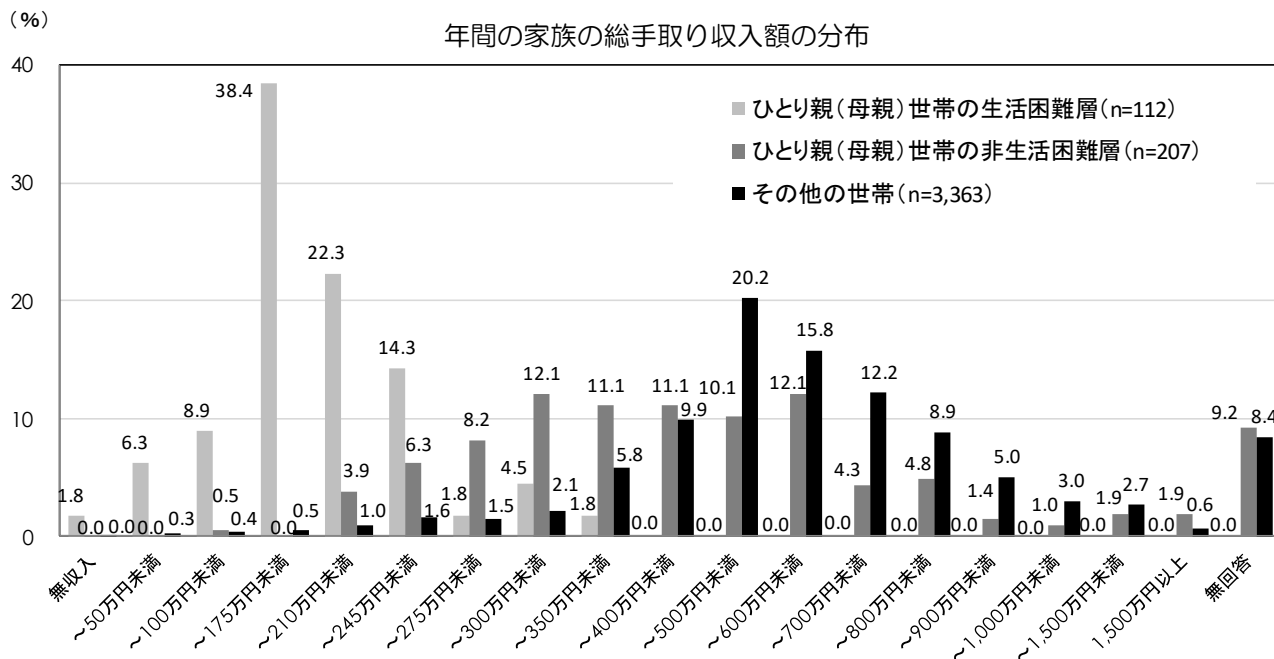
平成12年から本市の18歳未満の子どもがいる母子・父子世帯の推移をみると、圧倒的に母子世帯数が多く、また父子世帯数が平成17年以降減少傾向であるのに対し、母子世帯数は増加傾向にあり、平成27年には721世帯となっています。



資料：国勢調査（各年 10月1日時点）

②ひとり親世帯の平均年間収入

本市の年間の家族の総手取り収入額をみると、ひとり親（母親）世帯の生活困難層※では 100～175 万円未満が 38.4%と最も多く、350 万円以上の世帯はいません。一方、ひとり親（母親）世帯の非生活困難層では、金額幅は異なりますが、275～300 万円未満と 500～600 万円未満がともに 12.1%と最も多く、その他の世帯では 400～500 万円未満が 20.2%と最も多くなっています。



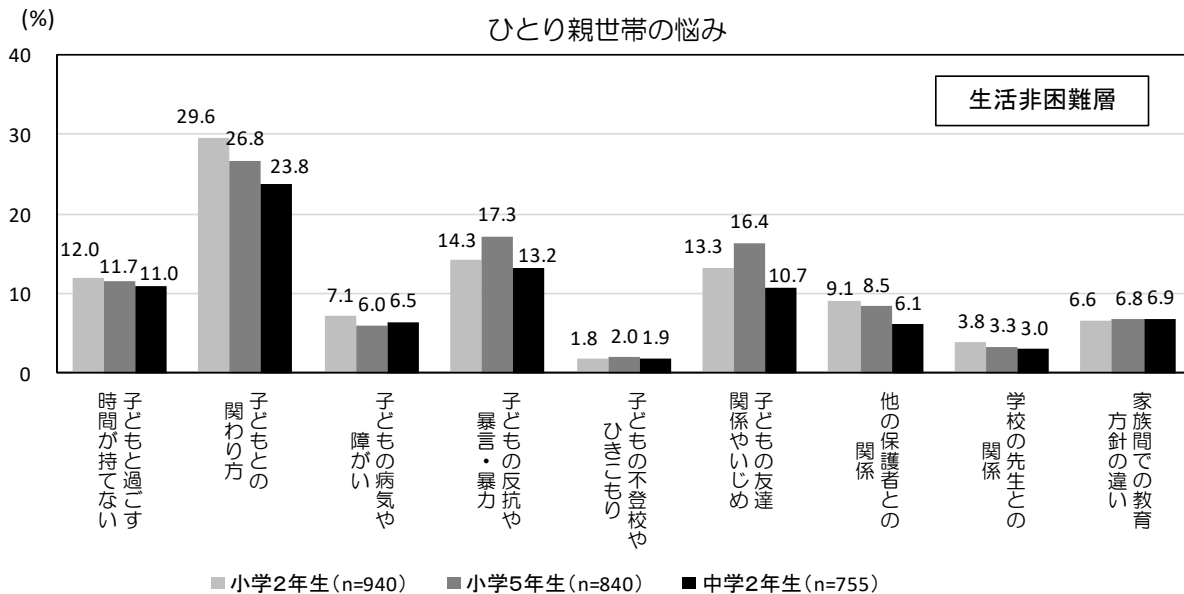
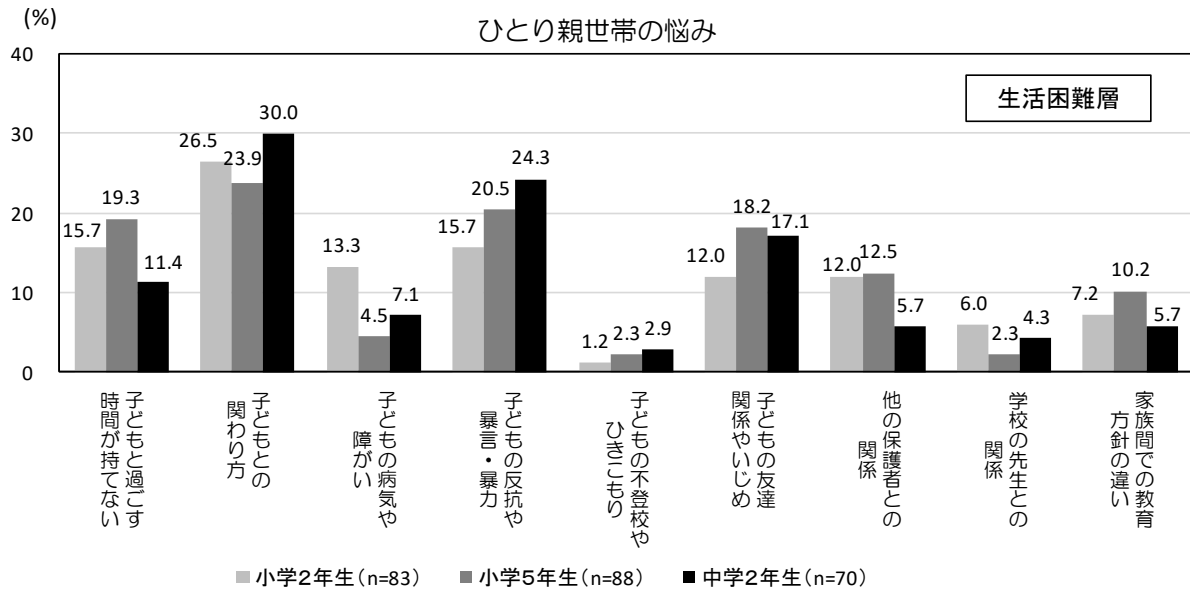
資料：平成 31 年 3 月 子どもの生活に関する調査のうち狭山市分を抜粋
(埼玉県・埼玉県立大学)

※生活困難層：世帯人数により定められている所得以下で「衣・食・住」という基本的な生活費が充足されていない家庭、ライフラインに関わる支払が滞っている家庭

③ひとり親世帯の悩み

生活困難層では、子どもの年齢とともに「子どもの反抗や暴言・暴力」の割合が増加し、小学校2年生の15.7%が中学2年生では24.3%となっています。また、「子どもの不登校やひきこもり」も、割合は小さいものの子どもの年齢とともに割合が増加する傾向にあります。

一方、非生活困難層では同様な傾向はみられず、「子どもと過ごす時間が持てない」、「子どもとの関わり方」、「他の保護者との関係」、「学校の先生との関係」などでは、子どもの年齢とともに、割合は減少する傾向がみられています。

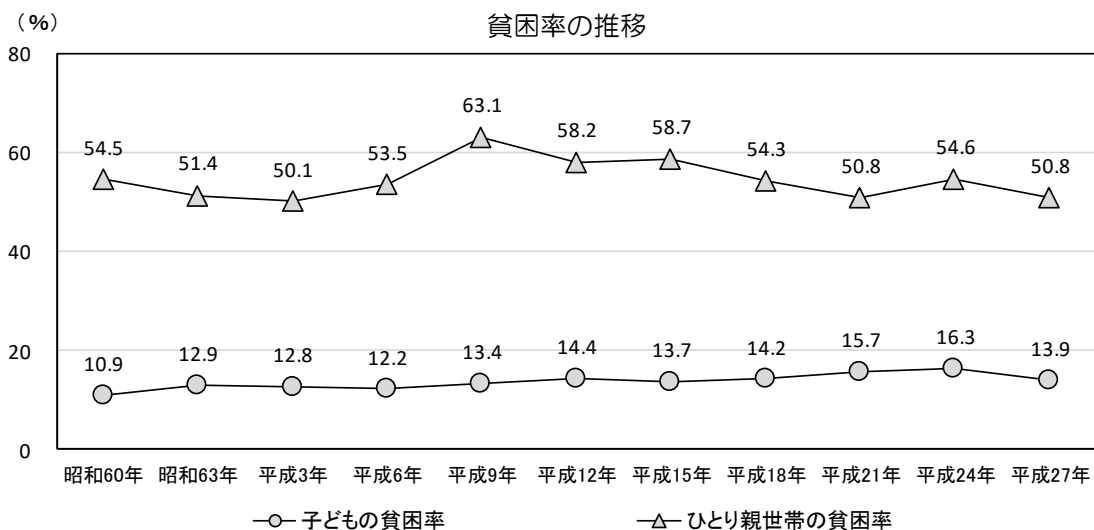


資料：平成31年3月 子どもの生活に関する調査のうち狭山市分を抜粋
(埼玉県・埼玉県立大学)

(5) 子どもの貧困や虐待についての状況

① 貧困

国民生活基礎調査によれば、平成27年の子どもの貧困率(※)は13.9%と、前回調査の平成24年から2.4ポイント減少しましたが、7人に1人の子どもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は50.8%と非常に高くなっています。

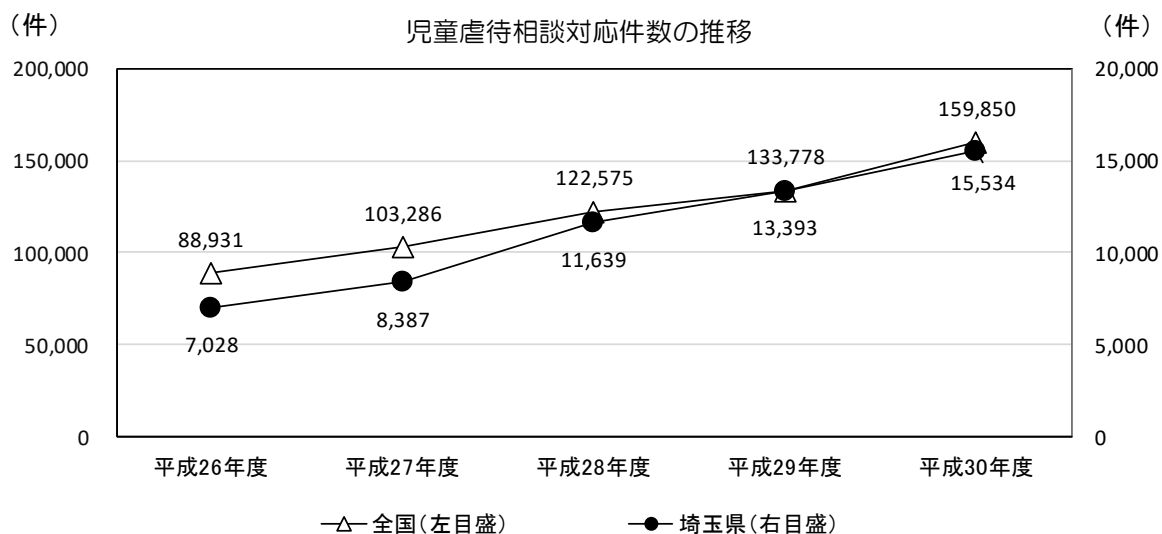


資料：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）

※貧困率：所得が国民の平均値の半分に達しない世帯の人の割合。その世帯の18歳未満の子どもの割合が、子どもの貧困率となります

② 虐待

児童虐待相談や通告件数は、全国（児童相談所での児童虐待相談対応件数）、埼玉県（児童相談所における虐待通告受付件数）とも年々増加しています。平成30年度は全国が159,850件、埼玉県が15,534件で、平成26年度と比較して全国は1.8倍、県は2.2倍となっています。



資料：平成30年度 児童虐待相談対応件数＜速報値＞（厚生労働省）

(6) 子どもの人口推計

0歳から11歳までの人口は、平成31年の12,731人に対し、令和6年は1,568人減の11,163人と推計します。

平成31年と令和6年の人口比(R6/H31)を年齢別、区域別にみると、子どもの人口の減少が最も進むのは、0歳では入曽区域と柏原・水富区域、1～2歳では入曽地区、3～5歳では柏原・水富区域、6～11歳では堀兼・奥富・新狭山区域となっています。

なお、区域については第1期計画で定めた「教育・保育の提供区域」です。

子どもの人口推計（各年4月1日）

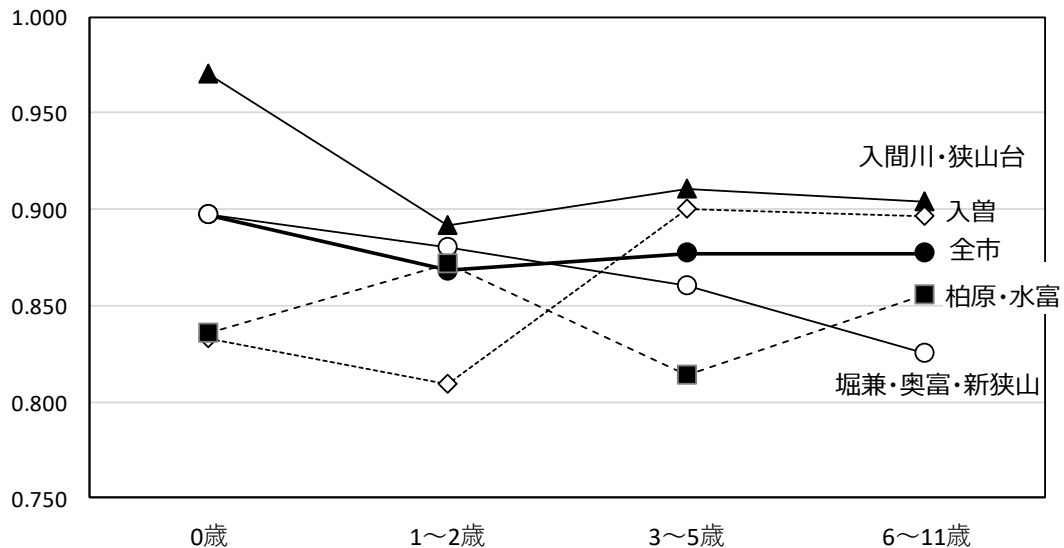
(単位：人)

年齢	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	人口比 (R6/H31)
0歳	900	871	848	832	820	807	0.897
1歳	987	927	896	873	857	845	0.856
2歳	983	994	934	903	880	864	0.879
1・2歳	1,970	1,921	1,830	1,776	1,737	1,709	0.868
3歳	986	980	991	929	899	876	0.888
4歳	1,044	976	971	981	920	891	0.853
5歳	1,035	1,044	976	972	982	920	0.889
3～5歳	3,065	3,000	2,938	2,882	2,801	2,687	0.877
6歳	1,101	1,017	1,026	959	954	964	0.876
7歳	1,080	1,098	1,014	1,022	955	950	0.880
8歳	1,182	1,076	1,094	1,010	1,018	951	0.805
9歳	1,117	1,172	1,067	1,084	1,001	1,008	0.902
10歳	1,154	1,119	1,174	1,069	1,086	1,004	0.870
11歳	1,162	1,152	1,117	1,171	1,067	1,083	0.932
6～11歳	6,796	6,634	6,492	6,315	6,081	5,960	0.877
合計	12,731	12,426	12,108	11,805	11,439	11,163	0.877

※平成31年（実績値） 令和2年～令和6年（推計値）

(R6/H31)

子どもの人口推計グラフ



◇◇第2章 子どもをめぐる状況◇◇

子どもの区域別人口推計（各年4月1日）

（単位：人）

年齢	区域	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	人口比 (R6/H31)
0歳	全市	900	871	848	832	820	807	0.897
	入間川・狭山台	337	344	338	334	331	327	0.970
	入曽	203	193	185	178	175	169	0.833
	堀兼・奥富・新狭山	165	158	154	152	150	148	0.897
	柏原・水富	195	176	171	168	164	163	0.836
1歳	全市	987	927	896	873	857	845	0.856
	入間川・狭山台	400	350	357	351	347	344	0.860
	入曽	220	201	191	183	176	173	0.786
	堀兼・奥富・新狭山	175	166	159	155	153	151	0.863
	柏原・水富	192	210	189	184	181	177	0.922
2歳	全市	983	994	934	903	880	864	0.879
	入間川・狭山台	380	406	355	362	356	352	0.926
	入曽	215	223	204	194	186	179	0.833
	堀兼・奥富・新狭山	167	171	163	156	152	150	0.898
	柏原・水富	221	194	212	191	186	183	0.828
1・2歳 小計	全市	1,970	1,921	1,830	1,776	1,737	1,709	0.868
	入間川・狭山台	780	756	712	713	703	696	0.892
	入曽	435	424	395	377	362	352	0.809
	堀兼・奥富・新狭山	342	337	322	311	305	301	0.880
	柏原・水富	413	404	401	375	367	360	0.872
3歳	全市	986	980	991	929	899	876	0.888
	入間川・狭山台	383	381	407	356	363	357	0.932
	入曽	208	215	223	204	194	186	0.894
	堀兼・奥富・新狭山	170	163	167	157	151	147	0.865
	柏原・水富	225	221	194	212	191	186	0.827
4歳	全市	1,044	976	971	981	920	891	0.853
	入間川・狭山台	416	376	374	399	349	356	0.856
	入曽	205	207	214	222	203	193	0.941
	堀兼・奥富・新狭山	175	164	158	162	152	147	0.840
	柏原・水富	248	229	225	198	216	195	0.786
5歳	全市	1,035	1,044	976	972	982	920	0.889
	入間川・狭山台	369	418	378	376	401	351	0.951
	入曽	236	207	209	216	224	205	0.869
	堀兼・奥富・新狭山	168	170	159	154	158	147	0.875
	柏原・水富	262	249	230	226	199	217	0.828
3～5歳 小計	全市	3,065	3,000	2,938	2,882	2,801	2,687	0.877
	入間川・狭山台	1,168	1,175	1,159	1,131	1,113	1,064	0.911
	入曽	649	629	646	642	621	584	0.900
	堀兼・奥富・新狭山	513	497	484	473	461	441	0.860
	柏原・水富	735	699	649	636	606	598	0.814

年齢	地域	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	人口比 (R6/H31)
6歳	全市	1,101	1,017	1,026	959	954	964	0.876
	入間川・狭山台	433	361	409	370	368	393	0.908
	入曽	242	234	205	207	214	222	0.917
	堀兼・奥富・新狭山	171	164	166	155	149	153	0.895
	柏原・水富	255	258	246	227	223	196	0.769
7歳	全市	1,080	1,098	1,014	1,022	955	950	0.880
	入間川・狭山台	404	427	356	403	364	362	0.896
	入曽	229	242	234	205	207	214	0.934
	堀兼・奥富・新狭山	180	171	164	166	155	149	0.828
	柏原・水富	267	258	260	248	229	225	0.843
8歳	全市	1,182	1,076	1,094	1,010	1,018	951	0.805
	入間川・狭山台	414	399	422	351	398	359	0.867
	入曽	270	228	241	233	204	206	0.763
	堀兼・奥富・新狭山	203	181	172	165	167	156	0.768
	柏原・水富	295	268	259	261	249	230	0.780
9歳	全市	1,117	1,172	1,067	1,084	1,001	1,008	0.902
	入間川・狭山台	396	407	393	415	345	391	0.987
	入曽	228	272	230	243	235	206	0.904
	堀兼・奥富・新狭山	210	200	178	169	162	164	0.781
	柏原・水富	283	293	266	257	259	247	0.873
10歳	全市	1,154	1,119	1,174	1,069	1,086	1,004	0.870
	入間川・狭山台	439	395	406	392	414	344	0.784
	入曽	253	227	271	229	242	234	0.925
	堀兼・奥富・新狭山	197	211	201	179	170	163	0.827
	柏原・水富	265	286	296	269	260	263	0.992
11歳	全市	1,162	1,152	1,117	1,171	1,067	1,083	0.932
	入間川・狭山台	421	442	398	409	395	417	0.990
	入曽	251	250	224	267	226	238	0.948
	堀兼・奥富・新狭山	197	197	211	201	179	170	0.863
	柏原・水富	293	263	284	294	267	258	0.881
6～11歳 小計	全市	6,796	6,634	6,492	6,315	6,081	5,960	0.877
	入間川・狭山台	2,507	2,431	2,384	2,340	2,284	2,266	0.904
	入曽	1,473	1,453	1,405	1,384	1,328	1,320	0.896
	堀兼・奥富・新狭山	1,158	1,124	1,092	1,035	982	955	0.825
	柏原・水富	1,658	1,626	1,611	1,556	1,487	1,419	0.856
0～11歳 合計	全市	12,731	12,426	12,108	11,805	11,439	11,163	0.877
	入間川・狭山台	4,792	4,706	4,593	4,518	4,431	4,353	0.908
	入曽	2,760	2,699	2,631	2,581	2,486	2,425	0.879
	堀兼・奥富・新狭山	2,178	2,116	2,052	1,971	1,898	1,845	0.847
	柏原・水富	3,001	2,905	2,832	2,735	2,624	2,540	0.846

資料：住民基本台帳から狭山市推計

2. 狭山市の子育て環境の現状

(1) 保育所数及び入所者数の推移

保育所数は、平成27年度の29か所に対し、令和元年度は6か所増の35か所となっています（私立が2か所増、地域型保育事業所が4か所増）。また、定員は平成27年度2,120人に対し、令和元年度が246人増の2,366人（私立が175人増、地域型保育事業所が71人増）、入所者数は平成27年度2,100人に対し、令和元年度は179人増の2,279人となっています。

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	保育所数	8	8	8	8	8
	定員	810	810	810	810	810
	入所者数	720	759	776	768	757
	入所率	88.9	93.7	95.8	94.8	93.5
私立 ※認定 こども園 を含む	保育所数	16	16	17	17	18
	定員	1,230	1,230	1,320	1,315	1,405
	入所者数	1,314	1,340	1,395	1,392	1,408
	入所率	106.8	108.9	105.7	105.9	100.2
地域型 保育事 業所	保育所数	5	5	6	8	9
	定員	80	80	103	141	151
	入所者数	66	59	71	93	114
	入所率	82.5	73.8	68.9	66.0	75.5
合計	保育所数	29	29	31	33	35
	定員	2,120	2,120	2,233	2,266	2,366
	入所者数	2,100	2,158	2,242	2,253	2,279
	入所率	99.1	101.8	100.4	99.4	96.3

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）



(2) 保育所の待機児童数の推移

待機児童数は、年度により増減していますが、平成31年4月時点で解消にいたらず、各年度とも0歳児から2歳児までの低年齢児が多くを占め、この割合は令和元年度が69%となっており、平成27年度から令和元年度までの5年間の平均は66%となっています。

(単位：人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
0歳	1	4	2	4	3
1歳	12	25	14	15	20
2歳	3	19	15	6	6
3歳	4	17	10	17	9
4歳	1	4	2	9	3
5歳	0	0	0	0	1
合計	21	69	43	51	42

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

(3) 幼稚園数及び就園児数の推移

幼稚園数は、平成27年度の10か所に対し、令和元年度は1か所減の9か所となっています（私立1か所減）。また、定員は平成27年度が2,035人に対し、令和元年度は315人減の1,720人（私立315人減）、園児数は、平成27年度の1,616人に対し、令和元年度は535人減の1,081人となっています。

(単位：人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	幼稚園数	2	2	2	2	2
	定員	240	240	240	240	240
	園児数	205	183	178	186	160
私立	幼稚園数	8	8	8	7	7
	定員	1,795	1,795	1,795	1,480	1,480
	園児数	1,411	1,329	1,329	965	921
合計	幼稚園数	10	10	10	9	9
	定員	2,035	2,035	2,035	1,720	1,720
	園児数	1,616	1,512	1,507	1,151	1,081

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

（４）学童保育室数及び在籍者数の推移

学童保育室は、平成27年度の23か所に対し、令和元年度は3か所増の26か所となっています（公立4か所増、私立1か所減）。また、定員は平成27年度が964人に対し、令和元年度は210人増の1,174人（公立230人増、私立20人減）、在籍者数は、平成27年度の912人に対し、令和元年度は175人増の1,087人となっています（公立194人増、私立19人減）。

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公立	学童保育室数	21	22	23	23	25
	定員	920	950	1,040	1,040	1,150
	在籍者数	873	956	973	1,005	1,067
私立	学童保育室数	2	1	1	1	1
	定員	44	24	24	24	24
	在籍者数	39	16	16	21	20
合計	学童保育室数	23	23	24	24	26
	定員	964	974	1,064	1,064	1,144
	在籍者数	912	972	989	1,026	1,087

資料：学務課（各年4月1日現在）

（５）学童保育室の待機児童数の推移

待機児童数は、年度により増減していますが、平成29年度には、定員を拡大し、大きく待機児童数を減らすことができましたが、平成30年度には、入室希望者が急増したことから、再び増加しています。

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
1年生	0	0	0	2	1
2年生	0	0	0	3	5
3年生	0	5	0	25	8
4年生	36	42	12	29	29
5年生	3	5	2	12	14
6年生	0	0	0	6	2
合計	39	52	14	77	59

資料：学務課（各年4月1日現在）

3. 第1期計画の進捗状況

(1) 就学前の教育・保育の量の見込みに対する実績の状況

平成31年4月時点の量の見込みに対し、3号認定のうち1・2歳児については量の実績が上回り、提供体制が追いつかない状況となっています。また、0歳児については量の実績が下回りましたが、年度末に向け入所希望者が増加しており、年度途中では量の実績が上回っている状況にあります。

また、2号認定子ども（3～5歳）については量の見込みに対し、実績が上回っている状況にあります。なお、各認定区分の内容については次のとおりとなります。

認定区分の内容

年齢区分	認定区分		利用施設など
3～5歳	1号認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育所 認定こども園
1・2歳	3号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育所 認定こども園 小規模保育など
0歳			

【1号・2号認定（3～5歳）】

●全体

(単位：人)

		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		1号	2号	1号	2号	1号	2号
量の見込み※	計画値	1,981	1,279	1,970	1,342	1,915	1,305
	実績値	1,796	1,274	1,653	1,331	1,465	1,374
提供体制※	計画値	2,426	1,296	2,267	1,309	2,267	1,309
	実績値	2,300	1,327	2,300	1,327	2,210	1,387
		平成30年度		令和元年度			
		1号	2号	1号	2号		
量の見込み	計画値	1,872	1,276	1,781	1,214		
	実績値	1,441	1,396	1,284	1,368		
提供体制	計画値	2,267	1,309	2,267	1,309		
	実績値	2,125	1,363	1,992	1,402		

提供体制の数値は、市外施設利用を除いた数値。

資料：保育幼稚園課（各年4月1日現在）

※量の見込み：保育園・幼稚園・認定子ども園等のニーズ量（需要量）

※提供体制：提供可能な量（供給量）

●入間川・狭山台区域

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
量の見込み	計画値	737	476	751	511	741	505
	実績値	889	449	840	502	732	500
提供体制	計画値	1,040	445	941	499	941	499
	実績値	1,040	466	1,040	466	950	526
		平成 30 年度		令和元年度			
		1 号	2 号	1 号	2 号		
量の見込み	計画値	721	491	681	464		
	実績値	698	515	610	518		
提供体制	計画値	941	499	941	499		
	実績値	895	508	900	508		

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●入曽区域

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
量の見込み	計画値	423	273	425	290	408	278
	実績値	278	274	242	283	199	305
提供体制	計画値	520	265	520	265	520	265
	実績値	520	271	520	271	520	271
		平成 30 年度		令和元年度			
		1 号	2 号	1 号	2 号		
量の見込み	計画値	402	274	383	261		
	実績値	201	312	182	297		
提供体制	計画値	520	265	520	265		
	実績値	520	265	377	304		

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●堀兼・奥富・新狭山区域

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
量の見込み	計画値	350	226	341	232	321	219
	実績値	351	201	320	204	288	225
提供体制	計画値	383	253	383	231	383	231
	実績値	415	253	415	253	415	253
		平成 30 年度		令和元年度			
		1 号	2 号	1 号	2 号		
量の見込み	計画値	310	212	290	198		
	実績値	280	220	270	224		
提供体制	計画値	383	231	383	231		
	実績値	415	253	415	253		

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●柏原・水富区域

(単位：人)

		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		1 号	2 号	1 号	2 号	1 号	2 号
量の見込み	計画値	471	304	453	309	445	303
	実績値	278	350	251	342	246	344
提供体制	計画値	325	337	265	318	265	318
	実績値	325	337	325	337	325	337
		平成 30 年度		令和元年度			
		1 号	2 号	1 号	2 号		
量の見込み	計画値	439	299	427	291		
	実績値	262	349	222	329		
提供体制	計画値	265	318	265	318		
	実績値	295	337	300	337		

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

【3号認定（0～2歳）】

●全体

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計
量の見込み	計画値	192	784	976	182	794	976	182	795	977
	実績値	97	739	836	114	777	891	130	784	914
提供体制	計画値	186	638	824	195	696	891	195	714	909
	実績値	175	618	793	174	618	792	191	655	846
		平成 30 年度			令和元年度					
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計			
量の見込み	計画値	176	754	930	171	729	900			
	実績値	137	760	897	145	811	956			
提供体制	計画値	195	714	909	195	729	924			
	実績値	207	696	903	225	739	964			

※提供体制の計画値は、市外施設利用を除いた数値。

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●入間川・狭山台区域

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計
量の見込み	計画値	75	305	380	73	303	376	73	310	383
	実績値	32	290	322	46	280	326	41	302	343
提供体制	計画値	88	266	354	97	295	392	97	295	392
	実績値	78	255	333	77	255	332	89	292	381
		平成 30 年度			令和元年度					
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計			
量の見込み	計画値	70	298	368	68	289	357			
	実績値	73	286	359	50	306	356			
提供体制	計画値	97	295	392	97	310	407			
	実績値	98	315	413	100	323	423			

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●入曽区域

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計
量の見込み	計画値	41	163	204	37	170	207	37	169	206
	実績値	24	182	206	18	188	206	34	173	207
提供体制	計画値	37	130	167	37	133	170	37	133	170
	実績値	37	124	161	37	124	161	40	128	168
		平成 30 年度			令和元年度					
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計			
量の見込み	計画値	35	156	191	35	150	185			
	実績値	28	164	192	41	181	222			
提供体制	計画値	37	133	170	37	133	170			
	実績値	40	134	174	56	169	225			

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●堀兼・奥富・新狭山区域

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計
量の見込み	計画値	33	136	169	31	133	164	31	133	164
	実績値	16	118	134	23	136	159	23	135	158
提供体制	計画値	30	111	141	30	128	158	30	128	158
	実績値	30	111	141	30	111	141	32	107	139
		平成 30 年度			令和元年度					
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計			
量の見込み	計画値	31	126	157	30	123	153			
	実績値	24	141	165	25	143	168			
提供体制	計画値	30	128	158	30	128	158			
	実績値	33	107	140	33	107	140			

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

●柏原・水富区域

(単位：人)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計
量の見込み	計画値	43	180	223	41	188	229	41	183	224
	実績値	25	149	174	27	173	200	32	174	206
提供体制	計画値	30	128	158	30	137	167	30	155	185
	実績値	30	128	158	30	128	158	30	128	158
		平成 30 年度			令和元年度					
		0 歳	1・2 歳	計	0 歳	1・2 歳	計			
量の見込み	計画値	40	174	214	38	167	205			
	実績値	12	169	181	29	181	210			
提供体制	計画値	30	155	185	30	155	185			
	実績値	36	140	176	36	140	176			

資料：保育幼稚園課（各年 4 月 1 日現在）

(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗状況

①利用者支援に関する事業

担当課	こども支援課・保育幼稚園課・保健センター
事業概要	教育・保育施設や地域の子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるよう 情報提供や助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業
提供区域	市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み（か所）	計画値	1	1	1	2	2
	実績値	0	1	3	4	—
提供体制（か所）	計画値	1	1	1	2	2
	実績値	0	1	3	4	—

取組状況	平成 28 年 9 月から保健センターでは、保健師及び助産師各 1 名を配置し、利用者支援事業（母子保健型）※を開始しました。平成 29 年 4 月から総合子育て支援センターでは、子育てに関する情報提供や相談に対応するため、子育て相談員のうち 2 名を利用者支援員とし、利用者支援事業（基本型）※を、保育幼稚園課では、教育・保育施設の利用に関する相談に対応するため、利用者支援事業（特定型）※を開始しました。 また、保健センターでは妊娠届提出時における更なる面談率の向上を目指し、妊娠期からの母子保健に関する相談に対応するため、平成 30 年 7 月から市役所本庁舎内 1 階にも利用者支援事業（母子保健型）の窓口を開設しました。 なお、利用者支援事業の実施窓口については、児童虐待を未然に防ぐため、相談件数の増加に対応すべく増設してきたものです。
今後の方向性など	各種相談に応じるため、利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）において、必要な情報を共有し、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を行います。

※利用者支援事業（母子保健型）：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩みなどに円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施する事業

※利用者支援事業（基本型）：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供・相談・助言・関係機関との連絡調整を行い、地域の子育て支援者の育成等も行う事業

※利用者支援事業（特定型）：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業

②時間外保育事業（延長保育事業）

担当課	保育幼稚園課
事業概要	保護者の就労時間の延長などにより、認定を受けた保育時間を越えて保育を実施する事業（0～5歳）
提供区域	4区域

区域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	量の見込み （人／月）	計画値	428	440	439	419	402
		実績値	484	488	475	526	—
	提供体制 （人／月）	計画値	555	555	555	555	555
		実績値	484	488	475	526	—
入間川 狭山台	量の見込み （人／月）	計画値	176	180	180	172	165
		実績値	216	218	202	264	—
	提供体制 （人／月）	計画値	227	227	227	227	227
		実績値	216	218	202	264	—
入曽	量の見込み （人／月）	計画値	103	106	106	101	97
		実績値	86	96	87	86	—
	提供体制 （人／月）	計画値	134	134	134	134	134
		実績値	86	96	87	86	—
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み （人／月）	計画値	72	75	74	71	68
		実績値	93	94	97	92	—
	提供体制 （人／月）	計画値	94	94	94	94	94
		実績値	93	94	97	92	—
柏原 水富	量の見込み （人／月）	計画値	77	79	79	75	72
		実績値	89	80	89	84	—
	提供体制 （人／月）	計画値	100	100	100	100	100
		実績値	89	80	89	84	—

取組状況	平成30年4月1日現在、保育所など24園で19時まで、地域型保育事業所6か所で最長19時30分まで、公立保育所と認定子ども園各1か所で20時まで延長保育を実施しました。 利用状況に応じて、柔軟に子どもの受け入れなどを行いました。
今後の方向性 など	利用者のニーズに沿った利用時間を把握し、引き続き事業を実施していきます。

③放課後児童健全育成事業（学童保育室）

担当課	学務課
事業概要	昼間、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、授業終了後に学童保育室を利用して、適切な遊び及び生活の場を提供してその健全育成を図る事業
提供区域	小学校区

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
全体	量の見込み （人）	計画値	1,058	1,038	1,033	1,020	1,014
		実績値	873	956	973	1,005	1,067
	提供体制 （人）	計画値	964	994	1,014	1,014	1,014
		実績値	920	950	1,040	1,040	1,150
入間川 小学校	量の見込み （人）	計画値	59	60	61	62	63
		実績値	51	49	56	59	60
	提供体制 （人）	計画値	30	30	50	50	50
		実績値	30	30	60	60	60
入間川 東 小学校	量の見込み （人）	計画値	88	89	91	92	93
		実績値	51	80	75	80	120
	提供体制 （人）	計画値	70	100	100	100	100
		実績値	50	80	80	80	80
富士見 小学校	量の見込み （人）	計画値	99	97	95	92	93
		実績値	85	87	88	89	97
	提供体制 （人）	計画値	80	80	80	80	80
		実績値	80	80	80	80	80
南 小学校	量の見込み （人）	計画値	106	99	98	92	87
		実績値	88	88	82	79	80
	提供体制 （人）	計画値	80	80	80	80	80
		実績値	80	80	80	80	80
山王 小学校	量の見込み （人）	計画値	69	69	68	68	67
		実績値	55	55	69	80	82
	提供体制 （人）	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	80	80	80
入間野 小学校	量の見込み （人）	計画値	78	78	83	86	86
		実績値	65	75	77	76	80
	提供体制 （人）	計画値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	100	100
御狩場 小学校	量の見込み （人）	計画値	36	36	35	36	35
		実績値	32	44	39	49	45
	提供体制 （人）	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	50	50	50

◇◇第2章 子どもをめぐる状況◇◇

			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
堀兼 小学校	量の見込み (人)	計画値	50	49	46	45	43
		実績値	38	47	45	42	45
	提供体制 (人)	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	50	50	50
狭山台 小学校	量の見込み (人)	計画値	90	84	84	82	82
		実績値	88	99	96	98	83
	提供体制 (人)	計画値	100	100	100	100	100
		実績値	100	100	100	100	100
新狭山 小学校	量の見込み (人)	計画値	72	71	68	69	72
		実績値	65	78	80	81	80
	提供体制 (人)	計画値	80	80	80	80	80
		実績値	80	80	80	80	80
奥富 小学校	量の見込み (人)	計画値	54	55	55	53	51
		実績値	53	49	42	47	50
	提供体制 (人)	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	50	50	50
柏原 小学校	量の見込み (人)	計画値	65	64	63	62	62
		実績値	57	56	81	80	80
	提供体制 (人)	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	80	80	90
水富 小学校	量の見込み (人)	計画値	65	63	63	61	61
		実績値	42	48	45	43	60
	提供体制 (人)	計画値	84	84	84	84	84
		実績値	60	60	60	60	60
広瀬 小学校	量の見込み (人)	計画値	78	76	75	73	72
		実績値	59	57	59	58	70
	提供体制 (人)	計画値	40	40	40	40	40
		実績値	40	40	40	40	90
笹井 小学校	量の見込み (人)	計画値	49	48	48	47	47
		実績値	44	44	39	44	35
	提供体制 (人)	計画値	50	50	50	50	50
		実績値	50	50	50	50	50

※令和元年度より入間川東小と富士見小の提供体制に関しては、学校敷地内の本室とは別に校舎外に合同で保育を行う「入間川東小・富士見小学童保育室分室」定員50名があります

取組状況	公立23施設、民間1施設で申込状況に応じて、柔軟に児童の受け入れなどを行いました。
今後の方向性 など	児童数は年々減少傾向ですが、世帯の状態、両親の就労形態の変化により、学童保育室の利用希望者は増加傾向にあります。一定の地域に待機児童が発生しているため、施設を整備し、待機児童の解消に努めていきます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

担当課	こども支援課
事業概要	保護者が仕事その他の理由により、家庭で子どもの養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設などで一時的（7日間程度）に子どもを預かる事業
提供区域	市全域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み（人日）	計画値	15	15	15	15	15
	実績値	0	0	0	4	—
提供体制（人日）	計画値	15	15	15	15	15
	実績値	0	0	0	4	—

取組状況	市外の児童養護施設を受け入れ施設として事業を実施し、2名の利用実績がありましたが、ニーズが施設の繁忙期と重なり、十分な提供ができませんでした。
今後の方向性など	受け入れ先となる施設の追加を検討し、受け入れ体制の充実を図ります。

⑤乳児家庭全戸訪問事業

担当課	保健センター
事業概要	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や民生委員・児童委員が訪問し、子育てに関する情報提供や助言を行う事業
提供区域	市全域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み（人）	計画値	1,001	938	905	874	849
	実績値	977	983	958	914	—
提供体制（人）	計画値	協働団体：狭山市民生委員・児童委員協議会				
	実績値	協働団体：狭山市民生委員・児童委員協議会				

取組状況	狭山市民生委員・児童委員協議会と協働し実施しました。 100%の実施ができました。
今後の方向性など	引き続き、狭山市民生委員・児童委員協議会と協働し実施していきます。

⑥養育支援訪問事業

担当課	こども支援課
事業概要	子どもの養育のために支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行い、その家庭が適切な養育を行えるよう支援する事業
提供区域	市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み（人）	計画値	5	5	5	5	5
	実績値	2	2	2	6	—
提供体制（人）	計画値	登録支援員、委託ヘルパーによる訪問				
	実績値	登録支援員、委託ヘルパーによる訪問				

取組状況	子どもの養育のために支援が必要な家庭に助産師やヘルパーなどが訪問し、養育の助言・援助を行い、対象となる家庭すべてに対して実施することができました。
今後の方向性 など	各種相談・助言や、援助を通じて、子どもの健全な育成のために必要な家庭環境を整えていきます。



⑦地域子育て支援拠点事業

担当課	こども支援課・保育幼稚園課
事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業（0～3歳）
提供区域	4区域

区域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	量の見込み （人）	計画値	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000
		実績値	33,938	33,403	32,984	33,940	—
	提供体制 （か所）	計画値	9	9	9	9	10
		実績値	9	9	9	9	—
入間川 狭山台	量の見込み （人）	計画値	18,757	18,757	18,757	18,757	18,757
		実績値	16,964	18,657	17,933	17,425	—
	提供体制 （か所）	計画値	4	4	4	4	4
		実績値	4	4	4	4	4
入曽	量の見込み （人）	計画値	3,764	3,764	3,764	3,764	3,764
		実績値	4,605	3,542	3,659	3,720	—
	提供体制 （か所）	計画値	1	1	1	1	1
		実績値	1	1	1	1	1
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み （人）	計画値	8,506	8,506	8,506	8,506	8,506
		実績値	7,500	6,776	7,400	8,722	—
	提供体制 （か所）	計画値	3	3	3	3	3
		実績値	3	3	3	3	3
柏原 水富	量の見込み （人）	計画値	2,973	2,973	2,973	2,973	2,973
		実績値	4,869	4,428	3,992	4,073	—
	提供体制 （か所）	計画値	1	1	1	1	2
		実績値	1	1	1	1	1

取組状況	総合子育て支援センター、子育てプレイス（5か所）及び地域子育て支援センター（3か所）において、子育て中の親子が一緒に遊び、気軽に交流ができる場を提供するとともに、保育士が育児に関する相談に対応するほかイベントや講座などの情報提供を行いました。
今後の方向性 など	親子が気軽に利用できる場として、事業や相談機能の充実を図っていきます。

⑧一時預かり事業

(ア) 幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業

担当課	保育幼稚園課・学務課
事業概要	幼稚園、認定こども園における通常の教育時間前後の時間や長期休業期間中などに在園児を一時的に預かる事業（3～5歳）
提供区域	4区域

区域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	1号量の見込み（人）	計画値	15,865	15,829	15,200	14,856	14,136
		実績値	15,603	16,316	16,536	17,168	—
	2号量の見込み（人）	計画値	1,419	1,419	1,419	1,419	1,419
		実績値	—	—	—	—	—
	提供体制（人）	計画値	20,556	20,556	20,556	20,556	20,556
		実績値	15,603	16,316	16,536	17,168	—
入間川 狭山台	1号量の見込み（人）	計画値	7,790	7,772	7,463	7,294	6,941
		実績値	8,992	9,315	10,256	11,065	—
	2号量の見込み（人）	計画値	697	697	697	697	697
		実績値	—	—	—	—	—
	提供体制（人）	計画値	11,490	11,490	11,490	11,490	11,490
		実績値	8,992	9,315	10,256	11,065	—
入曽	1号量の見込み（人）	計画値	2,491	2,485	2,386	2,332	2,219
		実績値	837	975	1,569	1,155	—
	2号量の見込み（人）	計画値	223	223	223	223	223
		実績値	—	—	—	—	—
	提供体制（人）	計画値	628	628	628	628	628
		実績値	837	975	1,569	1,155	—
堀兼 奥富 新狭山	1号量の見込み（人）	計画値	3,141	3,134	3,010	2,942	2,799
		実績値	2,687	3,526	2,750	2,995	—
	2号量の見込み（人）	計画値	281	281	281	281	281
		実績値	—	—	—	—	—
	提供体制（人）	計画値	3,018	3,018	3,018	3,018	3,018
		実績値	2,687	3,526	2,750	2,995	—
柏原 水富	1号量の見込み（人）	計画値	2,443	2,438	2,341	2,288	2,177
		実績値	3,087	2,500	1,961	1,953	—
	2号量の見込み（人）	計画値	218	218	218	218	218
		実績値	—	—	—	—	—
	提供体制（人）	計画値	5,420	5,420	5,420	5,420	5,420
		実績値	3,087	2,500	1,961	1,953	—

※表中の「1号量の見込み（人）・実績値」には「2号量の見込み（人）・実績値」を含む

取組状況	入間川・狭山台区域では公立幼稚園1園、私立幼稚園3園及び認定こども園2園で、入曽区域では私立幼稚園2園及び認定こども園2園で、堀兼・奥富・新狭山区域では私立幼稚園1園及び認定こども園1園で、柏原・水富区域では公立幼稚園1園及び私立幼稚園1園でそれぞれ実施しました。
今後の方向性など	子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるためにも必要な事業であり、引き続き実施していきます。

(イ) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かり事業

担当課	こども支援課・保育幼稚園課
事業概要	保護者の急病や冠婚葬祭などで家庭での保育が困難な場合に保育所などで一時的に子どもを預かる事業（0～5歳） 子育ての援助を受けたい人（預ける会員）と子育ての援助を行いたい人（預かる会員）を会員とする組織により、保育所などへの送迎や一時預かりを行う事業
提供区域	4区域

区域			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全体	量の見込み (人)	計画値	11,400	11,400	11,400	11,400	11,400
		実績値	12,334	12,588	12,896	14,150	—
	提供体制 保育所など (人)	計画値	17,600	17,600	17,600	17,600	17,600
		実績値	10,383	10,623	10,337	11,361	—
	提供体制 ファミリー・サポ ート・センター 事業(人)	計画値	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
		実績値	1,951	1,965	2,559	2,789	—
入間川 狭山台	量の見込み (人)	計画値	5,117	5,117	5,117	5,117	5,117
		実績値	4,621	4,753	4,901	5,379	—
	提供体制 保育所など (人)	計画値	7,900	7,900	7,900	7,900	7,900
		実績値	3,890	4,011	3,929	4,422	—
	提供体制 ファミリー・サポ ート・センター 事業(人)	計画値	629	629	629	629	629
		実績値	1,414	1,424	1,855	2,022	—
入曽	量の見込み (人)	計画値	1,423	1,423	1,423	1,423	1,423
		実績値	2,588	2,715	2,776	2,997	—
	提供体制 保育所など (人)	計画値	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
		実績値	2,179	2,291	2,225	2,463	—
	提供体制 ファミリー・サポ ート・センター 事業(人)	計画値	175	175	175	175	175
		実績値	257	259	337	367	—

◇◇第2章 子どもをめぐる状況◇◇

堀兼 奥富 新狭山	量の見込み (人)	計画値	3,526	3,526	3,526	3,526	3,526
		実績値	2,202	2,195	2,229	2,310	—
	提供体制 保育所など (人)	計画値	3,900	3,900	3,900	3,900	3,900
		実績値	1,854	1,853	1,786	1,899	—
	提供体制 ファミリー・サポ ート・センター 事業(人)	計画値	310	310	310	310	310
		実績値	84	84	109	119	—
柏原 水富	量の見込み (人)	計画値	2,332	2,332	2,332	2,332	2,332
		実績値	2,922	2,925	2,991	3,135	—
	提供体制 保育所など (人)	計画値	3,600	3,600	3,600	3,600	3,600
		実績値	2,460	2,468	2,397	2,577	—
	提供体制 ファミリー・サポ ート・センター 事業(人)	計画値	286	286	286	286	286
		実績値	196	198	258	281	—

取組状況	「保育所など」では、入間川・狭山台区域において民間保育園及び認定こども園（合計定員 48 人）で、入曽区域において民間保育園及び認定こども園（合計定員 28 人）で、堀兼・奥富・新狭山区域において民間保育園（合計定員 30 人）で、柏原・水富区域において公立保育所及び民間保育園（合計定員 25 人）でそれぞれ半日単位又は 1 日単位の一時預かり事業を実施しました。 また、入間川・狭山台区域では総合子育て支援センター内ちゃっぽ保育室において、1 時間単位で利用できる一時預かり事業（定員 10 人）を実施しました。 ファミリー・サポート・センター事業については、預ける会員と預かる会員の利用調整を行いながら、利用者の希望に応じた事業を実施しました。 ※ファミリー・サポート・センター事業の平成 30 年度計画値と実績値の差は、国への実績報告の算出方法の変更に伴うもので、利用者への影響はありませんでした
今後の方向性 など	子育て家庭の多様な保育ニーズに応えるためにも必要な事業であり、引き続き実施していきます。



⑨病児・病後児保育事業

担当課	こども支援課・保育幼稚園課
事業概要	・病後児保育 病気回復期にある子どもが、保護者の就労などにより家庭での保育が難しい場合に保育所において保育を実施する事業 ・病児病後児預かり 軽度な病気あるいは病気回復期にあるが保育所などの保育施設に預けることができない場合に一時的に子どもを預かる事業（ファミリー・サポート・センター事業）
提供区域	市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み（人）	計画値	1,283	1,250	1,207	1,167	1,119
	実績値	13	12	6	33	—
提供体制（人）	病後児保育事業	計画値	732	732	732	732
		実績値	10	9	5	—
	ファミリー・サポート・センター事業	計画値	1,000	1,000	1,000	1,000
		実績値	3	3	1	—

取組状況	病後児保育は、祇園保育所で実施しています。 病児病後児預かりは、ファミリー・サポート・センター事業で実施しています。
今後の方向性	病後児保育は祇園保育所において、病児病後児預かりは、ファミリー・サポート・センター事業において引き続き実施していきます。病後児保育は 9 歳まで利用できることから、学童保育室などへの周知活動を促進していきます。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業/就学児）

担当課	こども支援課
事業概要	子育ての援助を受けたい人（預ける会員）と子育ての援助を行いたい人（預かる会員）を会員とする組織により、塾などへの送迎や一時預かりを行う事業
提供区域	市全域

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
量の見込み（人）	計画値	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	実績値	930	1,336	979	2,099	—
提供体制（人）	計画値	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	実績値	930	1,336	979	2,099	—

取組状況	平成31年3月現在、預かる会員133人、預ける会員689人、両方会員53人が登録しており、預ける会員のさまざまなニーズに対して提供会員による育児援助を実施しました。 ※ファミリー・サポート・センター事業の平成30年度計画値と実績値の差は、国への実績報告の算出方法の変更に伴うもので、利用者への影響はありませんでした
今後の方向性	さまざまなニーズに対応できるよう預かる会員については、研修を実施しスキルアップにつなげています。今後も制度のPRを図りながら、事業を実施していきます。

⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

担当課	保健センター
事業概要	妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的として妊婦に対する健康診査を実施する事業
提供区域	市全域

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
量の見込み（件）	計画値	14,014	13,132	12,670	12,236	11,886
	実績値	11,748	11,935	11,488	10,719	—
提供体制（回）	計画値	14	14	14	14	14
	実績値	14	14	14	14	—

取組状況	妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的に妊婦健康診査14回分の費用の助成を実施しました。
今後の方向性	引き続き、県が委託した業者が県内の医療機関、1都5県と一括契約して事業を実施していく予定です。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

担当課	保育幼稚園課
事業概要	生活保護などの家庭に対し、教育・保育施設などに支払う実費徴収金の一部について補足給付を行う事業
提供区域	市全域

取組状況	民間保育所5園（対象者7人）にて実施しました。
今後の方向	引き続き対象者に対して補足給付を実施していきます。

⑬多様な主体が本制度※に参入することを促進するための事業

担当課	保育幼稚園課
事業概要	待機児童解消のため、多様な事業者の能力を活用できる小規模保育事業などを実施するにあたり、連携施設の確保などの事業運営や保育についての相談・助言など、事業者が質の高い安定した運営ができるように支援する事業
提供区域	市全域

取組状況	地域型保育事業所2か所に対し相談・助言などを行いました。
今後の方向性	既存の認可保育所などと連携を推進し、保育の質の向上を図っていきます。

※本制度：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた子ども・子育て支援新制度のことで、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めるものです



(3) 施策の推進状況

「狭山市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)に盛り込まれた施策について、下記の評価基準に従って評価を行いました。施策の今後の方針とともに、以下に示します。

■評価基準

- 5：目標達成（実施済み）
 4：概ね実施（70%以上）
 3：一部実施（70%未満）
 2：検討・調査中
 （事業には着手していないが、部署内で検討などを行ったものを含む）
 1：未着手

■今後の方針

- 3：継続
 2：見直し
 1：廃止

基本方針	施 策			評価					今後の方針		
	大分類	小分類	事業数	5	4	3	2	1	3	2	1
Ⅰ	1. 地域の子育て支援施策の推進	(1) 地域子育て支援サービスの充実	13	7	2	4	0	0	13	0	0
		(2) 子育て支援ネットワークの充実	9	5	3	1	0	0	7	2	0
		(3) 地域における子育てサポート体制の充実	3	3	0	0	0	0	3	0	0
	2. 親子の健康の推進	(1) 妊娠期からの疾病予防と健康増進	4	1	3	0	0	0	4	0	0
		(2) 子どもの疾病予防と健康増進	8	1	7	0	0	0	8	0	0
		(3) 食育の推進	5	1	4	0	0	0	5	0	0
		(4) 思春期保健対策の充実	5	1	3	1	0	0	5	0	0
		(5) 安心して子どもが医療にかかれる環境整備	4	4	0	0	0	0	4	0	0
	3. 援助を必要とする子どもと家庭に対する取り組みの推進	(1) 児童虐待などの防止	9	3	4	2	0	0	9	0	0
		(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進	12	6	6	0	0	0	12	0	0
		(3) 障害児施策の充実	11	6	4	1	0	0	10	1	0
		(4) 発達支援施策の充実	3	1	2	0	0	0	3	0	0
Ⅱ	4. 仕事と子育ての両立の推進	(1) 仕事と生活の調和の推進	6	5	1	0	0	0	6	0	0
		(2) 男性の子育て参画の促進	3	1	2	0	0	0	3	0	0
		(3) 保育サービスの充実	8	4	2	2	0	0	8	0	0
Ⅲ	5. 次代を担う子どもの自立と健全育成の推進	(1) 次代を担う親の育成	7	4	3	0	0	0	6	0	1
		(2) 子どもの健全育成の充実	9	4	1	4	0	0	7	1	1
		(3) 生きる力を育む教育の推進	17	4	9	3	0	1	15	1	1
		(4) 家庭や地域の教育力向上の促進	7	5	1	1	0	0	7	0	0
		(5) 有害環境対策の推進	3	3	0	0	0	0	1	1	1
Ⅳ	6. 親子が安心して暮らせるまちづくりの推進	(1) 子育て住環境の確保と整備	5	5	0	0	0	0	4	1	0
		(2) 交通安全対策の推進	3	0	1	2	0	0	3	0	0
		(3) 防犯対策の推進	5	0	2	2	1	0	5	0	0
合 計			158	73	60	23	1	1	147	7	4

■大分類別の進捗状況

1. 地域の子育て支援施策の推進

80%の事業において概ね目標が達成されました。相談支援体制の充実、地域との交流を図れる場の提供、集いの場や一時預かりの体制の整備、地域における子育てサポート体制の充実などに関する25事業すべての事業が実施されました。

2. 親子の健康の推進

96%の事業において概ね目標が達成されました。親の不安を解消するための各種教室・健康診査・家庭訪問の実施、子育ての仲間づくりの推進、食に対する理解を深める事業の充実、健康に対する意識啓発、小児医療体制の充実、保健、医療、福祉、教育の各分野の連携の充実などに関する26事業すべての事業が実施されました。

3. 援助を必要とする子どもと家庭に対する取り組みの推進

91%の事業において概ね目標が達成されました。虐待を未然に防ぐための相談支援事業や関係機関との連携、児童・生徒に対しての人権教育の実施による自己を大切にする意識の啓発、被害にあった子どもたちに対する支援、ひとり親家庭における就業支援や経済的負担の軽減、発達や障害に心配がある子どもがいる家庭へのサポートなどに関する35事業すべての事業が実施されました。

4. 仕事と子育ての両立の推進

88%の事業において概ね目標が達成されました。多様な働き方や仕事と生活の調和を可能とするための環境の整備、男女の固定的な役割分担を見直す意識改革の啓発、男性の子育て参加促進などに関する17事業すべての事業が実施されました。

5. 次代を担う子どもの自立と健全育成の推進

79%の事業において概ね目標が達成されました。学校における学習環境の整備や指導体制の充実、家庭や地域における子どもの教育を支援するような講座やスポーツ活動・世代間交流促進、校庭や体育館の開放、子どもの遊び場を確保・拡充、子どもに対する有害環境の排除などに関する43事業すべての事業が実施されました。

6. 親子が安心して暮らせるまちづくりの推進

62%の事業において概ね目標が達成されましたが、未達成の事業については引き続き関係機関と調整していきます。良好な住宅の確保のための住宅や制度に関わる情報の提供、バリアフリー環境の整備、安全な通学路の整備、交通安全教室や啓発活動、防犯対策の推進、関係機関の協働によるセーフコミュニティの推進などに関する13事業すべての事業が実施されました。

4. アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要

■目的

狭山市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市民の皆様より教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、ご意見などを把握するためのアンケート調査（以下、「アンケート調査」という。）を実施しました。

■調査期間

平成30年12月7日（金）～平成30年12月25日（火）

■調査対象者

市内在住の就学前及び小学生のお子さんがいる方の中から、無作為に抽出

■調査方法

郵送による調査票の発送と回収

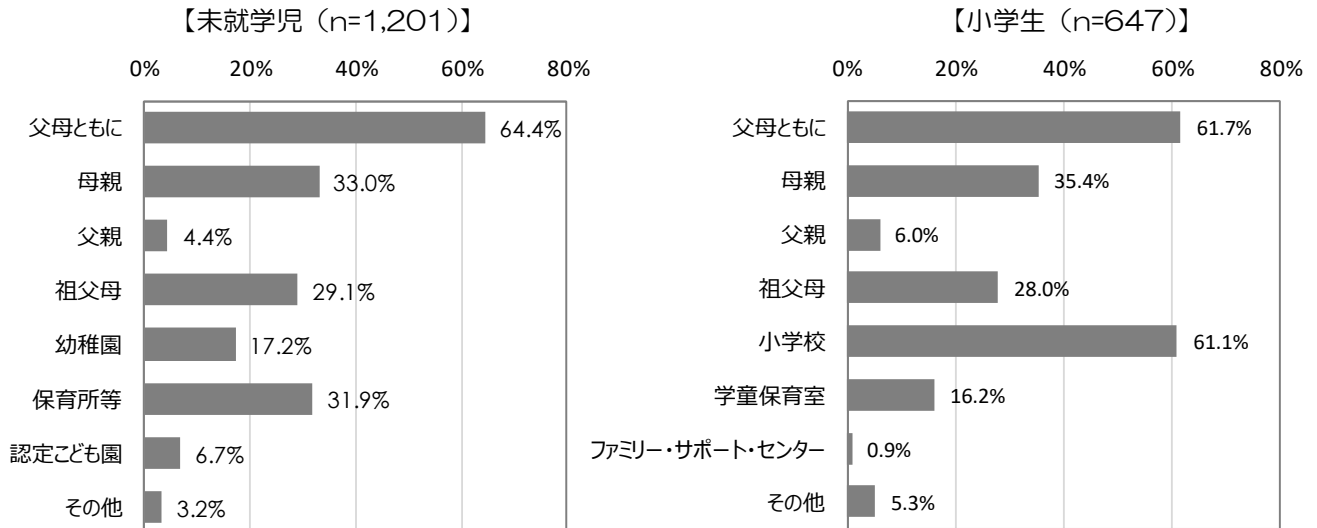
■配布数及び回収数

	配布数	回収数	回収率
未就学児保護者	2,000 件	1,201 件	60.1%
小学生保護者	1,000 件	647 件	64.7%
合計	3,000 件	1,848 件	61.6%

(2) 主な調査結果

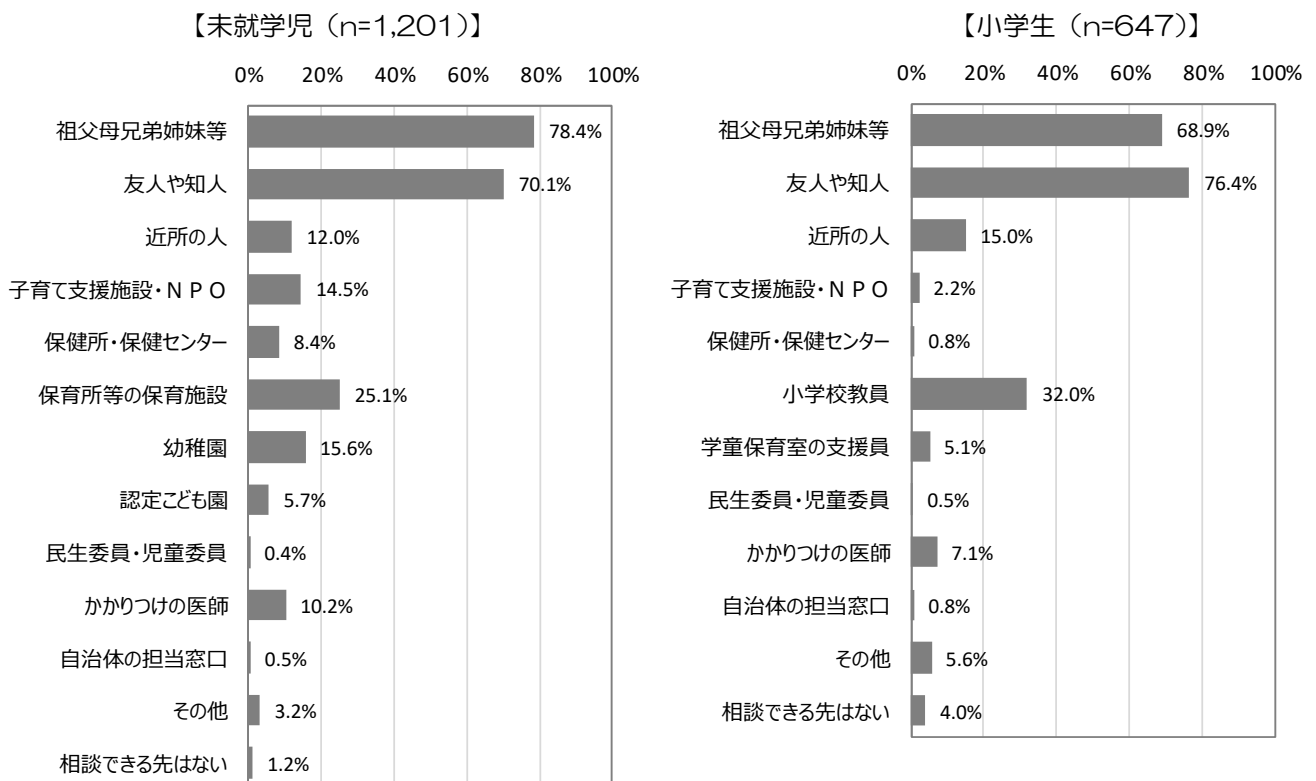
■日常的に子育てに関わっている方（複数回答）

未就学児では「父母ともに」が6割を超えて最も多く、次いで「母親」、「保育所など」が3割台となっています。小学生では「父母ともに」と「小学校」が6割強となっています。



■子育てについて気軽に相談できる先（複数回答）

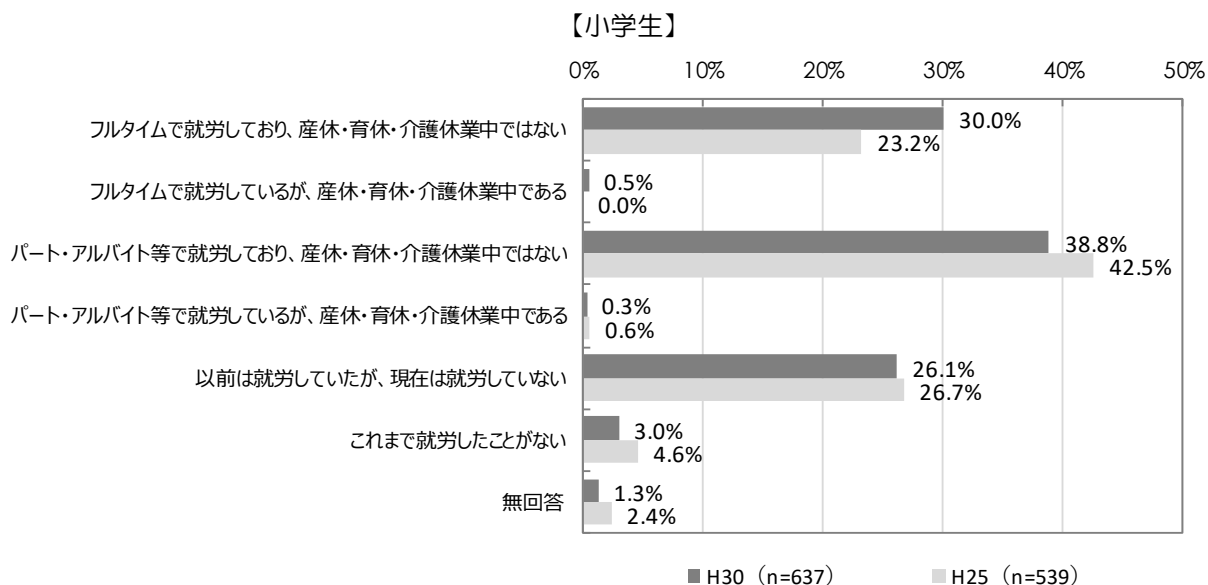
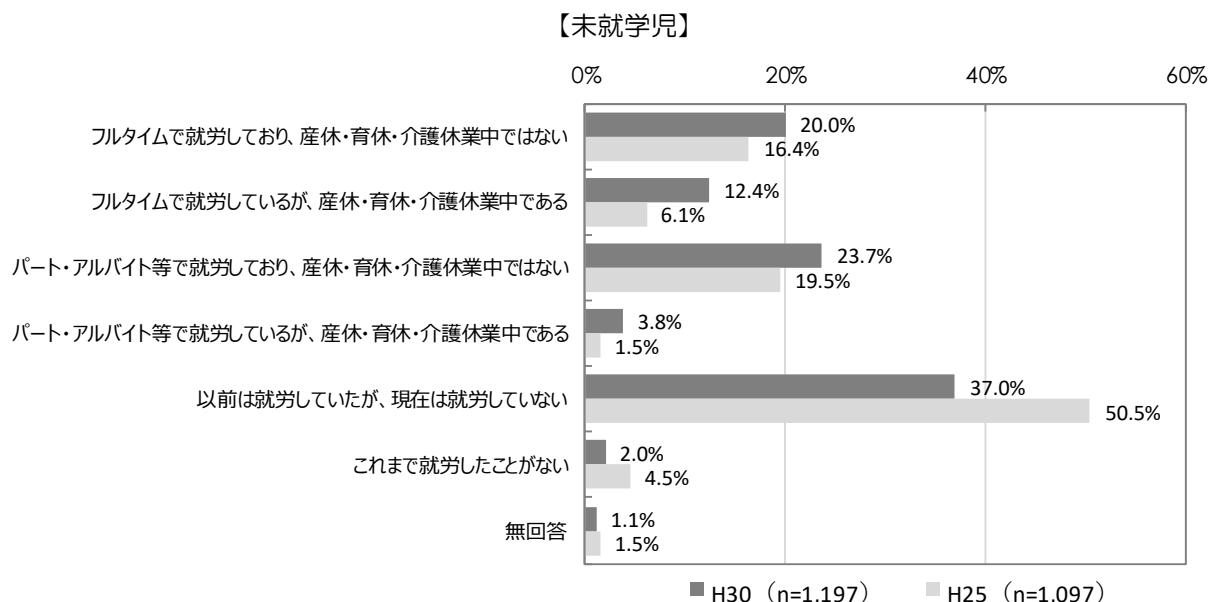
子育てについて気軽に相談できる先では、未就学児では「祖父母兄弟姉妹など」が最も多く、次いで「友人や知人」、小学生では逆に「友人や知人」が最も多く、「祖父母兄弟姉妹など」が次いで多くなっています。



■母親の就労状況（単数回答）

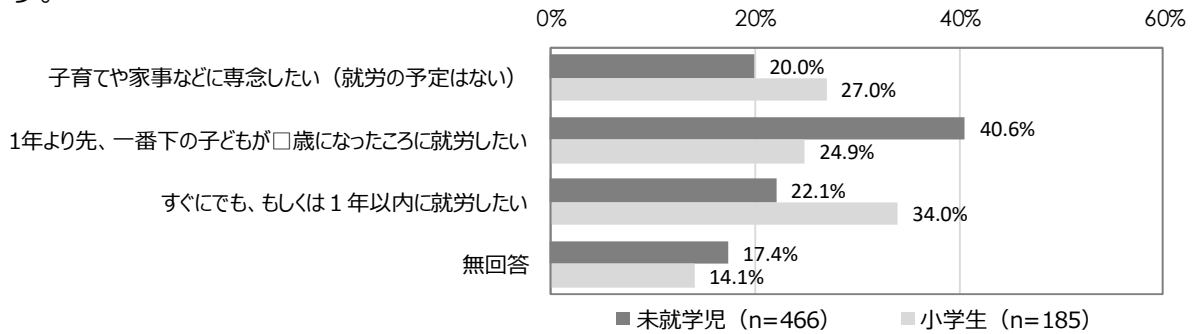
未就学児の母親の就労状況については、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が37.0%と最も多くなっていますが、平成25年と比較すると13.5ポイント減少しています。一方、フルタイムやパート・アルバイトなどで就労している人の合計は59.9%と平成25年よりも16.4ポイント増加しており、就労する母親が顕著に増加していることがうかがえます。

一方、小学生の母親で「以前は就労していたが、現在は就労していない」は、平成25年と大きな違いはなく、就労している人の合計も69.6%と平成25年の66.3%と3.3ポイントの増加に留まっています。しかし、その就労形態をみると、「フルタイムで就労している」が30.5%となっており、平成25年を7.3ポイント上回っており、長時間働く母親が増加していることがわかります。



■母親の就労希望（単数回答）

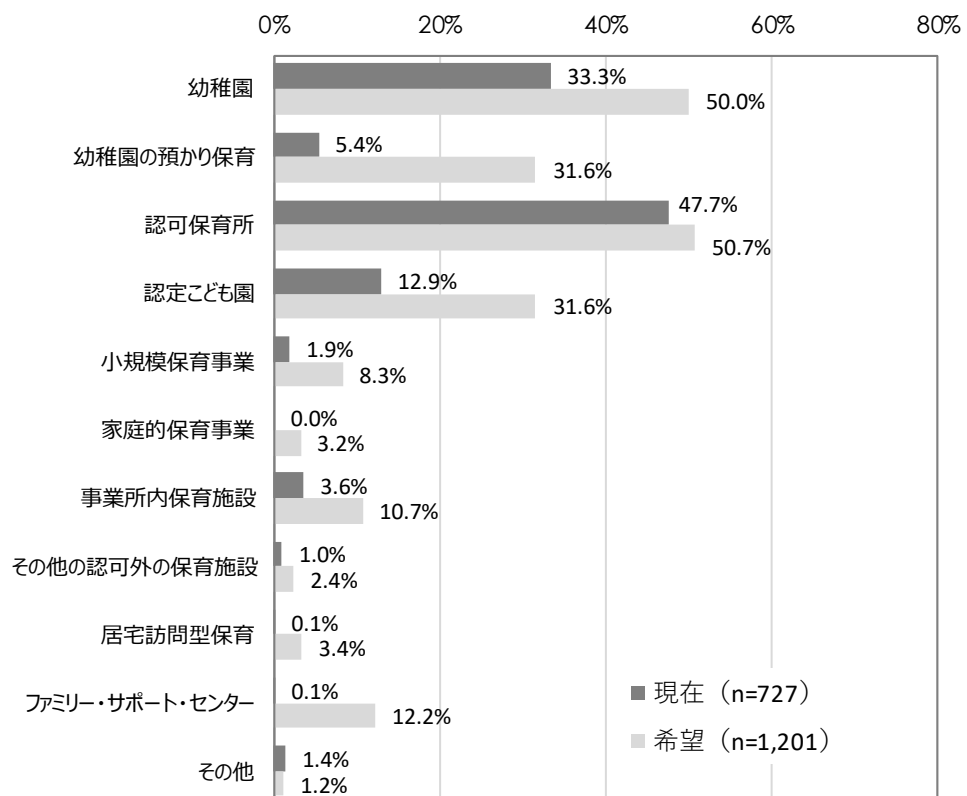
「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」と回答した人の就労希望について、未就学児の母親では「1年より先、一番下の子どもが〇歳になったころ就労したい」が40.6%、小学生の母親では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が34.0%で、それぞれ最も多くなっています。



■平日の定期的な教育・保育事業の利用の状況と今後の希望（複数回答）

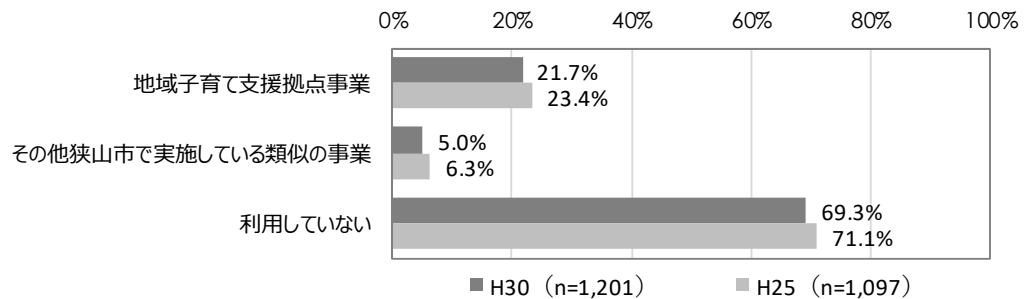
平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は60.5%（727人）です。その人が現在利用している事業では、「認可保育所」が47.7%と最も多く、次いで「幼稚園」が33.3%、「認定こども園」が12.9%となっています。

すべての人に伺った、今後利用したい事業では、「認可保育所」が50.7%、「幼稚園」が50.0%、「認定こども園」と「幼稚園の預かり保育」がともに31.6%などとなっています。また、「幼児教育の無償化」を前提とした場合、「ファミリー・サポート・センター事業」と「幼稚園の預かり保育」の利用希望が、それぞれ18.6ポイントと13.8ポイント増加しています。

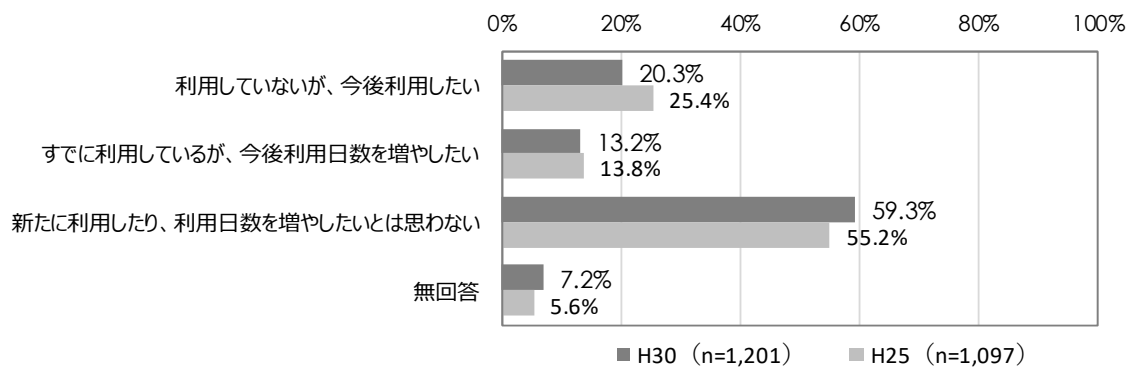


■地域子育て支援事業の利用状況（複数回答）と今後の利用意向（単数回答）

現在、地域子育て支援事業（総合子育て支援センター、子育てプレイス、わいわいルーム）を利用している人は21.7%で利用していない人は69.3%となっており、ともに平成25年よりも2ポイント弱低下しました。



また、今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が59.3%と最も多くなっていますが、「利用していないが、今後利用したい」と「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」を合わせた今後の利用増につながる回答も33.5%に達しています。



■事業の認知度

子育て支援事業で「知っている」は、「児童館」が90.1%、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が89.6%、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級（保健センター）」が83.3%です。

「これまでに利用したことがある」は、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が86.2%、「児童館」が65.8%、「総合子育て支援センター他（子育てプレイス、わいわいルーム）」が64.2%です。

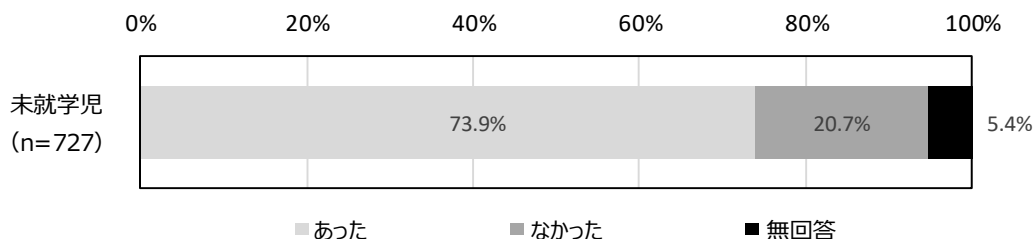
「今後、利用したい」では、「パパ・ママ応援ショップ優待カード」が85.3%、「小児救急電話相談事業（＃8000）」が79.4%、「児童館」が76.0%です。

事業	知っている		これまでに利用したことがある		今後、利用したい	
	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
母親（父親）学級、両親学級、育児学級（保健センター）	83.3%	11.1%	43.0%	49.7%	32.1%	54.3%
保健センターの情報・相談事業	79.6%	15.4%	34.3%	57.4%	45.5%	41.2%
家庭教育に関する学級・講座（公民館）	34.3%	60.9%	6.1%	82.7%	32.7%	54.9%
教育センター・教育相談	37.6%	57.5%	5.4%	83.0%	36.7%	51.0%
保育所や幼稚園の園庭等の開放	82.8%	11.5%	41.2%	50.5%	58.9%	29.0%
児童館	90.1%	3.4%	65.8%	28.9%	76.0%	12.1%
総合子育て支援センター他（子育てプレイス、わいわいルーム）	84.2%	8.7%	64.2%	30.1%	59.0%	28.6%
地域子育て支援センター	68.9%	25.2%	29.4%	61.6%	48.7%	39.1%
ファミリー・サポート・センター	71.7%	24.1%	6.2%	83.8%	37.6%	51.0%
家庭児童相談室（相談事業）	42.6%	53.1%	2.4%	86.8%	26.6%	60.7%
子育て支援情報誌（子育てガイド）	54.2%	41.5%	27.6%	61.7%	50.6%	36.4%
子育て支援情報（市ホームページちゃっぽネット、ポータルサイト）	64.0%	32.0%	35.4%	55.5%	53.4%	33.7%
養育支援訪問事業	16.3%	79.8%	2.1%	85.9%	15.8%	71.0%
産前・産後ヘルパー派遣事業	45.8%	50.3%	2.7%	85.8%	18.8%	68.3%
図書館の事業（絵本・紙芝居などの読み聞かせなど）	73.3%	21.6%	28.2%	63.3%	69.8%	19.5%
認定こども園	79.8%	16.0%	14.7%	75.9%	36.4%	51.0%
狭山市地域子ども教室	19.5%	76.1%	3.2%	85.2%	42.6%	44.7%
パパ・ママ応援ショップ優待カード	89.6%	4.0%	86.2%	9.2%	85.3%	2.9%
家庭教育アドバイザー	9.1%	86.8%	0.6%	86.9%	28.0%	58.6%
小児救急電話相談事業（＃8000）	85.7%	8.1%	55.3%	38.2%	79.4%	9.5%
病児・病後児保育	61.4%	34.6%	2.1%	86.9%	50.2%	37.7%
訪問型子育て支援事業	34.6%	61.5%	3.5%	85.1%	26.3%	61.1%

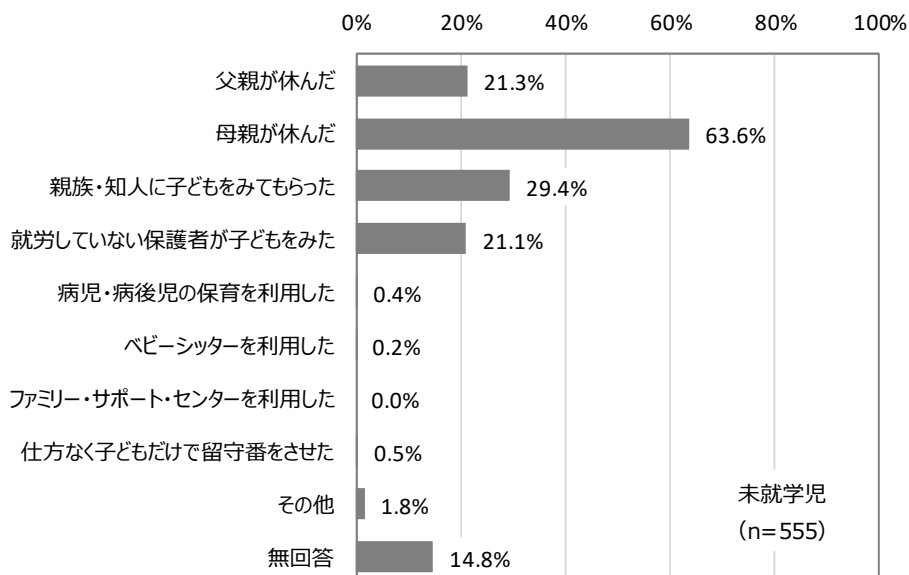
※「無回答」があるため、「はい」「いいえ」の合計は100%になりません。

■病気やケガで利用できなかった場合の対処方法（複数回答）

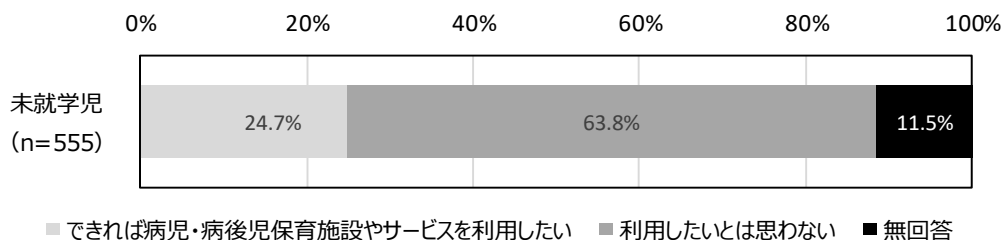
平日の定期的な教育・保育事業を利用している未就学児について、この1年間に病気やケガで通常の利用ができなかったことが「あった」は73.9%、「なかった」が20.7%でした。



「あった」と回答した555人の対処方法は、「母親が休んだ」が63.6%と最も多く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」が29.4%、「父親が休んだ」が21.3%、「就労していない保護者が子どもをみた」が21.1%となっています。

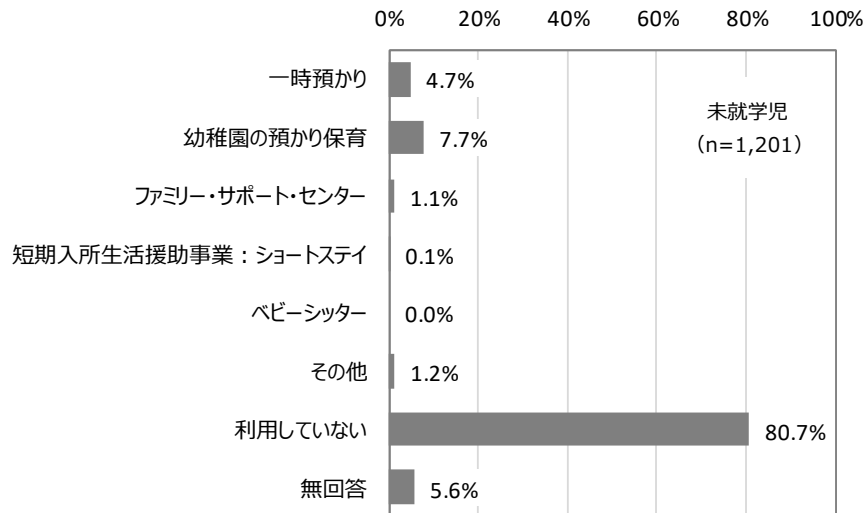


「父親が休んだ」、「母親が休んだ」人のうち、「できれば病児・病後児のための保育施設やサービスを利用したい」と思ったのは24.7%、「利用したいと思わない」は63.8%でした。



■不定期的に利用している事業（複数回答）

日中の定期的な保育や病気以外に、私用、親の通院、不定期の就労などの目的で不定期的に利用している事業については、「利用していない」が80.7%と最も多く、利用しているとの回答の中では、「幼稚園の預かり保育」が7.7%、一時預かり（理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）が4.7%、「ファミリー・サポート・センター事業」が1.1%などとなっています。



■宿泊を伴って子どもを預ける必要があった場合の対処方法（複数回答）

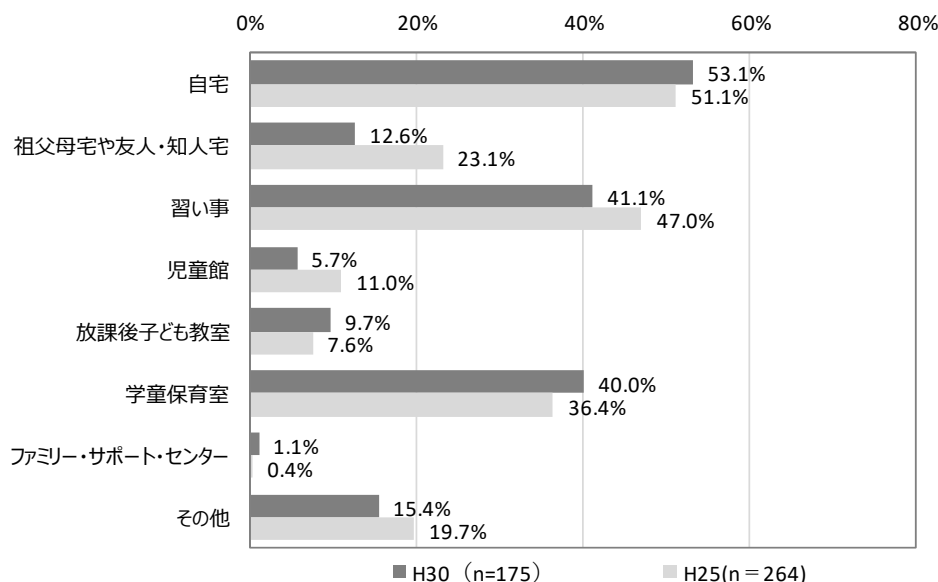
この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、子どもを泊りがけで同居家族以外にみてもらわなければならないことが「あった」は12.4%、「なかった」は80.6%です。

「あった」方（149名）の対処方法は、「親族・知人にみてもらった」が70.5%、「子どもを連れて行った」が20.8%などとなっています。

■希望する小学校低学年での放課後の過ごし方（複数回答）

5歳以上で未就学児の小学校低学年の放課後の過ごし方については、「自宅」が53.1%と最も多く、次いで「習い事」が41.1%、「学童保育室」が40.0%などとなっています。

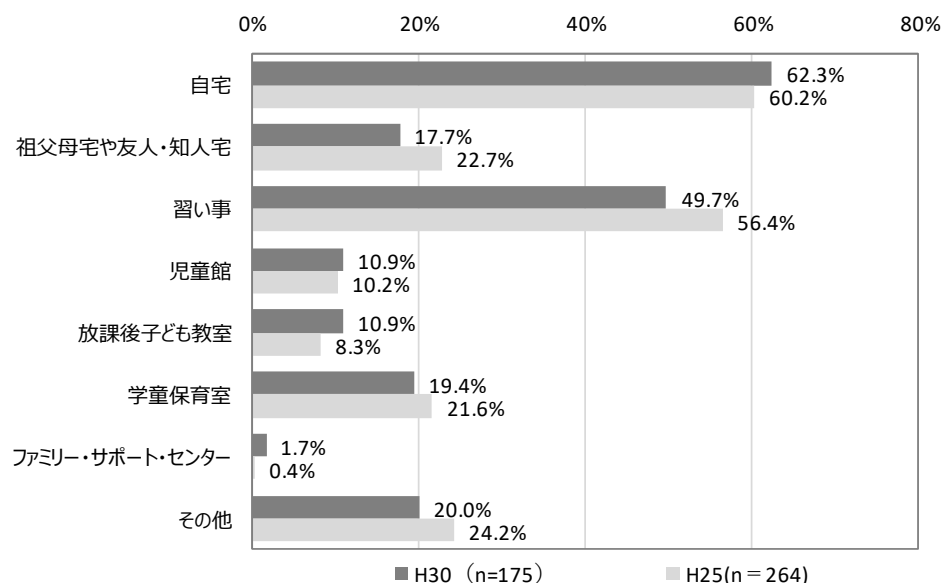
平成25年と比較すると、「自宅」「放課後子ども教室」「学童保育室」が増加し、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」「児童館」が減少しています。



■希望する小学校高学年での放課後の過ごし方（複数回答）

① 5歳以上で未就学児の小学校高学年の放課後の過ごし方については、「自宅」が62.3%と最も多く、次いで「習い事」が49.7%、「学童保育室」が19.4%などとなっています。

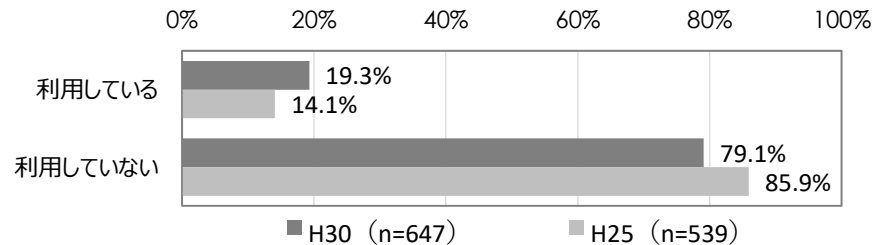
② 平成25年と比較すると、「放課後子ども教室」「自宅」が増加し、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事」「学童保育室」が減少しています。



■小学生の学童保育室の利用状況

小学生の学童保育室の利用状況については、「利用している」が19.3%、「利用していない」が79.1%となっています。

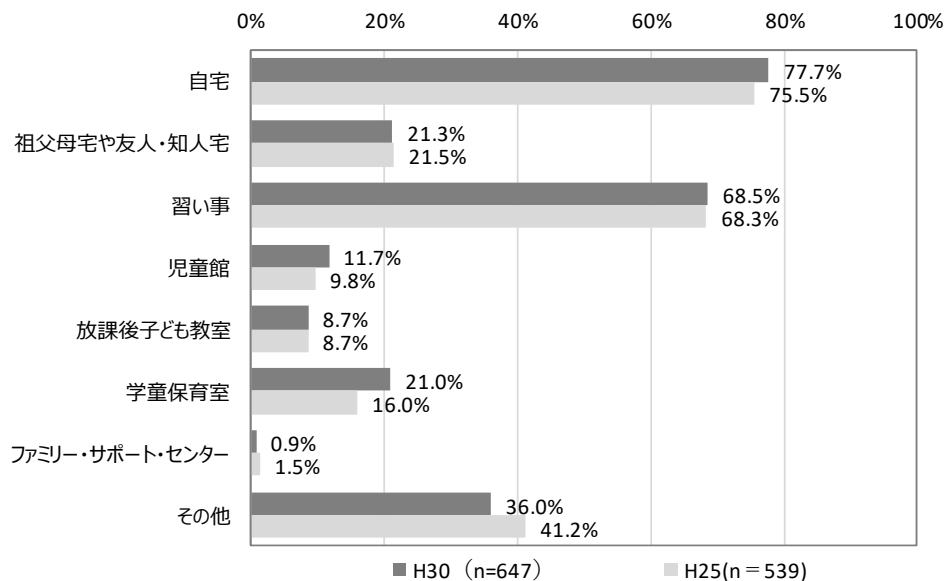
平成25年と比較すると、「利用している」が5.2ポイント増加しています。



■小学生の保護者が希望する放課後の過ごし方（複数回答）

希望する放課後の過ごし方では、「自宅」が77.7%と最も多く、次いで「習い事」が68.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が21.3%、「学童保育室」が21.0%などとなっています。

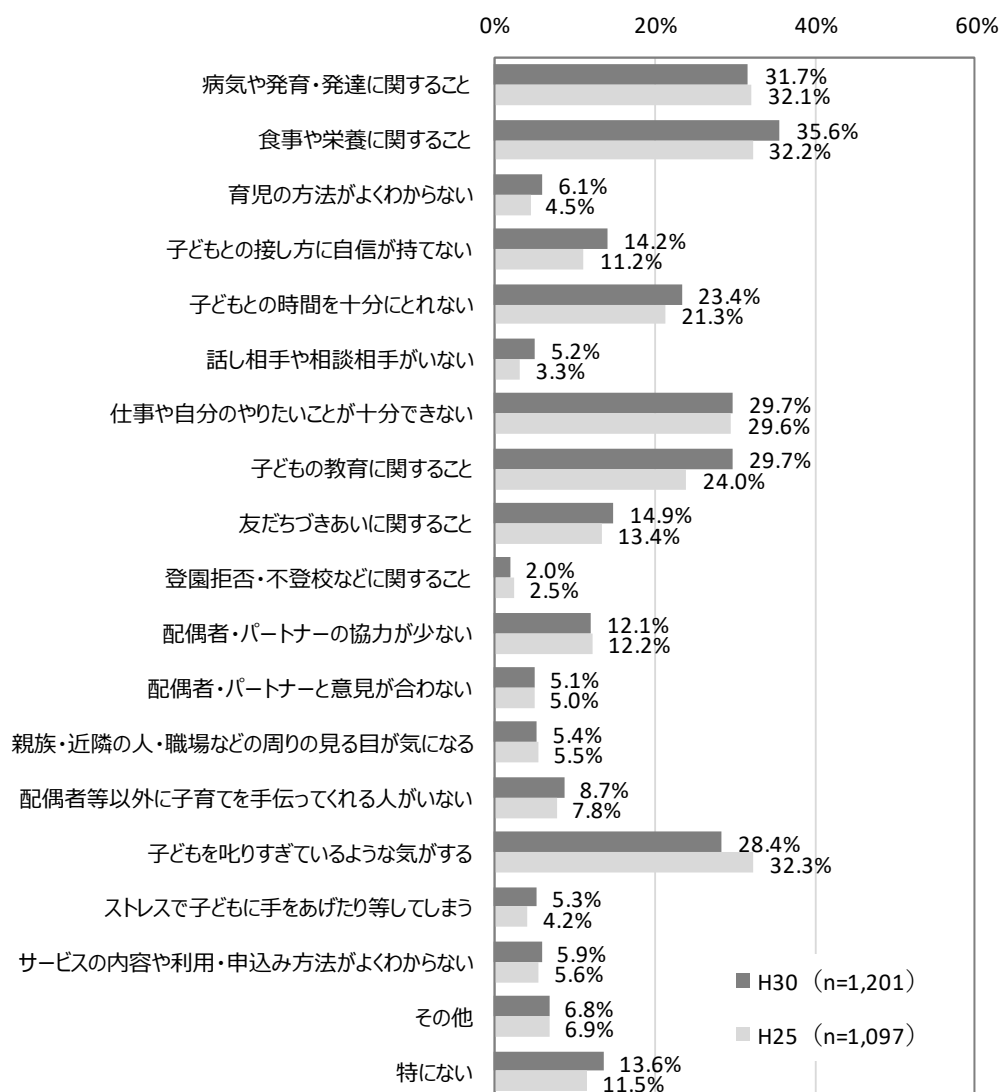
平成25年と比較すると、「学童保育室」が5.0ポイントの増加となっています。



■子育てに関する日頃の悩み、気になること（5つまでの複数回答）

未就学児の保護者の子育てに関する日頃の悩み・気になることでは、「食事や栄養に関すること」が35.6%と最も多く、次いで「病気や発育・発達に関すること」が31.7%、「仕事や自分のやりたいことが十分できない」と「子どもの教育に関すること」が29.7%などとなっています。

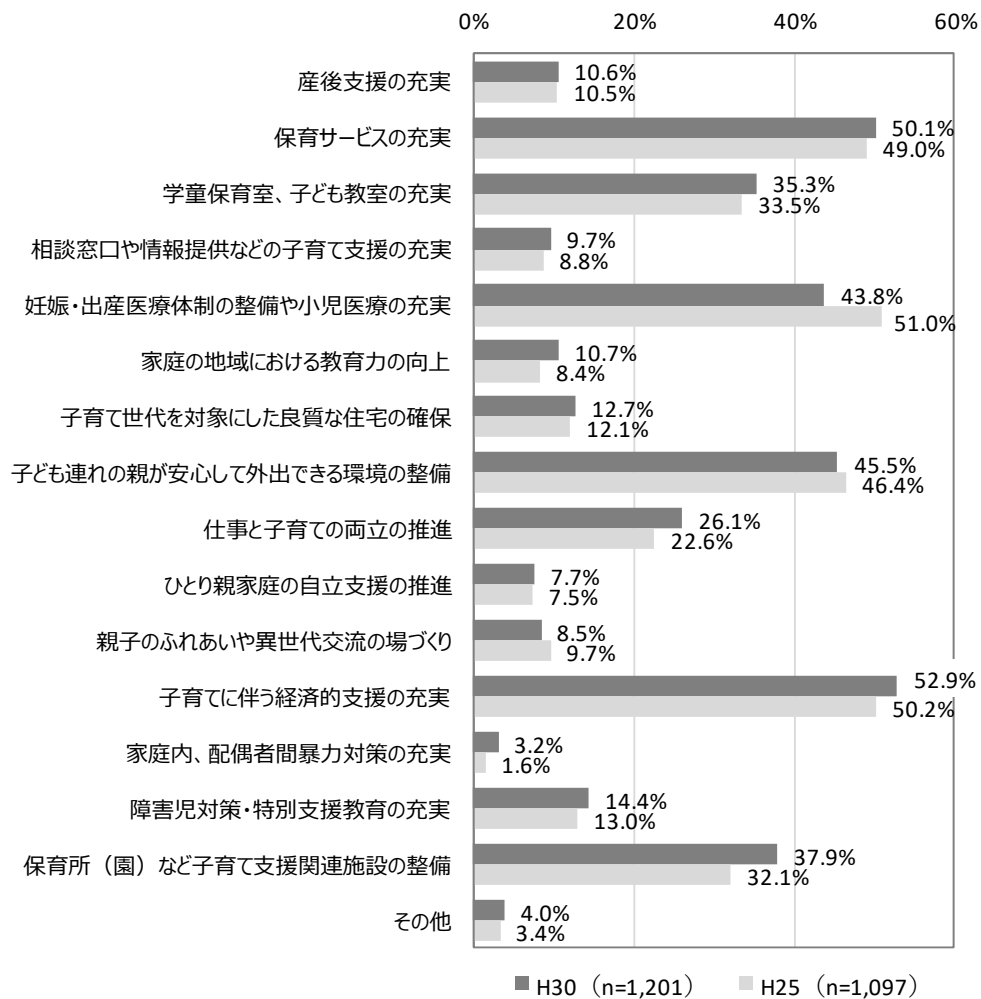
平成25年と比較すると、「子どもの教育に関すること」が5.7ポイント、「食事や栄養に関すること」が3.4ポイント、「子どもとの接し方に自信が持てない」が3.0ポイントそれぞれ増加し、「子どもを叱りすぎているような気がする」が3.9ポイント減少しています。



■重点的に取り組むべき子育て支援環境づくり施策（5つまでの複数回答）

未就学児の保護者からみた子育て支援環境づくり施策については、「子育てに伴う経済的支援の充実」が52.9%と最も多く、次いで「保育サービスの充実」が50.1%、「子ども連れの親が安心して外出できる環境の整備」が45.5%、「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」が43.8%などとなっています。

平成25年と比較すると、「保育所（園）など子育て支援関連施設の整備」が5.8ポイント、「仕事と子育ての両立の推進」が3.5ポイントそれぞれ増加し、「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」が7.2ポイント減少しています。



5. 今後の課題

第1期計画の実施状況やアンケート調査の結果をふまえ、主な課題を第1期計画の大分類別にまとめました。

①地域の子育て支援施策の推進

ファミリー・サポート・センター事業などの利用希望者の増加に対し担い手が増えない状況にあることから、ニーズに応じた担い手を確保する必要があります。

また、身近な地域で子育てなどの相談や支援を受けることができるよう、利用者が利用しやすい子育て支援情報の提供や、妊娠期から子育て期まで切れ目のない相談支援体制の整備が必要となります。

②親子の健康の増進

子どもの食事や栄養に関することや、病気や発育・発達に関することなどの相談が多くなっていることから、保健や健康に関する情報発信や相談体制の更なる充実が必要です。

③援助を必要とする子どもと家庭に対する取り組みの推進

児童虐待については重篤な事件が後をたたず深刻な社会問題となっており、市へ寄せられる通報や相談件数も増加傾向にあります。援助を必要とする子どもや家庭を相談や支援につなげる必要があります。

また、子どもの貧困問題も大きな社会問題となっていることから、生活環境や家庭環境の改善のほか、貧困を次世代に連鎖させないための対策が必要です。

④仕事と子育ての両立の支援

子どもの人口は減少傾向にありますが、保護者の就業率が高くなるなど、子どもを預ける需要が増加していることから、保育所や学童保育室の待機児童への対応が必要です。

また、男性が家事や育児に協力することを求める声が多いことから、男性が育児休業を取得しやすい環境や、働き方に対する意識改革の推進が必要です。

⑤次代を担う子どもの自立と健全育成の推進

情報化社会や価値観の多様化など、社会がめまぐるしく変化していることから、子どもがこれからの時代を生きるための力を身につける必要があります。

家庭や地域は、子どもの成長にとって大きな影響を与えることから、家庭の育てる力の向上のほか、子どもたちの健全育成のための地域の交流や、地域の子育て支援者を増やす必要があります。

⑥親子が安心して暮らせるまちづくりの推進

子育て家庭が地域で安心して暮らすためには、地域での見守り体制の構築が必要であることから、交通安全対策や防犯対策の推進が必要です。

また、子育て家庭が気軽に安心して外出するための環境整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

本市は、平成28年に策定した第4次狭山市総合計画に定める将来像「緑と健康で豊かな文化都市」の実現をめざして、総合的なまちづくりを進めています。そのなかの健康福祉の分野では、「幸せに生き生きと暮らせるまちをめざして」をまちづくりの柱に掲げ、安心して子どもを産み育てることができるよう、「仕事と子育ての両立支援」、「子育て支援の充実」、「ひとり親家庭などの自立支援の推進」、「要保護児童対策の充実」からなる施策の推進を図っています。

一方、子ども・高齢者・障害者などすべての人を分け隔てなく、包括的かつ総合的に支援し、支える側と支えられる側に別れるのではなく、地域住民が役割をもち、支え合いながら自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

近年、核家族化が一層進み、家庭や地域において人とのかかわりが希薄化しており、子育て中の家庭が、子育ての不安や悩みを持ったまま、孤立化することもあります。今まで以上に、身近な地域で子育て家庭を見守り、支援する必要があります。

以上のことから、第2期計画では、子育て中の方、子育てを終えた地域の方たち皆が、ともに支えあい元気で安心して、未来を担う子どもたちを育て、育つことができるまち・さやまをめざし、引き続き、第1期計画の基本理念を踏襲します。

基本理念

ともに支えあい、元気で安心して子育て・子育てができるまち さやま

※子育てとは、子ども自身が育っていく力をつけたり、自らの力で心身ともに成長することです

なお、本計画に掲げた各種の施策については、現在の社会情勢や今後の地域福祉の考え方を念頭に、以下の4つを視点として定め推進していきます。

視点1 地域共生社会の実現

支える側と支えられる側に分かれることなく、誰もが、自身が生活する地域の中で役割と生きがいを持って暮らすことのできる地域社会の実現をめざす。

視点2 利用者目線に立った切れ目のない支援の実施

子育てや生活に課題を抱える家庭の目線に立って、結婚、妊娠、出産、子育て期に至るまで、切れ目のない支援を実施する。

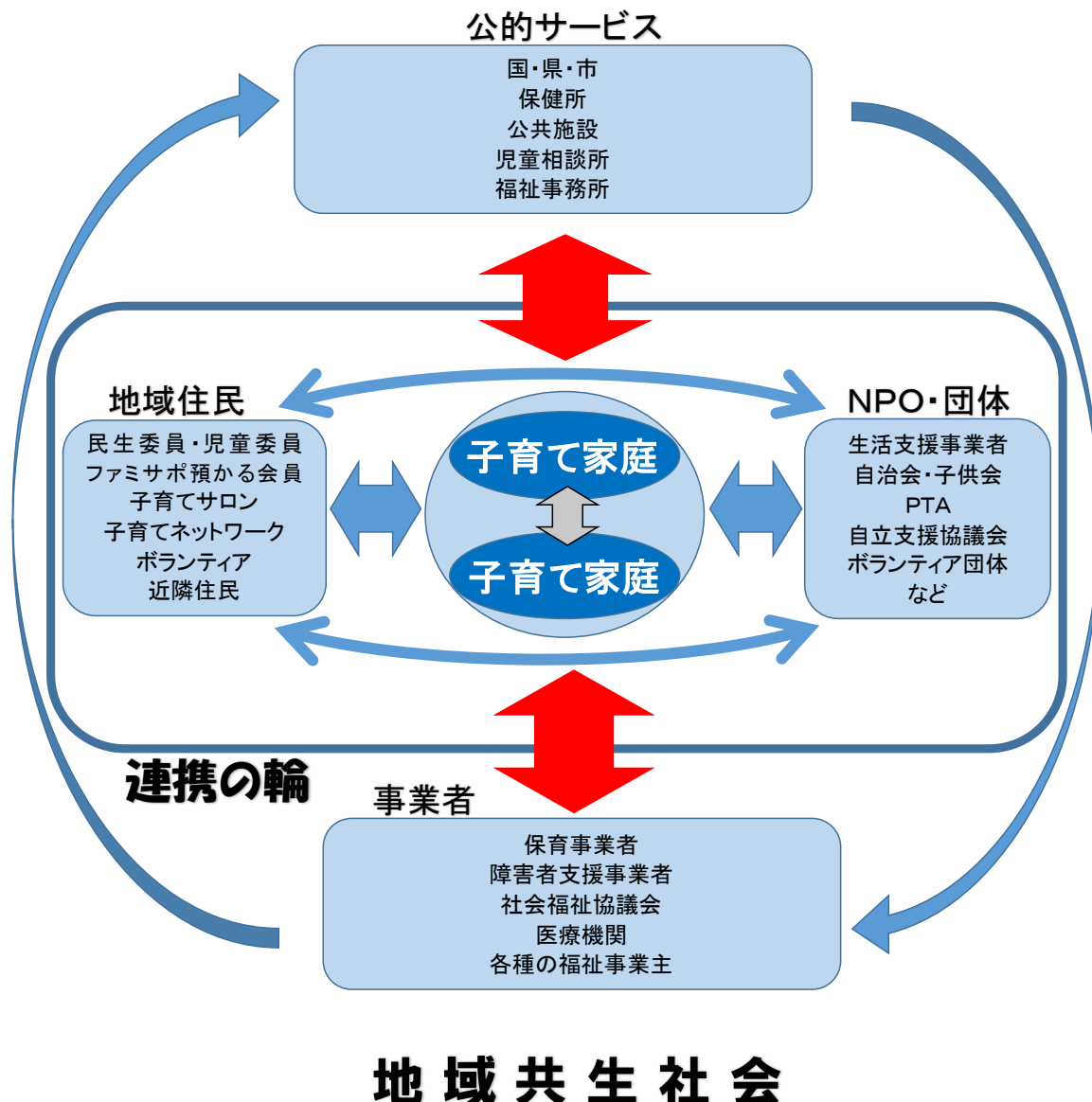
視点3 包括的支援体制の整備

公的機関や民間事業者、地域住民といった多様な主体が一体となって、子育て支援を行うための体制を整備する。

視点4 地域における子育て支援力の向上

地域住民が子育て家庭を受け入れ、積極的に支援する環境を整備するとともに、支援に携わるボランティアやサポーターなどを育成する。

子育て家庭に対する支援の連携



2. 計画の基本方針

基本理念の実現に向けて、次の基本方針のもとに総合的な施策に取り組めます。

基本方針Ⅰ すべての子育て家庭の子育てと子育ての支援

- 地域の子育て支援サービスやサポート体制の充実により、地域の子育て支援施策を推進します。
- 援助を必要とする子どもと家庭に対する取り組みとして、児童虐待の防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児施策・発達支援施策の充実を図ります。
- 子どもの貧困についての施策を推進します。

基本方針Ⅱ 働きながら子育てすることができるための支援

- 仕事と子育ての両立の観点から、保育所・学童保育室の待機児童対策、保育サービスの充実、ワーク・ライフ・バランスの推進、男性の子育て参画の促進を図るための施策を推進します。

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな育ちと自立をめざして

- 妊娠期からの親や子どもの疾病予防と健康増進、食育、思春期の保健対策、安心して医療にかかることができるための各種医療制度の実施などにより、親子の健康を推進します。
- 次代を担う子どもの自立と健全育成のために、生きる力を育む教育の推進、家庭や地域の育てる力の向上などを推進します。

基本方針Ⅳ 安心して暮らせるまちをめざして

- 親子が安心して暮らせるまちをめざして、住環境の確保や整備、交通安全対策や防犯対策などを推進します。

3. 今後の地域での子育て支援の考え方

計画の基本方針を踏まえた今後の地域での子育て支援の考え方は、次のとおりとします。

「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められている中、子育て中の家庭においては、地域で相談ができ、支援を受けられる体制の構築が必要です。

現在は、利用者支援事業（基本型・特定型・母子保健型）を子育て世代包括支援センターと位置づけ、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施しています。

一方、保育所保育の基本的な考え方を定めた「保育所保育指針」において、保育所は、「入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域のさまざまな社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する施策などを行う役割を担うものである。」とあります。

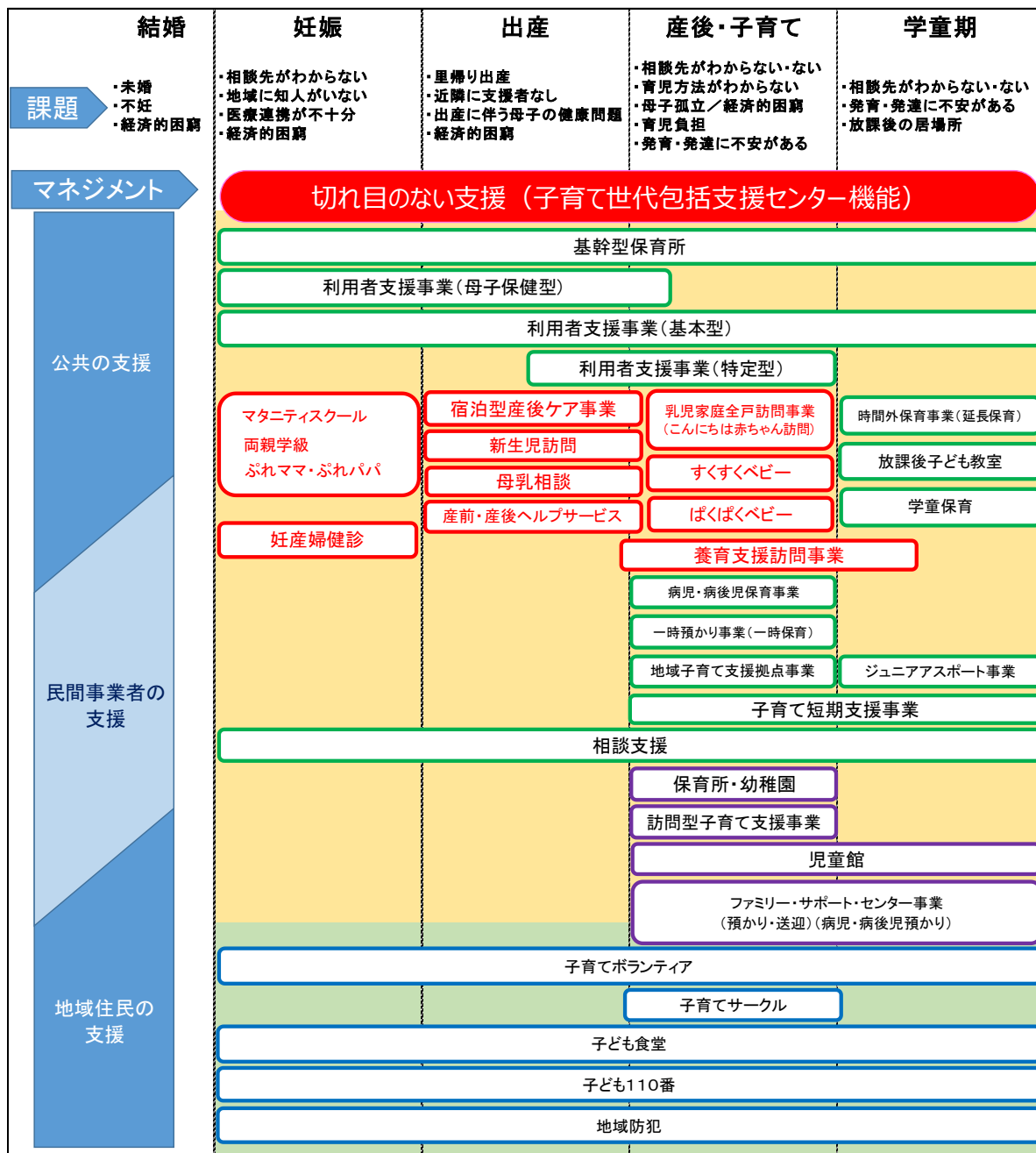
この指針を踏まえ、公立保育所については、これまでに蓄積されたノウハウや経験を活かし、地域の保育行政の中心を担う基幹型保育所として位置付けることとしており、保育所運営のほかに、保育所の資源を最大限活用し、関係機関と連携を図りながら、地域の子育て支援の向上を図っていくこととしています。

以上のことから、身近な場所で相談できる公立保育所を中心に子育て支援施策を進めていくこととし、教育・保育の提供区域の4つの区域に基幹となる公立保育所を設定し、区域ごとにその地域の特性や課題に応じた支援を整備します。

また、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を包括的に実施する必要があることから、今後は児童館や地域子育て支援拠点との複合化を機に基幹型保育所に子育て世代包括支援センター機能を付加し、4区域で切れ目のない支援を順次実施します。妊婦・乳幼児などの実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導などを行っていくこととします。

さらに、4つの区域ごとに、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保策を設定し、居宅から移動することが可能な区域内での子育て支援を推進します。

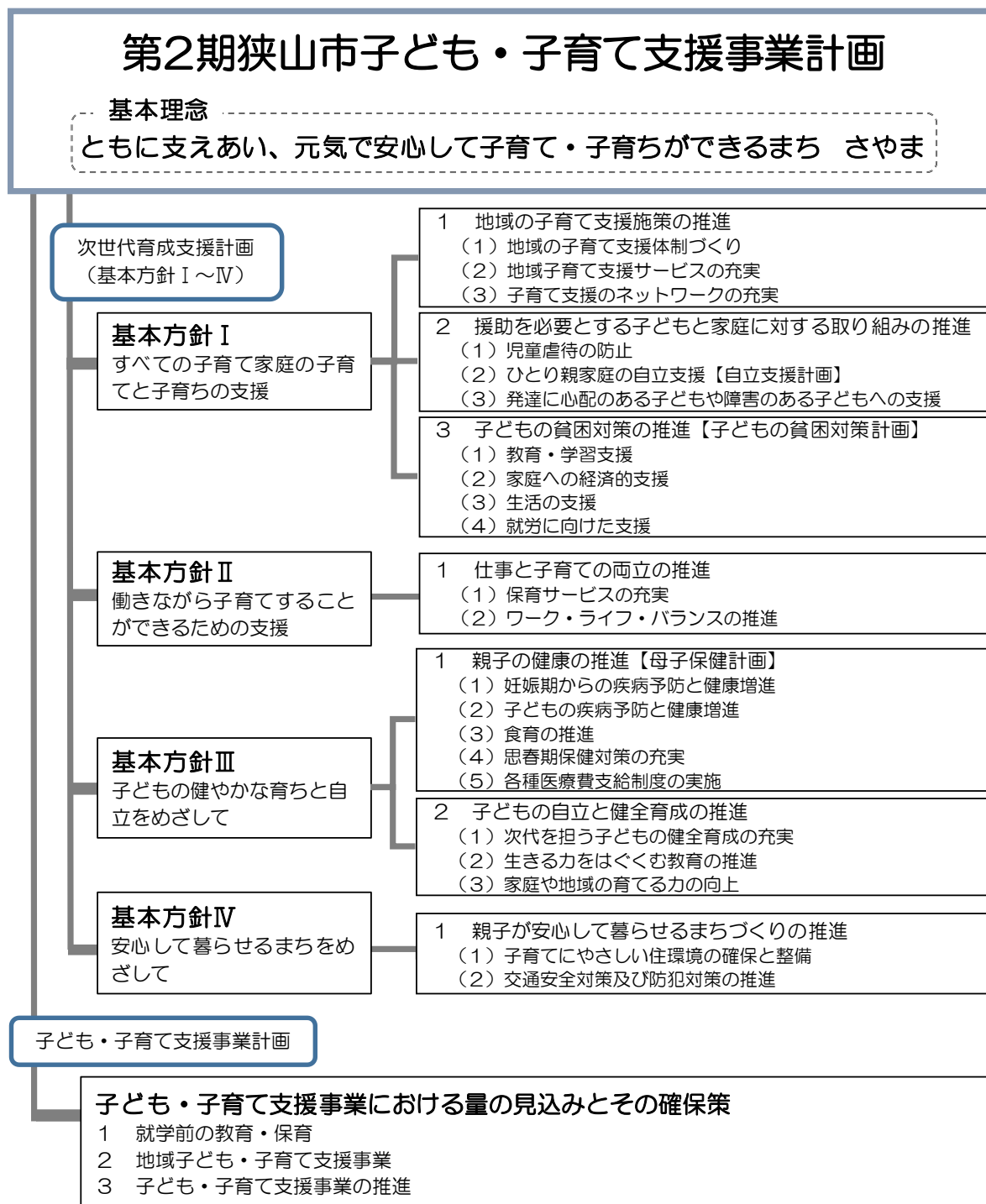
ライフステージ別支援



※事業名などについては主なものを掲載しています

4. 計画の体系

本計画の体系は次のとおりです。



第4章 施策の展開

基本方針Ⅰ すべての子育て家庭の「子育て」と「子育て」の支援

1. 地域の子育て支援施策の推進

(1) 地域の子育て支援体制づくり

背景

核家族化や近隣との交流の希薄化とともに、地域社会と子育て家庭や子どもたちのつながりが薄れていく傾向があります。

子育て家庭の孤立化を防ぎ、地域の人々が見守りや支援をすることにより、また、地域の中で困りごとなどが気軽に相談できる場所があることで、子育ての悩みや心配事が軽減され、安心感も生まれます。

方針

地域社会の中で子育て家庭の孤立を防ぐため、住民が自発的に運営をするコミュニティサロンを地域に作り、あらゆる世代の交流を図ります。

地域で妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援が受けられるよう、相談できる場やしきみについて検討します。

子育てを地域の中で支え合うことができるよう、地域における子育て支援サービスの担い手としての人材を育成します。

子育てサポートを行う人たちの子育て支援活動や子育てサークルの活動を支援します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-1(1)① 新規事業	多機能型サロンの支援 及び設立促進	地域住民を対象とした多機能型サロンの運営支援及び設立促進に努め、地域共生社会の実現を目指します。	福祉政策課
I-1(1)② 新規事業	子育て世代包括支援センター機能の充実	利用者支援事業の更なる充実を図るため、基本型・特定型・母子保健型の各機関の連携を強化し体制を整備します。	こども支援課 保育幼稚園課 保健センター
I-1(1)③ 新規事業	基幹型保育所の相談機能の充実【重点施策】	市内4つの区域に基幹となる公立保育所を順次配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	保育幼稚園課
I-1(1)④	子育てボランティアの養成	身近な地域における子育てのサポートや育児に悩みや不安を持つ保護者に対して気軽に相談に応じるボランティアを養成するとともに、ボランティアの活動の場をコーディネートします。 家庭教育学級、すこやか子育て講座などの場において、埼玉県家庭教育アドバイザーを活用します。	協働自治推進課 こども支援課 社会教育課 公民館
I-1(1)⑤	地域子育て支援事業の充実	自治会や個人などが、地域で自主的に行う子育て広場などの子育て支援活動を支援します。	こども支援課

◇◇第4章 施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
I-1(1)⑥	子育てサークルの充実	子育てサークルの立ち上げ支援のほか、必要な情報を提供するとともに、活動する場所や機会の確保、子育て支援を行うボランティアの紹介など、サークルの自主的活動を尊重しつつ、サークルの運営を支援します。 子育てサークルに対し、一定の要件を満たす場合、公民館や集会所の使用料を免除します。	こども支援課 公民館
I-1(1)⑦	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	地域ぐるみの育児支援の推進のため、民生委員・児童委員による乳児家庭全戸訪問を実施します。	保健センター
I-1(1)⑧	乳幼児すこやか訪問事業	乳幼児健康診査の未受診児家庭を主任児童員が訪問することにより、地域での育児支援を支援します。	保健センター

※**新規事業**：第2期計画より掲載した事業です



(2) 地域子育て支援サービスの充実

背景

子育て家庭が、身近な地域で子育て支援サービスを利用することで、安心して子育てをすることができます。

総合子育て支援センターやつどいの広場（子育てプレイス）は、親子交流や子育て相談、子育て情報の収集ができる場として利用され、安心した子育てにつながっています。

方針

安心して子育ての相談ができる場を地域で充実していきます。

子育てによるストレスを解消することにより、その後の育児が楽しく行えるよう、一時保育などの預かりサービスや、親子で参加できるイベントなどを実施します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-1(2)①	総合子育て支援センターの機能の充実	親子交流の場を運営するほか、狭山市の子育て支援の中核拠点として、子育て支援の環境整備、子育てに関する情報提供や相談を行い、地域との関係作りを進めます。利用者支援事業（基本型）として利用者への支援とともに、地域への支援（地域連携）を進めます。	こども支援課
I-1(2)②	つどいの広場事業（子育てプレイス）の充実	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、相談や情報提供、各種の子育て講座などの実施により、仲間づくりと育児不安を解消し、安心して子育てできるよう、地域バランスに留意しつつ、つどいの広場事業を実施します。	こども支援課
I-1(2)③	地域子育て支援センターの充実	育児不安の解消や子ども同士・親同士が交流するため、保育所に通園していない地域の親子に保育所を開放し、育児相談、遊び場の提供、育児サークルの支援などを行います。	保育幼稚園課
I-1(2)④	利用者支援事業（基本型・特定型・母子保健型）の推進【重点施策】	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関と連携し妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。また地域子育て資源の開発などを行います。	こども支援課 保育幼稚園課 保健センター
I-1(2)⑤	園庭開放事業	保育所に通園していない地域の親子にも保育所を開放し、育児相談、母親同士の交流、保育所の子どもの交流、保育所行事の体験を呼びかけるなど保育所の特性を生かしながら、地域の親子への支援を行います。 幼稚園の園庭を開放し、園児と地域の子ども、子育て家庭同士の交流を図るとともに、地域の子育て家庭からの相談に応じるなど、幼稚園環境を活かした地域との交流活動を行います。	保育幼稚園課 学務課

◇◇第4章 施策の展開◇◇

番号	施策名	施策内容	担当課
I-1(2)⑥	一時保育の充実	保護者の短時間就労、職業訓練、就学、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難な場合や、保護者の育児疲れ解消のため、一時預かり事業を行います。 また、狭山市総合子育て支援センター一時預かり保育室（ちゃっぽ保育室）では、駅前の公共施設や商業施設を利用する方など、さまざまなニーズに対応するとともに、だれでも気軽に利用できる一時預かり事業を行います。	保育幼稚園課
I-1(2)⑦	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人を会員とする組織により、保育所などへの送迎、一時的な預かりなど育児についての助け合いを行います。	こども支援課
I-1(2)⑧	産前・産後ヘルパー派遣事業	育児負担の軽減を図るため、妊娠中や出産直後の世帯にヘルパーを派遣し、育児や家事を援助します。	こども支援課
I-1(2)⑨ 新規事業	訪問型子育て支援事業の充実	育児経験のあるボランティアが家庭を訪問し、母親の気持ちに寄り添いながら一緒に家事や育児を行うことにより、育児不安の軽減を図り地域とのつながりを促します。	こども支援課
I-1(2)⑩	子育てパパママ応援事業	児童館において子育て家庭の乳幼児をボランティアなどとの協働により一時的に預かる間、保護者にプラネタリウム鑑賞、工芸製作事業や子育て講習会参加の機会を提供することで、保護者の気分転換や精神的負担の軽減及び子育て不安の解消を図ります。	こども支援課

(3) 子育て支援のネットワークの充実

背景

市民、民間団体、大学、行政などが連携することで、子育てに関するさまざまなサービスや情報が子育て家庭に対して効果的、効率的に提供されるようになります。

子育て支援サービスの情報が保護者や子どもにわかりやすく、かつ使いやすく伝わるように提供方法や内容の充実が必要です。

市内各地域の子育て支援の団体が個々に活動することに加え、横のつながりを持つことにより、助け合いながら継続的に活動を続けています。

方針

必要な情報やサービスが必要な人に届くために、行政・市民・民間事業者などが連携して、人・情報・サービスが一体となった子育て支援ネットワークを推進します。

市内や近隣の大学と連携し専門知識や情報を活かし、地域にあった子育て支援を実施します。

子育て支援の情報をわかりやすく発信します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-1(3)①	子育て支援に関するネットワークの充実	必要な情報やサービスが必要な人に届くよう、行政、市民ボランティア、民間事業者などが連携し、人、情報、サービスが一体となった子育て支援ネットワークを促進します。 さやま子育て支援ネットワークの充実のため、引き続き社会教育の立場から支援していきます。	こども支援課 社会教育課 公民館
I-1(3)②	大学との連携による子育て支援施策の研究	市内や近隣の大学と連携して、専門知識や情報を活かし、地域の実状に即した子育て支援を研究し実施します。	こども支援課
I-1(3)③	企業との連携による子育て施策の検討	市内各事業所と、子育て支援施策について情報交換し、子育て支援施策についての検討を促進します。	産業振興課
I-1(3)④	子育てに関する地域交流サイトの推進	地域に密着した子育て支援に関する行政情報、民間情報、市民情報を双方向で総合的に取り扱うサイトにより、情報（ベビー用品のリサイクル、子育てイベントなど）を介した子育てに関する市民交流を推進します。	こども支援課
I-1(3)⑤	子育て情報の提供	市公式ホームページやモバイルサイト、地域ポータルサイトなどさまざまな手段で、子育てサービスに関する情報を分かりやすく提供します。	こども支援課

2. 援助を必要とする子どもと家庭に対する取り組みの推進

(1) 児童虐待の防止

背景

児童虐待は増加傾向にあります。核家族化、近所との付き合いの希薄化、子育て家庭の孤立化など、さまざまな原因が考えられます。

虐待防止には、予防、早期発見、早期対応、保護・自立支援に至るまで切れ目のない、総合的支援が求められています。

方針

妊娠や出産からくる子育ての不安や子どもの個性による育てにくさが虐待の原因とならないよう、関係機関と連携し必要な支援を行います。

虐待の発生予防、早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援を実施します。

気になる家庭や子どもの情報を児童相談所や市役所などの関係機関に連絡する義務があることを広く市民に週知し、市民の方からの情報をもとに虐待などの早期対応に努めます。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-2(1)①	要保護児童対策地域協議会の充実	要保護児童対策地域協議会で、虐待などにより保護や支援を要する児童の早期発見、早期対応及び見守りを適切に行います。 要保護児童対策地域協議会を中心に、リスクアセスメント、ケース・マネージメントなどを充実します。機関マネージャー研修を継続的に実施します。	こども支援課
I-2(1)②	家庭児童相談室の機能の充実	児童虐待の予防や早期発見、早期対応のため各家庭からの相談に適切に対応します。また、子ども家庭総合支援拠点を兼ねた家庭児童相談室の機能の充実を図ります。	こども支援課
I-2(1)③	妊娠期からの相談支援の充実（利用者支援事業母子保健型）【重点施策】	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関するさまざまな相談に応じ、その状況を継続的に把握し、関係機関へ繋ぎます。	保健センター
I-2(1)④	児童虐待防止に関する職員研修	全保育士を対象に児童虐待防止に関する研修を行います。 学校教職員を対象に、児童虐待防止研修を行います。 児童、生徒、保護者を対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携し支援します。	保育幼稚園課 教育指導課 教育センター

番号	施策名	施策内容	担当課
I-2(1)⑤	養育支援訪問事業の促進	出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、訪問して育児・家事の援助や育児に関する技術支援を行います。 傾聴、協働などを行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。	こども支援課
I-2(1)⑥	短期入所生活援助事業の促進	保護者が病気などにより、一時的に養育が困難になった場合、子どもを児童養護施設などにおいて短期間(7日間程度)預かります。 トワイライト事業について検討します。	こども支援課
I-2(1)⑦	里親制度の普及	さまざまな理由により、家庭で養育できない子どもを保護者に代わって育てる里親制度を児童相談所と連携し普及します。	こども支援課
I-2(1)⑧	子どもの人権や児童虐待の防止に関する意識啓発	児童福祉週間や児童虐待防止推進月間に子どもの人権に関する普及活動を実施し、児童虐待の予防、児童虐待通報義務のPR、児童虐待に関する意識の向上を図ります。 要保護児童対策地域協議会の主催による「児童虐待防止に関する講演会」を開催し、子どもの人権を普及・啓発します。 学校教育と社会教育と連携し、人権教育・人権啓発を推進します。	こども支援課 社会教育課 公民館
I-2(1)⑨	メディア・リテラシーの育成	児童生徒の情報活用能力をさらに向上させるため、定期的に情報モラル教育の研修会を実施します。	教育センター
I-2(1)⑩	適応指導教室の活用による支援	適応指導教室を活用し、不登校の児童生徒の学校復帰を支援します。	教育センター

(2) ひとり親家庭の自立支援

背景

子どもが健全に成長するためには、家庭の安定が大きく影響しますが、事情により、ひとりで子育てをする家庭が増えています。

ひとり親家庭の保護者や子どもが安心して生活していくためには、経済面や生活面での支援や情報が必要です。

◆アンケート調査

平成27年の国勢調査では、本市における18歳未満の子どものいる母子家庭は721世帯、父子家庭は76世帯で、ひとり親世帯の90.5%を母子世帯が占めています。

また、アンケート調査でひとり親家庭に占める母子家庭の割合は、未就学児で94.1%、小学生で87.3%が母子家庭であり、未就学児のいる世帯では全体の5.4%、小学生のいる世帯では全体の7.3%が母子世帯といえます。

	平成27年 国勢調査	平成30年度アンケート	
		未就学児	小学生
母親と同居する子ども	90.5%	94.1%	87.3%
父親と同居する子ども	9.5%	5.9%	12.7%
全世帯中に占める母子 家庭の割合		5.4%	7.3%

方針

ひとり親家庭の自立を促進する事業を実施していきます。
継続的で安定的な就労ができるよう支援します

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-2(2)①	母子・父子自立支援員による相談・支援	ひとり親家庭に対する手当などをはじめとしたサービスの案内、生活上の困りごとや就労相談など、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	こども支援課
I-2(2)②	ひとり親家庭に対する情報提供	ひとり親家庭に対する子育て支援ガイドブック（子育て支援のご案内）の作成・配布や市公式ホームページなどの充実により、必要な情報を提供します。	こども支援課
I-2(2)③	児童扶養手当制度	離婚や死別などにより、父親（母親）のいない家庭や父親（母親）が一定の障害の状況にある家庭の子どもの母親（父親）などに対して手当を支給します。	こども支援課
I-2(2)④	ひとり親家庭等医療費支給制度	ひとり親家庭が医療機関に受診した際の、保険診療に係る自己負担金の一部を助成します。	こども支援課

番号	施策名	施策内容	担当課
I-2(2)⑤	就学援助制度	経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払などに困窮している、狭山市立の小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的援助を行います。	学務課
I-2(2)⑥	遺児就学援助金等支給制度	交通事故・疾病その他の事由により親権者の一方または双方を亡くした小学生及び中学生の保護者に援助金などを支給します。	こども支援課
I-2(2)⑦	埼玉県ひとり親家庭児童就学支度金事業の申請受付	新たに中学校に入学する児童を養育するひとり親家庭などの保護者に対する、県が実施する就学支度金の申請受付を行います。	こども支援課
I-2(2)⑧	埼玉県母子父子寡婦福祉資金貸付制度の申請受付	ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、必要な資金の貸付の県の制度に対する相談や申請を受け付けます。	こども支援課
I-2(2)⑨	自立支援教育訓練給付金支給事業	就職を希望するひとり親家庭の母または父に対して、教育訓練講座に係る受講費用の一部を支給します。	こども支援課
I-2(2)⑩	高等職業訓練促進給付金等支給事業	ひとり親家庭の母または父が就業に必要な国家資格などの資格取得を目的とする養成機関に修業する場合、経済的負担の軽減のために給付金を支給します。	こども支援課
I-2(2)⑪	就労に関する情報提供	就労支援サイト「茶レンジJOBさやま」の登録事業者を増やし、求人情報を充実するとともに狭山市ふるさとハローワークにて求人求職に関する情報提供・あっせんを行います。また、内職相談による相談・あっせんを行います。	産業振興課



(3) 発達に心配のある子どもや障害のある子どもへの支援

背景

発達に心配のある子どもや障害のある子どもが、生き生きと自分らしく生活を送るためには、成長・発達の様子や障害の状態などを早期に確認し、適切なサポートを受けながら子育てすることが重要です。

方針

子どもの成長過程にあわせて、適切な支援が受けられるよう、保健、福祉、教育などの関係機関と連携し事業を推進します。

また、保育所、学校、学童保育室などの支援体制の整備や支援者のスキルアップのための研修の機会を図ります。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-2(3)①	相談・支援体制の充実	発達に心配のある子どもや、障害のある子どもに対して、気軽に相談や支援を受けられるよう、関係機関の連携による支援体制の充実に努めます。 専門職による相談を実施します。 発達支援マネージャー・発達支援サポーターを配置し、発達障害に対する相談や支援に取り組みます。	障害者福祉課 青い実学園 こども支援課 保育幼稚園課 保健センター 教育センター
I-2(3)②	乳幼児健全育成相談指導事業（めだかクラブ）	継続支援が必要な乳幼児や育児不安をもつ保護者などに対し、グループ指導を行います。	保健センター こども支援課 青い実学園
I-2(3)③	障害のある子どもの保育の受け入れの促進	保育所における集団保育が可能な心身の発達に障害のある乳幼児の健やかな発達支援と家族支援のため、関係機関と連携し、保育を必要とする障害児の保育を行います。	保育幼稚園課
I-2(3)④	児童発達支援事業	心身の発達に関して支援が必要な就学前の乳幼児に、個別的な療育支援を行うとともに、親子通園を通じて家族支援を合わせて行い、幼稚園、保育所との連携の充実と、医療機関などとの連携を深めます。 幼稚園、保育所に在籍する発達に心配のある子どもへの訪問支援を行います。 保健センター、こども支援課などとの連携を深め情報を共有します。	青い実学園
I-2(3)⑤	特別支援教育の充実	就学相談や専門家巡回支援などの実施や児童生徒一人ひとりに応じた就学支援を行うとともに、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりを各校で取り組みます。	教育指導課 教育センター
I-2(3)⑥	文化・スポーツ活動などの推進	文化・スポーツ事業の機会や情報を提供し、社会参加や交流の機会を拡大します。	障害者福祉課
I-2(3)⑦	介護人等派遣事業	在宅の重度障害児の円滑な通学などを支援するため、介護人を派遣します。	障害者福祉課
I-2(3)⑧	心身障害児（者）生活サポート事業	在宅の障害児の地域生活を支援するため、身近な場所における一時預かり、送迎、外出援助などを行います。	障害者福祉課

番号	施策名	施策内容	担当課
I-2(3)⑨	日常生活用具給付等事業	在宅重度障害児の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付などを行います。	障害者福祉課
I-2(3)⑩	障害児通所給付事業	障害児の生活能力の向上や集団生活への適応、社会との交流促進などの療育訓練を行います。	障害者福祉課
I-2(3)⑪	重度心身障害者(児)医療費支給制度	重度心身障害児家庭の経済的負担の軽減のため、保険診療に係る自己負担金を補助します。	障害者福祉課
I-2(3)⑫	育成医療費の給付事業	障害又は将来的に障害を残すと認められる疾患に対して、手術などの外科的治療を行うことにより確実な治療効果が見込め、日常生活が容易になると認められる治療に対して医療費を給付します。	障害者福祉課
I-2(3)⑬	福祉教育の充実	共生社会の実現をめざし、ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害者などへの理解を深め、互いに支え合える心を育成する福祉教育を推進します。	教育指導課
I-2(3)⑭	保護者の学習機会の提供	子どもにかかわりにくいと感じている保護者を対象に、子どもへの対応の仕方や保護者自身のストレスマネジメント方法について学習する教室を実施します。	保健センター



3. 子どもの貧困対策の推進

(1) 教育・学習支援

背景

子どもの貧困率は、平成27年において13.9%、ひとり親世帯に限ると50.8%にも達しています。十分な学習機会が与えられないことにより、10歳程度を境として、生活保護を受給している家庭の子どもと、受給していない家庭の子どもとの学力（偏差値）に差が現れ、その差はその後も縮小しないと言われています。学ぶ意欲のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力と可能性を最大限伸ばしそれぞれの夢に挑戦できるようにすることが一人ひとりの、成長・発展につながるものとされています。

教育の機会を得ることにより安定した職に就くことができ、貧困の連鎖を断ち切る可能性が高くなります。また、教育は世帯の経済的状況に大きく左右されやすいものです。

◆県のアンケート調査

生活困難層の保護者の悩みは、「不登校・ひきこもり」「友達関係・いじめ」が多くなっています。

希望する進学段階について、中学2年生本人をみると、生活困難層は高校まで希望が25.1%、4年生大学まで希望が18.7%。非生活困難層は、高校まで希望が12.2%、4年生大学まで希望が36.7%です。（平成31年3月 子どもの生活に関する調査 埼玉県）

方針

学びを通して自信や自己肯定感を高め、学ぶことの楽しさや必要性を感じ、意欲と能力のある子どもが経済的な理由により進学を断念することがないように支援します。

生活困窮者自立支援法に基づき、子どもの学習支援事業（アスポート・ジュニアアスポート事業）を推進します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-3(1)① 新規事業	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを小中学校に派遣して、専門的な見地から相談活動の充実を図ります。	教育センター
I-3(1)② 新規事業	教育相談体制の整備	子育てについて困っている事や悩んでいる事について相談に応じます。学校や関係機関との連携を図りながら問題解決の支援に努めます。 各中学校に配置する「さやまっ子相談員」「さやまっ子相談支援員」や教育センターに配置する「さやまっ子スクールソーシャルワーカー」による相談・指導の体制を充実します。	教育センター

番号	施策名	施策内容	担当課
I-3(1)③ 新規事業	中高生対象の学習支援（アスポート事業）【重点施策】	生活困窮世帯、生活保護世帯及びその他支援が必要な家庭の中学生・高校生に対して学習教室を開催するとともに家庭訪問による生活支援を行います。 日常的な生活習慣や進学に関する支援、高校進学者の中途退学防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。	福祉政策課
I-3(1)④ 新規事業	小学生の学習支援（ジュニアアスポート事業）【重点施策】	生活困窮世帯、生活保護世帯及びその他支援が必要な家庭の小学生に対して、送迎により、学習支援員などが宿題や勉強を教えたり、一緒に体験活動を行います。 また、送迎時には保護者より家庭での生活状況を確認します。	福祉政策課
I-3(1)⑤ 新規事業	就学応援金事業	学習支援事業を利用している家庭の中学生が高校などに進学する場合5万円。高校生が大学などに進学する場合10万円の支援金を給付します。	福祉政策課
I-3(1)⑥ 新規事業	奨学金制度	本人に意欲と能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な方に、奨学金を貸与します。	学務課
I-3(1)⑦ 新規事業	就学援助制度	経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払などに困窮している、狭山市立の小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的援助を行います。	学務課
I-3(1)⑧ 新規事業	保育所などの利用負担軽減	同一世帯に3人以上のお子さんがいる多子世帯の保護者の経済的な負担軽減を図るため、同一世帯における第3子以降で3歳未満（3号認定）のお子さんの保育料（利用者負担額）について助成します。	保育幼稚園課
I-3(1)⑨ 新規事業	高校生の相談体制	市民相談室や家庭児童相談室にて相談に応じます。 いじめ、不登校、学校生活、性格などに関する悩みについては県教育委員会の相談窓口で相談できます。（彩の国こども・若者支援ネットワーク） また、アスポート事業（学習支援）でも学校生活の悩みごとや進路について相談できます。	こども支援課
I-3(1)⑩ 新規事業	子どものこころの健康支援	子どもの発達段階に応じた相談先、発達障害や精神疾患などについて診療可能な医療機関、障害者手帳制度など、子どものこころに関する情報を提供します。	こども支援課

(2) 家庭への経済的支援

背景

子どもの貧困対策大綱は、子どもの貧困対策を進めるにあたり、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）などを組み合わせた形で世帯の生活の基礎を下支えする必要があるとあり、経済的支援に関する施策については、子どもの貧困対策の重要な条件として確保していく必要があるとしています。

方針

経済的な支援を必要とする家庭の個々の状況を把握し、適切な経済的支援を円滑に実施します。

それぞれの家庭の状況に応じた手当の支給、医療費助成制度の支援、就学や進学に応じた経済的な支援を確実にを行います。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-3(2)①	児童扶養手当制度（再掲）	離婚や死別などにより、父親（母親）のいない家庭や父親（母親）が一定の障害の状況にある家庭の子どもの母親（父親）などに対して手当を支給します。	こども支援課
I-3(2)②	各医療費助成制度（再掲）	子どもの健やかな成長と子育てする保護者の経済的な支援を充実するため、対象となる児童にかかる医療費（一部負担金）を支給します。（こども医療費支給制度・ひとり親家庭等医療費支給制度・心身障害者医療費助成制度など）	こども支援課
I-3(2)③	母子・父子自立支援員による相談・支援（再掲）	ひとり親家庭に対する手当などをはじめとしたサービスの案内、生活上の困りごとや就労相談など、母子・父子自立支援員が相談に応じます。	こども支援課
I-3(2)④	高等職業訓練促進給付金等支給事業（再掲）	ひとり親家庭の母または父が就業に必要な国家資格などの資格取得を目的とする養成機関に修業する場合、経済的負担の軽減のために給付金を支給します。	こども支援課
I-3(2)⑤	遺児就学援助金等支給制度（再掲）	交通事故・疾病その他の事由により親権者の一方または双方を亡くした小学生及び中学生の保護者に援助金などを支給します。	こども支援課
I-3(2)⑥	就学援助制度（再掲）	経済的な理由で学用品の購入や給食費の支払などに困窮している、狭山市立の小中学校に通う児童生徒の保護者に対して、経済的援助を行います。	学務課

(3) 生活の支援

背景

保護者の就労のあり方によって、孤食や不十分な食生活となり、生活習慣などを身につける機会も減少してしまいます。

このような状況の中、子どもがさまざまな人たちの多様な価値観に触れながら団欒を感じられ、「自分の居場所」と感じられるような場所が必要です。

不安定な就労や健康状態の心配など複合的に問題を抱えている家庭があることから、包括的に相談や支援ができる体制が必要です。

方針

子ども食堂の支援を行います。

フードバンクとの連携を図ります。

就労などにより保護者が不在の家庭の子どもが放課後安心して過ごせるよう、あそびの場や世代間交流の場など多様な子どもの居場所作りを支援します。

複合的な問題を抱える、子どものいる世帯全体への包括的な支援体制を実施します。

地域全体で子どもを見守り、支えるネットワークづくりを推進します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-3(3)① 新規事業	子ども食堂の支援	食育などを行うため、学習支援と連携した子ども食堂の活動や各地区での子ども食堂の活動を支援します。	福祉政策課
I-3(3)② 新規事業	多機能型サロンの支援及び設立促進（再掲）	地域住民を対象とした多機能型サロンの運営支援及び設立促進に努め、地域共生社会の実現を目指します。	福祉政策課
I-3(3)③ 新規事業	フードバンクとの連携	フードバンクと連携し「食品ロスの削減」で集めた食料品を「食のセーフティネット」として、市内の子ども食堂や食料を必要としている市民に届けるシステムを構築します。	資源循環推進課 福祉政策課
I-3(3)④ 新規事業	関係機関が連携した包括的な支援	さまざまな生活課題がある家庭の子どもに対し、生活課題に関係のある機関が連携し、包括的な支援体制を構築します。	福祉政策課
I-3(3)⑤ 新規事業	民生委員・児童委員との連携	地域で支援の必要な家庭の子どもに対し、民生委員・児童委員と連携し、世帯の見守りなどを行います。	福祉政策課
I-3(3)⑥ 新規事業	自立に向けた支援の促進	専門の相談員がお困りの内容を聞き、どうしたら解決できるか、どのような支援が必要か一緒に考え、相談者一人ひとりの状況に応じた支援計画を作成します。 さらに、就職をめざしている方については、ハローワークと連携し、求職活動の支援も行います。	福祉政策課
I-3(3)⑦ 新規事業	家計の再建に向けた支援	家計に関する根本的な課題（多重・過剰な債務、収入の不足や収入・支出の波など）を家計表やキャッシュフロー表などを作成することで明らかにし、家計の再建に向けた支援を行います。	福祉政策課

番号	施策名	施策内容	担当課
I-3(3)⑧ 新規事業	住宅の確保に関する支援	就労意欲と就労能力のある離職者のうち、住宅を喪失された方または喪失する恐れのある方を対象として、求職活動を行うことなどを条件に、一定期間（最大9か月）、家賃相当額を支給します。	福祉政策課

（４）就労に向けた支援

背景

保護者が一定の収入を得るということは、生活の安定が図れるとともに、家庭において保護者がゆとりを持って子どもと接することができ、働く姿を見た子どもが労働の意味や価値を学ぶことができるなど、教育的にも大きな意義があることから、保護者の就労に向けた支援の充実が重要となっています。

方針

生活困窮者自立支援法に基づく就労支援として、保護者の就労実現に向けた支援を行います。

ひとり親家庭の就労を支援し、必要に応じ、ハローワークのプログラム策定などを行い、安定した就労場所への就労を支援します。

就労するための保育所や学童の待機児童の対応をします。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
I-3(4)① 新規事業	保育所待機児童対策【重点施策】	認可保育所・認定こども園の整備を地域バランスなどに配慮しながら推進します。教育と保育とを一体的に提供する、認定こども園の整備を事業者の意向を尊重し、促進します。	保育幼稚園課
I-3(4)② 新規事業	ひとり親家庭の就業相談・就労支援	就労経験がない、社会に出るのが不安など、すぐに就職活動を行うのが難しいひとり親の方への支援を行います。	福祉政策課
I-3(4)③ 新規事業	就職情報の提供	母子父子自立支援員が、就労に向けた相談に応じ、就職情報を提供します。	こども支援課
I-3(4)④ 新規事業	生活保護・生活困窮者への就業相談・就労支援	就労経験がない、社会に出るのが不安など、すぐに就職活動を行うのが難しい方への支援を行います。	福祉政策課
I-3(4)⑤ 新規事業	子育てとの両立や職業上のブランクをもつ女性のための講座	県や他機関と連携し、就職活動の際に子育てと仕事の両立や職業上のブランクに不安を抱える女性に向けた、就職支援セミナーなどを開催します。	産業振興課
I-3(4)⑥ 新規事業	障害のある方への就労支援	狭山市障害者就労支援センターを設置し、職業相談、就職準備の支援、職場開拓、職場実習の支援、トライアル雇用の支援、職場定着の支援などを行います。	障害者福祉課

基本方針Ⅱ 働きながら子育てすることができるための支援

1. 仕事と子育ての両立の推進

(1) 保育サービスの充実

背景

少子化が進み子どもの数は減少していますが、核家族化や共働き世帯の増加による保育需要が増加しています。また、非正規雇用など働き方もさまざまになっています。

安心して子どもを預けて働くための支援が求められています。

◆アンケート調査

アンケート調査では、フルタイムで就労する未就学児の母親は32.4%で、平成25年よりも9.9ポイント増加、同様に小学生の母親は30.5%で、平成25年よりも7.3ポイント増加しており、フルタイムで働く母親が大きく増えていることがわかります。

また、現在働いていない人の今後の就労希望をみると、未就学児の母親は22.1%が「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答しており、平成25年よりも4.9ポイント増加、同様に小学生の母親は34.0%で、平成25年よりも6.2ポイント増加と、早期の就労を希望する母親が増えていることがわかります。

方針

保育所の待機児童の状況やアンケート調査を踏まえ、地域バランスなどに配慮しながら認定こども園・保育所、地域型保育事業、幼稚園型一時預かり事業などを整備・充実します。

保育士などの研修を充実し、保育の質の向上を図ります。

保護者の多様な保育ニーズに対して、延長保育、一時保育、休日保育、病後児保育などの保育サービスを実施します。

就学後は、学童保育室の受入れ枠を拡大し、保育環境を充実します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-1(1)①	保育所等待機児童対策 【重点施策】(再掲)	認可保育所、認定こども園の整備を地域バランスなどに配慮しながら推進します。 教育と保育とを一体的に提供する、認定こども園の整備を事業者の意向を尊重し、促進します。	保育幼稚園課
Ⅱ-1(1)②	保育所における安全対策	保育所における安全を確保するための必要な施設の整備、保護者に対する防犯などの情報を提供します。また、緊急時や災害時には配信メールを利用し、情報を周知します。	保育幼稚園課
Ⅱ-1(1)③	公立保育所改修整備	老朽化している施設、設備を計画的に改修します。	保育幼稚園課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-1(1)④	保育コンシェルジュによる保育情報の提供	保育コンシェルジュによる保育施設の情報提供や入所相談を行います。また、広報紙、市公式ホームページなどにより保育サービスに関する積極的な情報提供を行います。	保育幼稚園課
Ⅱ-1(1)⑤	延長保育の充実	保護者の通勤や就労形態の多様化に対応するため、延長保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅱ-1(1)⑥	休日保育の充実	保護者が仕事その他の理由により休日に不在となり、家庭において子どもを保育することが困難な場合に、休日保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅱ-1(1)⑦	病後児保育の充実	疾病回復期にある子どもが、その保護者の労働その他の理由により家庭における保育に支障がある場合、病後児保育を行います。	保育幼稚園課
Ⅱ-1(1)⑧	学童保育室の充実【重点施策】	保護者が就労のために放課後留守になっている家庭や、病気などで家庭において保育できない子どもを対象に、保護者に代わり保育を行います。 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と定期的な打合せを行うなどの連携を図り、学童保育室の計画的な整備を進めます。	学務課
Ⅱ-1(1)⑨	一時保育の充実（再掲）	保護者の短時間就労、職業訓練、就学、冠婚葬祭などにより、家庭での保育が困難な場合や、保護者の育児疲れ解消のため、一時預かり事業を行います。 また、狭山市総合子育て支援センター一時預かり保育室（ちゃっぼ保育室）では、駅前の公共施設や商業施設を利用する方など、さまざまなニーズに対応するとともに、だれでも気軽に利用できる一時預かり事業を行います。	保育幼稚園課



(2) ワーク・ライフ・バランスの推進

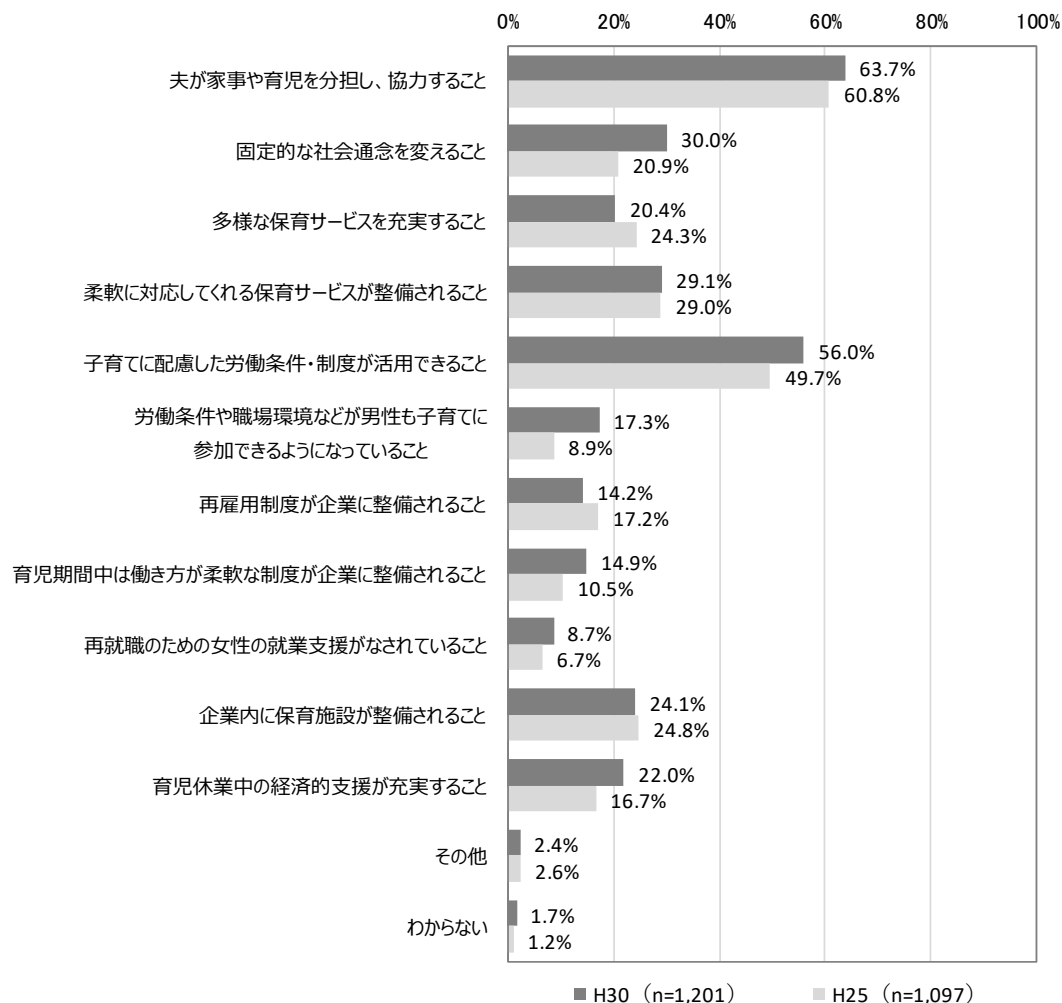
背景

産前・産後休業や育児休業などの仕事と子育ての両立のための法整備はすすみましたが、働きながらの子育ては簡単なことではありません。

男性の育児参加は徐々に進んでいますが、子育てに関する女性の責任は重いものです。子育ての喜びを男性も女性もともに分かち合うことができるような支援が必要です。

◆アンケート調査

アンケート調査での未就学児の保護者からの回答では、女性にとって子育てしながら働くための重要な就労環境として挙げられたもの（3つまでの複数回答）では、「夫が家事や育児を分担し、協力すること」が63.7%と最も多く、次いで「子育てに配慮した労働条件・制度が活用できること」が56.0%となっています。この2項目は、平成25年の調査でも1、2位を占めていますが、「子育てに配慮した労働条件・制度が活用できること」は、平成25年よりも6.3ポイントと大きな増加となっています。また、「労働条件や職場環境などが男性も子育てに参加できるようになっていること」は、平成25年の8.9%が平成30年には17.3%と、ほぼ2倍となっており、男性の育児参加を求める声が大きくなっていることが示されています。



資料：アンケート調査

方針

企業に対し、育児休業や看護休暇をとりやすい職場づくりや事業所内保育所の整備、子育て家庭についての理解を促します。

男性も女性も、子育てと仕事のバランスの取れた多様な働き方が選択できるよう、意識啓発を行い、男性の子育て参画を促すために各種セミナーや子育て講座などを開催します。

子育てについて男女で学ぶ機会を提供するなど、男女がともに家庭における責任を担うことの理解を促します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅱ-1(2)①	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に向けた意識啓発をします。 男性を含めたすべての人が、子育てを含む家庭生活と仕事の両立が図れるよう働き方の見直しに向けた意識啓発をします。	市民文化課 産業振興課
Ⅱ-1(2)②	育児休業・看護休暇に関する普及啓発	育児休業や看護休暇の取得に向け意識啓発をします。	市民文化課 産業振興課
Ⅱ-1(2)③	多様な働き方に関する意識啓発	多様な働き方を選択できるよう、意識啓発をします。	市民文化課 産業振興課
Ⅱ-1(2)④	一般事業主行動計画の普及啓発	市内の各事業所に対して、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画」の策定や実施について、企業訪問を通して啓発・周知します。	産業振興課
Ⅱ-1(2)⑤	女性の再就職に向けた支援	女性の再就職支援に向けたセミナーなどを開催し、再就職を希望する方を支援します。	市民文化課 産業振興課
Ⅱ-1(2)⑥	男性の子育て参画の推進	男性の子育て参画を促すため、意識啓発をします。	市民文化課
Ⅱ-1(2)⑦	家庭教育における学習機会の提供	父親の家庭教育への参画の重要性を鑑み、PTAと連携し、家庭教育に関する学習機会を提供します。	社会教育課
Ⅱ-1(2)⑧	父親の子育て講座などの参加促進	各子育て支援施設で、子育て支援に関する講座だけでなく、父親参加型の企画を行い日ごろから父親も利用しやすい環境づくりを進めます。	こども支援課
Ⅱ-1(2)⑨	事業所内保育所の整備促進	事業所内保育施設の整備促進について啓発します。	産業振興課

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな育ちと自立をめざして

1. 親子の健康の推進

(1) 妊娠期からの疾病予防と健康増進

背景

安心して妊娠・出産・子育てができるためには、母子の健康づくりが必要です。

働く女性の増加と初婚年齢の上昇に伴い、出産年齢も自ずと上昇しているため、不妊に悩む夫婦が増加しています。また、妊娠した場合も妊婦自身の体調や生活環境にさまざまな変化があるため、子どもを安全に安心して産み育てるためには、妊娠期は重要な時期です。

方針

不妊に悩む夫婦に対して、不妊検査や治療の情報を提供するとともに、それぞれの費用の一部を助成します。妊娠期の支援では、妊娠届出時に、保健師などが妊婦と直接面談し、妊婦の状況を把握し、これから利用できるサービスについての情報提供や妊娠期の健康管理の充実のため妊婦健康診査の受診を勧奨します。また、父親の育児の参加促進のため、両親学級などの事業を実施します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(1)①	妊婦前から開始する健康管理の推進	健やかに安全に子どもを産み育てるための女性の身体管理に関わる骨粗しょう症検診、子宮頸がん検診を実施します。	保健センター
Ⅲ-1(1)② 新規事業	不妊・不育症検査費、不妊治療費の助成	不妊検査・不育症検査及び不妊治療を受けた方を対象に、その費用の一部を助成します。	保健センター
Ⅲ-1(1)③	妊娠期からの相談支援の充実(利用者支援事業 母子保健型)【重点施策】	妊娠届出時に助産師・保健師が妊婦と直接面談し、妊娠期から子育て期のさまざまな相談に応じます。	保健センター
Ⅲ-1(1)④	妊婦健康診査事業の充実	費用の助成を行い、妊娠中の母体の健康の保持増進、疾病の早期発見を目的に実施します。	保健センター
Ⅲ-1(1)⑤	妊婦期における健康管理の推進	早期妊娠届出の周知をします。知識の普及啓発と仲間づくり、父親の育児参加促進のためマタニティスクール、両親学級を実施します。	保健センター
Ⅲ-1(1)⑥ 新規事業	産後ケア事業の実施	出産後、家族から家事・育児などの支援が受けられない母子を対象に、産院などの空きベッドを活用し、心身のケア・育児サポートを行います。	保健センター

(2) 子どもの疾病予防と健康増進

背景

子どもたちが心身ともに健康に育ち、生涯にわたって豊かな充実した生活を送るためには、乳幼児期の発育発達への支援・健康増進が必要です。

方針

子どもの健やかな発達のために、乳幼児の健康診査や予防接種、乳幼児の健康相談などの疾病予防と乳幼児期に関わるさまざまな保健教育を実施します。

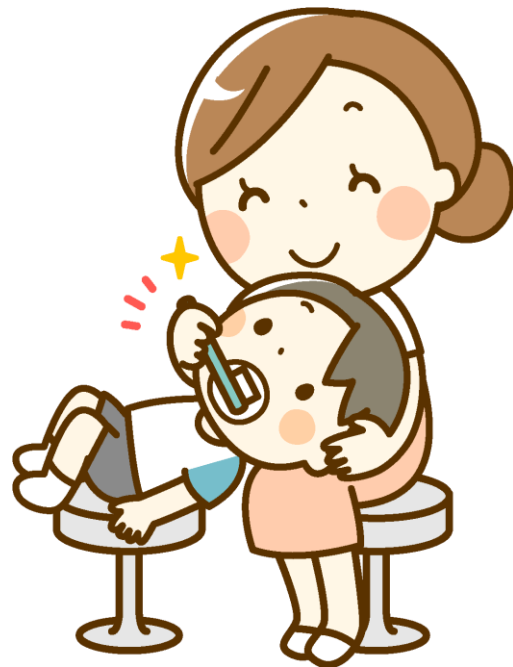
子育て家庭の育児不安を解消するとともに、子育て中の親同士の交流による、地域の中での子育てを応援します。

子どもの発育、発達、栄養、歯科、健康などに関する相談として、乳幼児健康相談や予約相談、家庭訪問を行います。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(2)①	乳幼児健康診査事業	子どもの疾病の早期発見や成長発達の確認、相談に応じる育児支援として4か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施します。	保健センター
Ⅲ-1(2)②	予防接種事業	感染症対策の一環として、予防接種法に基づき各種の予防接種を実施します。広報紙や市公式ホームページなどを活用し、最新の感染症情報を提供します。	保健センター
Ⅲ-1(2)③	子どもの発育などに関する相談の充実・相談体制の強化	子どもの発育・発達、栄養、歯科、健康などに関する相談として乳幼児健康相談や予約相談及び家庭訪問を行います。また、必要な専門職を配置し、より質の高い相談支援が提供できるよう職員の研修の参加を進めるとともに、関係機関との連携体制の強化を図ります。	保健センター
Ⅲ-1(2)④	育児学級	産後うつ予防として、育児不安の軽減や仲間づくりを促進するために、生後2～3か月の児を持つ産婦を対象にすくすくベビーを実施します。また、子育てや栄養歯科の知識を普及・実践するために、生後5～8か月の児を持つ産婦を対象にばくばくベビーを実施します。	保健センター
Ⅲ-1(2)⑤	保健教育の充実	子どもの健やかな育ちに関する知識の普及教育を図ります。	保健センター
Ⅲ-1(2)⑥	栄養教育の充実	子どもの発達段階や個性、母子の健康状態、家族の状況などに応じた適切な食生活を営む力を高めるため、乳幼児健康診査時の小集団指導(4か月児健康診査時の離乳食講習会、1歳6か月児健康診査時のおやつ指導、3歳児健康診査時の生活リズム教育)と地域における栄養教育を実施します。	保健センター

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(2)⑦	歯科教育の充実	乳歯の重要性を含めた口腔衛生やフッ化物に関する正しい知識の普及のため、乳幼児健康診査時の小集団指導(4 か月児健康診査時の歯の話、1 歳 6 か月児健康診査・3 歳児健康診査時の歯磨き指導)と地域における歯科教育を実施するとともに、むし歯予防デーを開催し、歯科検診、歯みがき指導、フッ化物塗布を行います。	保健センター



(3) 食育の推進

背景

若い世代で朝食を欠食する人は増加傾向であり、不規則な食事からおきる栄養の偏りも心配されます。生涯にわたって健全な身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となる食育の重要性が増しています。

方針

保育所や学校の食育や保健センターでの乳幼児健康診査の際に、バランスの良い食事や豊かな食について学び、心身の健全育成のために食事は大切だという理解を深めます。

保育所や学校の給食で、地域の食材を使用し、地産地消に関する意識啓発を図ります。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(3)①	「主食、主菜、副菜」料理の組み合わせと望ましい生活リズムの普及啓発	「主食、主菜、副菜によるバランスの良い食事」と望ましい生活リズム、家族や友人と楽しい食事をする機会の大切さについて、理解・実践を図るため、乳幼児健康診査時の講習会や関係機関との協働事業の中で実施します。	保健センター
Ⅲ-1(3)②	地産地消に関する意識啓発	地産地消(地域で生産された農作物を地域で消費すること)を通じて、地域を理解するとともに、食の大切さを学べるよう狭山新茶と花いっぱいまつり、農業祭などを行います。狭山茶消費拡大事業として、小学生を対象にお茶の作り方教室、入れ方教室、狭山茶グランプリなどのイベントを行います。	農業振興課
Ⅲ-1(3)③	給食などを通じた食育の推進	保育所における食育：公立保育所全体の食育計画を策定し、発育・発達段階に応じた豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送ることを基本とした食事教育を推進します。 特別活動や家庭科の授業などにおける食育：「主食、主菜、副菜」を基本とした食事のあり方や栄養の正しい摂取方法などの理解を深めます。 学校給食の献立における食育：献立表に「主食、主菜、副菜」を表記し、児童生徒や保護者に対して健康を保つうえで基本となる料理の組合せを啓発します。 地産地消を通じて、地域への理解を深めるため、地域で生産された農作物を積極的に使用します。 食物アレルギーのある児童生徒にアレルギー対応食を提供します。	保育幼稚園課 教育指導課 給食センター
Ⅲ-1(3)④	食文化の体験と伝承	地域の伝統的な食文化を保育所の食育計画に位置付け、行事や給食を通じて伝承します。 地域の伝統的な食文化を学校給食の献立に取り入れます。	保育幼稚園課 給食センター

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(3)⑤	農業体験学習	自ら農作物を栽培することで、自然に対する感謝の心を育み、勤労の尊さと食料生産に対する認識を育みます。 各保育所において、野菜などの栽培、収穫した作物のクッキング、種の収穫などを体験することで農作物への関心を高め、労働及び食べ物への感謝の気持ちを育みます。 各学校に設置されている学校ファームで農業体験学習を実施します。	農業振興課 保育幼稚園課 教育指導課

(4) 思春期保健対策の充実

背景

思春期にはさまざまな悩みが生じます。

児童期のうちから環境を保全していく必要があります。

困ったときに助けてくれる人や、悩みを聞いてくれる友人、相談に乗ってくれる人がいることは大切です。

方針

心の健康、喫煙、飲酒、薬物、性などの児童生徒に必要なさまざまなテーマで、思春期に関する健康教育を実施します。

体と心の健康は密接な関係にあるため、家庭や学校における悩みについても、子どもが相談しやすい仕組みや場所をつくり、さらに 相談支援者のスキルアップを図ります。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(4)①	性、性感染症予防教育の充実と飲酒・喫煙、薬物などに関する意識啓発	喫煙(受動喫煙を含む)、飲酒、薬物が与える危険性を理解するために「青少年を育てる狭山市民会議」や「地域会議」と連携し、非行防止キャンペーンなどを通して普及・啓発をします。 全小中学校において学校保健安全計画に位置付け、薬物乱用防止教室や性感染症予防教育を警察署や各種機関と連携し実施します。	社会教育課 教育指導課
Ⅲ-1(4)②	養護教諭の活用によるチーム・ティーチング	養護教諭の専門性を活用した授業を、各学校の実態に応じて年間指導計画に位置付けて実施します。	教育指導課
Ⅲ-1(4)③	相談員の資質向上の充実	スーパーバイザーに指導、助言を依頼し、教育センターや学校に配置している相談員の資質向上を図ります。	教育センター
Ⅲ-1(4)④	学校教育相談の充実	子どもの健やかな成長と発達を支援するため、児童、生徒、保護者を対象に教育相談を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援を行います。	教育センター 教育指導課
Ⅲ-1(4)⑤ 新規事業	こどもフリーダイヤル	18歳未満の子どもからの悩みや困りごとの相談に応じます。	こども支援課

（5）各種医療費支給制度の実施

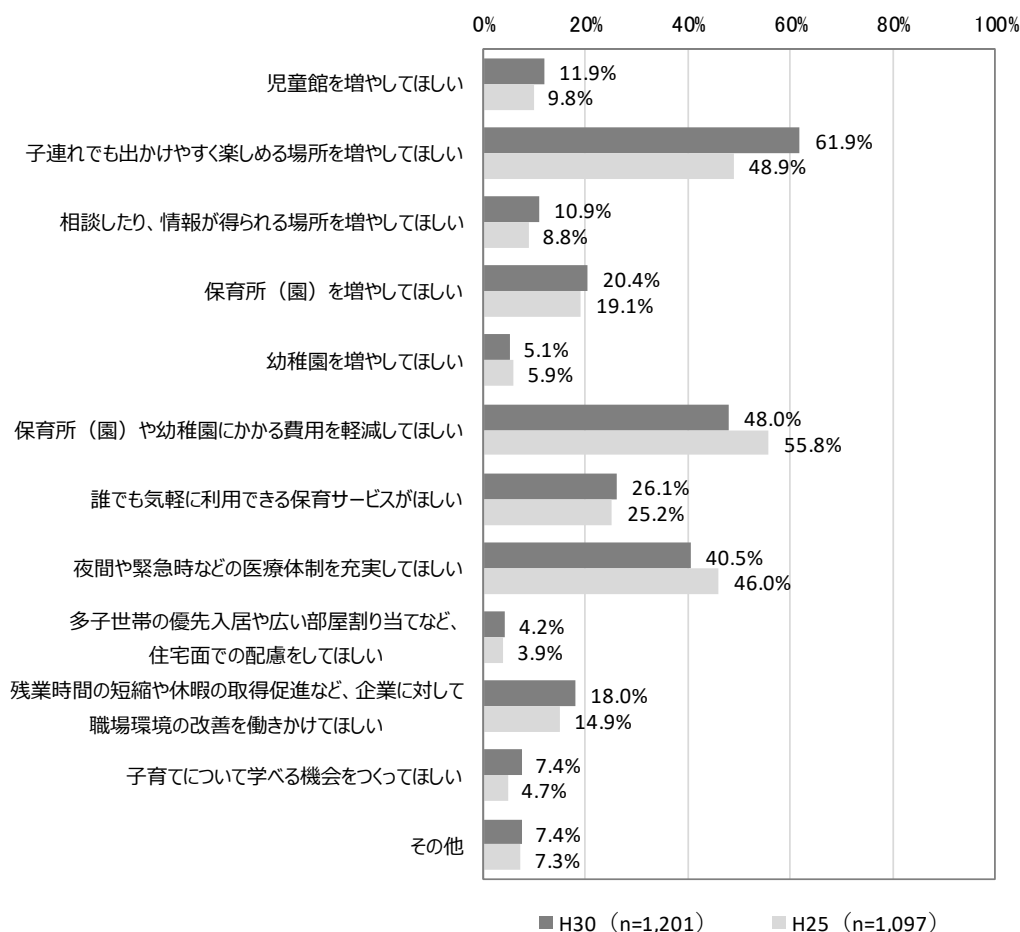
背景

乳幼児期において必要な医療が受けられることは、子どもが健康で幸福に育つためには大切なことです。

夜間や休日などに、急に具合が悪くなった乳幼児を診察してくれる小児科の医療機関が必要です。

◆アンケート調査

アンケート調査における、市の子育て支援に期待することで挙げられたもの（3つまでの複数回答）では、未就学児の保護者からの回答では、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」に次いで、「夜間や緊急時などの医療体制を充実してほしい」が3位、40.5%などとなっています。これらの3項目は、平成25年の調査でも上位の3項目となっています。



資料：アンケート調査

方針

経済的負担軽減のため各種医療費支給制度を実施します。

狭山市医師会をはじめとする医療機関の協力を得て実施している狭山市・入間市夜間初期救急医療体制を確保するとともに、小児の二次救急医療病院群輪番制病院運営事業を充実します。

身近な「かかりつけ医・歯科医・薬局」の必要性を市民に周知します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-1(5)①	こども医療費の助成	子どもの健全な成長と子育て家庭に対する経済的な支援を行うため、中学校3年生までを対象として医療機関にかかった場合の医療費(保険診療に係る自己負担金)を助成します。	こども支援課
Ⅲ-1(5)②	未熟児養育医療の給付	未熟児に対する養育医療の給付により、経済的に支援します。 親への育児支援、未熟児の成長発達を見守るために相談・訪問を実施します。	保健センター
Ⅲ-1(5)③	育成医療費の給付事業(再掲)	障害又は将来的に障害を残すと認められる疾患に対して、手術などの外科的治療を行うことにより確実な治療効果が見込め、日常生活が容易になると認められる治療に対して医療費を給付します。	障害者福祉課
Ⅲ-1(5)④	重度心身障害者(児)医療費支給制度(再掲)	重度心身障害児家庭の経済的負担の軽減のため、保険診療に係る自己負担金を補助します。	障害者福祉課
Ⅲ-1(5)⑤	ひとり親家庭等医療費支給制度(再掲)	ひとり親家庭の経済的負担を軽減するために、保険診療に係る自己負担金の一部を助成します。	こども支援課
Ⅲ-1(5)⑥	小児医療体制の充実	入間市と合同による夜間・休日の初期救急体制を確保します。 小児科の二次救急医療体制として、所沢地区を圏域とする小児科救急医療病院群輪番制病院運営事業により重症救急患者の医療体制を確保します。	健康づくり支援課
Ⅲ-1(5)⑦	「かかりつけ医」・「いきつけ薬局」体制の充実	病気の症状や程度に応じた医療機関の受診ができるよう、医師会や歯科医師会、薬剤師会と連携しかかりつけ医などの必要性を市民に周知します。	健康づくり支援課

2. 子どもの自立と健全育成の推進

(1) 次代を担う子どもの健全育成の充実

背景

次の時代に親になる子どもが、幼少期にさまざまな体験や経験をすることは、子どもの力になり大切なことです。

このことは、人間性を豊かにし、健やかな成長に繋がります。

方針

地域活動によって、子どもがさまざまな体験ができるよう、子どもが地域と関わりあえる学習の場を提供します。

男女が協力して家庭を築いていくことが大切であることの意識啓発をします。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2(1)①	地域子ども教室事業の推進	「放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育室と定期的な打合せを行うなどの連携を図り、すべての児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動が行えるよう学校施設の有効利用を図りながら整備します。 既設教室の支援を継続しつつ、放課後教室の未設置小学校区へ開室実施に向けて計画的な整備を推進し、全小学校区に設置します。事業運営に携わる関係者の資質向上を図りつつ、新たな事業協力者の確保に取り組みます。	社会教育課
Ⅲ-2(1)②	学校開放事業の充実	学校の教育活動に支障のない範囲で、スポーツ・レクリエーション団体に地域の身近な活動の場として、学校体育館を提供します。	スポーツ振興課
Ⅲ-2(1)③	子どもの遊び場（公園）の整備・改修	子どもが安全で、安心して遊べる公園施設を提供します。	みどり公園課
Ⅲ-2(1)④	こどもエコクラブへの参加促進	小中学生の環境への関心と理解を深め、環境保全活動への自主的参加を促すため、こどもエコクラブ事業の市事務局として、参加を呼びかけるとともに、情報提供や登録受付を行います。	環境課
Ⅲ-2(1)⑤	中高生の活動拠点の整備	中学生、高校生などの自主的活動を促進するための活動拠点を整備します。	こども支援課
Ⅲ-2(1)⑥	児童館事業の充実	児童が気軽に利用できる環境を整備するとともに、魅力ある事業を企画・実施します。事業の企画にあたっては、子どもの参画を推進します。	こども支援課
Ⅲ-2(1)⑦	乳幼児とのふれあい事業の充実	中学生、高校生などに対し、子どもを産み育てることの意義の理解を促進するため、乳幼児とふれあう機会を提供します。	こども支援課 保育幼稚園課
Ⅲ-2(1)⑧	ジュニアリーダーの育成	狭山市子ども会育成会連絡協議会（市子連）との連携を深め、市子連への子ども会の加入促進を啓発し、他の青少年育成団体などとの連携・協力体制を整備・推進します。	社会教育課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2(1)⑨	男女共同参画情報コーナーの情報提供	男女共同参画情報コーナーにおいて、男女共同参画に関する取り組みなどの情報を提供します。	市民文化課
Ⅲ-2(1)⑩	男女が協力し、家庭を築くための意識啓発	男女が協力してともに家庭を築いていくことができるよう意識啓発をします。 家庭教育学級などを通して、父親母親が協力した家庭づくりについて、意識啓発をします。 家庭科授業において、家庭のあり方について学ぶなど、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを産み育てることの大切さを認識できる学習を実施します。 教員を対象に人権教育の視点から研修を行います。	市民文化課 社会教育課 教育指導課
Ⅲ-2(1)⑪	地域共生社会に向けた福祉教育の促進	地域共生社会に向けて、子どもがさまざまな体験ができるよう、福祉教育を一層促進します。	福祉政策課
Ⅲ-2(1)⑫	障害への理解促進 (あいサポート運動※)	障害の有無にかかわらず、地域の中でいきいきと暮らしやすい社会を目指し、「あいサポート運動」の未来の担い手を育てる事業として児童向けあいサポート学習を促進します。	障害者福祉課

※あいサポート運動：障害のある方が困っていることなどを理解して、障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮を実践することにより、障害のある方が暮らしやすい共生社会を作っていく運動です



(2) 生きる力を育む教育の推進

背景

情報化社会や価値観の多様化など、社会はめまぐるしく変化しています。

「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を身につけることは、子どもがこれからの時代を生きぬくための力となります。

方針

子どもがこれからの時代を生きぬくための「確かな学力」「豊かな人間性」「健康・体力」を身につけられるよう、幼児教育から中学校までの間の教育・指導を行います。

子どもたちがスムーズに就学、進学できるよう保育所・幼稚園、小中学校間で情報連携をします。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2(2)①	幼児教育の充実【重点施策】	幼児教育について情報提供し、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民などの理解を深めるとともに、幼・保・小の連携を進めます。 保育所と幼稚園が計画的に、日常的に相互交流を進めるなかで、互いの理解を深めて、就学前児童の育ちを支援します。 子ども達がスムーズに就学できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携して取り組みます。	教育指導課 学務課 保育幼稚園課
Ⅲ-2(2)②	確かな学力の向上と豊かな心の育成	児童・生徒の実態を踏まえ、授業改善、スキル学習など、学校の特色を生かした取り組みを推進します。 道徳教育を充実します。 道徳・特別活動研究委員会を継続し、道徳教育に関する教員の指導力向上を図ります。	教育指導課
Ⅲ-2(2)③	開かれた学校づくり	学校応援団の組織をより充実させるとともに、地域の教育財産を効果的に活用し学校教育を充実します。	教育指導課 社会教育課
Ⅲ-2(2)④	少人数指導	児童生徒一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導を行います。 少人数指導加配の配置を埼玉県教育委員会に要望します。	教育指導課
Ⅲ-2(2)⑤	情報教育の充実	小中学校の各教室・特別教室へのパソコン設置や校内LAN整備により、情報化の進展に対応した学習環境を整えます。 情報教育機器の活用を進めます。 各学校がLANを使用して授業に活用できるよう研修会を開催します。	教育総務課 教育センター
Ⅲ-2(2)⑥	小学校英語活動	外国語早期教育を推進し、英語によるコミュニケーションへの関心や意欲・態度を育成し、自らのことや我が国と郷土について積極的に発信できる素地を養います。 全小学校に英語活動支援員を配置します。	教育センター

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2(2)⑦	進路指導の充実	自分の将来に夢を持ち、生きる力を育て、地域・社会に貢献できる生徒を育成するため、職場体験学習を実施します。	教育指導課
Ⅲ-2(2)⑧	狭山茶とふれあう教育の推進	小中学校の体験学習の中で、狭山茶とのふれあいとともに、地域とのふれあい、食の大切さ、郷土への愛着心を醸成します。狭山市茶業協会などと協力し、狭山茶とふれあう機会を創出します。	教育指導課
Ⅲ-2(2)⑨	生徒指導の充実	暴力を否定し、信頼関係に立つ生徒指導を実践し、いじめ問題と不登校の根絶を目指します。暴力を否定し、信頼関係に立つ生徒指導を実践し、いじめ問題と不登校の根絶を目指します。	教育指導課
Ⅲ-2(2)⑩	健康づくり事業	健康づくり団体による小中学校などを対象とする親子料理教室や、幼稚園などでのすこやか体操の指導を中心に子どもの意識啓発をします。	健康づくり支援課
Ⅲ-2(2)⑪	学校施設の整備・管理	安全・安心、快適な教育環境を確保するため、学校施設を整備します。	教育総務課
Ⅲ-2(2)⑫ 新規事業	中学生学習支援事業	学校の授業以外で学習できる機会「さやまっ子・茶レンジスクール」を設け、生徒たちの学力の定着と家庭学習の習慣化を目指します。	教育センター
Ⅲ-2(2)⑬ 新規事業	小学生学習支援事業	4年生を対象とし算数を中心とした学習指導「さやまっ子・茶レンジスクール」を外部機関の講師が行います。	教育センター



(3) 家庭や地域の育てる力の向上

背景

家庭や地域は、子どもの成長にとって大きな影響を与えます。

子どもが健やかに成長するために、学校での教育以外にも自分の住む地域でさまざまな人と交流し、体験をすることは大切です。

◆アンケート調査

アンケート調査では、5歳以上の未就学児の保護者が、小学校低学年になった時に放課後の過ごし方として希望するのは、「自宅」が53.1%と最も多く、次いで「習い事」、「学童保育室」などとなっています。

また、小学校高学年になった時の放課後の過ごし方の希望についても、「自宅」が62.3%と最も多く、次いで「習い事」、「学童保育室」などとなっており、いずれも、自宅が多い結果となっています。

方針

講演や家庭教育学級を開催し、児童生徒の保護者の知識を高め、子どもの成長に応じた家庭の育てる力の向上を支援します。

学校と地域の交流を図り、スポーツや文化、環境などのさまざまな活動を通して、子どもに多様な体験の機会を提供するとともに、世代間交流を図ります。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅲ-2(3)①	家庭教育学級の充実	家庭の教育力向上に向け家庭教育学級を開設します。	社会教育課
Ⅲ-2(3)②	すこやか子育て講座	すべての市立小学校において、家庭教育に関する講座を開設します。	社会教育課
Ⅲ-2(3)③	親支援プログラムの実施	乳幼児を持つ保護者を対象に、親として子育てに必要な知識と心構えを学び、子どもを健全に育成するために、親支援プログラム事業を行います。	こども支援課
Ⅲ-2(3)④	地域における教育活動の推進	各種講座や研修・イベントを通じて、子どもの健全育成と意識啓発をするとともに、各種の情報を提供します。	公民館 中央図書館 博物館
Ⅲ-2(3)⑤	スポーツ指導者の養成	スポーツ・レクリエーション活動の普及のためにスポーツ指導者を養成します。	スポーツ振興課
Ⅲ-2(3)⑥	世代間交流の促進	高齢者と小学生が学校の草取りを一緒に行う「ふれあい草取り」やグラウンドゴルフ、輪投げ、ペタンクなどのシニアスポーツを通じ世代間の交流を促進します。 さまざまな世代の人たちと交流する機会を提供します。	長寿安心課 公民館
Ⅲ-2(3)⑦	地域人材の活用の推進	子どもたちの健全育成のため、地域の人材を積極的に活用します。	社会教育課 公民館

基本方針Ⅳ 安心して子育て・子育てができるまちをめざして

1. 親子が安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 子育てにやさしい住環境の確保と整備

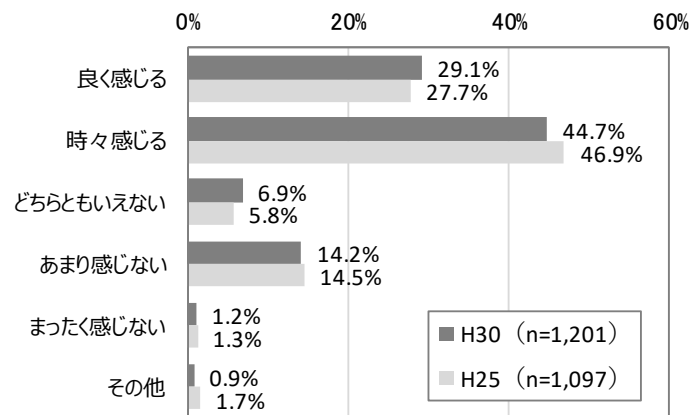
背景

子育て家庭が良好な住宅を確保できることが、家庭の健全につながります。

利用する施設や道路がバリアフリーであると、外出しやすく、子どもの体験や経験の幅も広がり、保護者の気分転換になります。

◆アンケート調査

アンケート調査では、未就学児の保護者が市内の主な施設に授乳やおむつ換えをするスペースが必要と「良く感じる」と「時々感じる」を合わせた「感じる」の割合は、73.8%で、平成25年の74.6%とほとんど変わらない割合となっており、子ども連れで外出する際のニーズとして高いことがわかります。



資料：アンケート調査

方針

子育て家庭が良好な住宅を確保できるように、公的賃貸住宅の供給に関する情報を提供するとともに、住宅確保に困っている母子世帯などに市営住宅に優先入居できる制度を実施します。

障害者、高齢者に加え、乳幼児や妊産婦などが安心して利用できるよう、公共施設のバリアフリーや、授乳やおむつ替えができる「赤ちゃんの駅」の設置に努めます。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅳ-1(1)①	市営住宅の母子世帯などの優先入居制度	市営住宅の入居募集(登録制)において、母子世帯、多子世帯などを優先入居できる制度を実施します。	住宅営繕課
Ⅳ-1(1)②	住宅に関する情報の提供	市営住宅やUR都市機構住宅、特定優良賃貸住宅などの募集案内の情報提供を支援します。	住宅営繕課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅳ-1(1)③	赤ちゃんの駅の設置	乳幼児を持つ親子が安心して外出できる環境整備と子育てに優しいまちづくりを推進するため、外出時に授乳やオムツ替えができる「赤ちゃんの駅」を、公共施設を中心に設置します。	こども支援課
Ⅳ-1(1)④	建築物のバリアフリー化	「バリアフリー法」や「埼玉県バリアフリー条例」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物を審査します。	建築審査課
Ⅳ-1(1)⑤	公共施設のバリアフリー化と子育て設備の設置促進【重点施策】	「バリアフリー法」などに基づき、公園や公共施設のバリアフリー化や公共施設においてベビーベッドやベビーチェア、授乳室の設置など子育て家庭に配慮した整備をします。	こども支援課



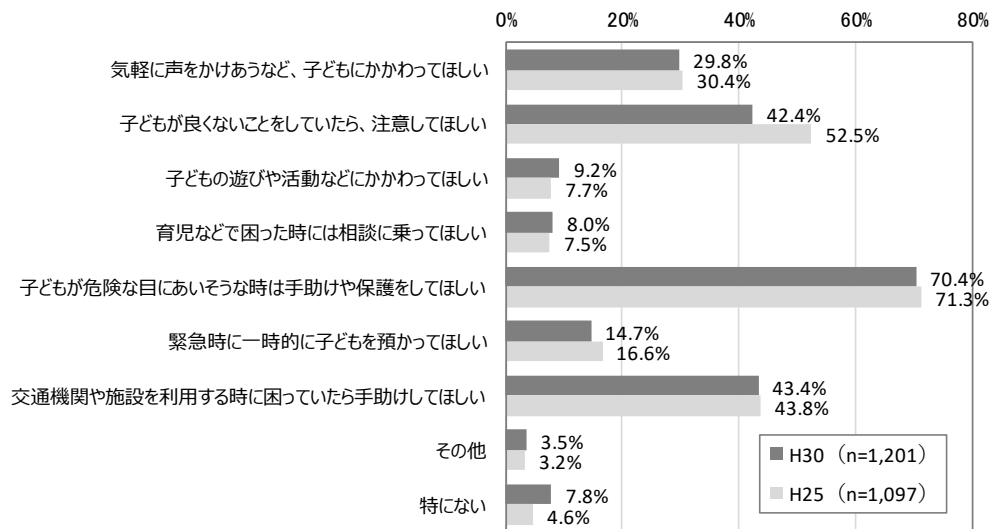
(2) 交通安全対策及び防犯対策の推進

背景

子どもが地域で安心して暮らすために、安全対策や防犯対策が必要です。
交通安全の意識の向上や通学路の整備、緊急避難場所の確保などが求められています。

◆アンケート調査

アンケート調査では、未就学児の保護者が子育てをするうえで近所や地域に望むこと（3つまでの複数回答）として、「子どもが危険な目にあいそうな時は手助けや保護をしてほしい」が70.4%と最も多く、平成25年とほぼ同じ割合となっています。子どもの安全確保に対する支援については、保護者として大きな期待があることがわかります。



資料：アンケート調査

方針

子どもを交通事故から守るため、警察や保育所、幼稚園、学校などと連携して、家庭や地域に密着した交通安全教室などを開催します。

通学路における安全点検の実施、歩道の整備など道路バリアフリー化を進めます。

子どもが犯罪などの被害にあわないよう、地域ぐるみの防犯体制を充実します。

具体的施策

番号	施策名	施策内容	担当課
IV-1(2)①	交通安全教育の実施	子どもや子育てを行う親などを対象に、交通安全ルールを理解を深めることにより、重大な交通事故から回避するための交通安全教育を行います。 交通指導員や交通安全ボランティアのスキルアップを行います。 交通事故ゼロをめざして、狭山警察署と連携を強化し、交通安全教室を通じ児童生徒の交通安全への意識を高めます。	交通防犯課
IV-1(2)②	交通安全に関する普及啓発	各季の交通安全運動における啓発活動の実施や小中学生を対象とした交通安全に関するポスターなどの募集により、交通安全の意識啓発をします。	交通防犯課

番号	施策名	施策内容	担当課
Ⅳ-1(2)③	道路交通環境の整備	交通死傷事故の割合が高い地域から重点的に交通安全施設を整備します。 国・県道の歩道整備や交通規制について、関係機関に要望します。 「バリアフリー法」に基づき、幅の広い歩道の整備など、道路のバリアフリー化を進めます。	交通防犯課 道路雨水課 街路整備課
Ⅳ-1(2)④	防犯に関する啓発	防犯対策に関する広報を適時行うとともに、全国地域安全運動期間や年末年始特別警戒期間などの機会を捉え、意識啓発をします。	交通防犯課
Ⅳ-1(2)⑤	地域防犯パトロール	警察や狭山地方防犯協会、地域防犯ネットワーク(APOC)、学校関係者などと連携し、地域における防犯パトロールを行います。	交通防犯課
Ⅳ-1(2)⑥	こども110番の家の推進	こども110番の家の設置を継続し、子どもが犯罪に巻き込まれないよう緊急避難場所を確保するとともに、地域の安全・防犯意識を高揚します。	社会教育課
Ⅳ-1(2)⑦	防犯灯の整備	道路などに防犯灯を設置します。	交通防犯課
Ⅳ-1(2)⑧	防犯教室の実施	警察などの関係諸機関と連携し、学校、幼稚園における防犯教育を行います。	教育指導課



重点施策

基本理念の実現に向けて、基本方針ごとに重点施策を提示します。

基本方針Ⅰ すべての子育て家庭の「子育て」と「子育て」の支援

施策名	基幹型保育所の相談機能の充実
施策内容	市内4つの区域に基幹となる公立保育所を順次配置し、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。

施策名	利用者支援事業（基本型・特定型・母子保健型）の推進
施策内容	身近な場所で子育て支援の情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関と連携し妊娠から子育て期まで切れ目のない支援を実施します。また地域子育て資源の開発などを行います。

施策名	中高生対象の学習支援（アスポート事業）
施策内容	生活困窮世帯、生活保護世帯及びその他支援が必要な家庭の中学生・高校生に対して学習教室を開催するとともに家庭訪問による生活支援を行います。 日常的な生活習慣や進学に関する支援、高校進学者の中途退学防止に関する支援など、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

施策名	小学生の学習支援（ジュニアアスポート事業）
施策内容	生活困窮世帯、生活保護世帯及びその他支援が必要な家庭の小学生に対して、送迎により、学習支援員などが宿題や勉強を教えたり、一緒に体験活動を行います。 また、送迎時には保護者より家庭での生活状況を確認します。

基本方針Ⅱ 働きながら子育てすることができるための支援

施策名	保育所等待機児童対策
施策内容	認可保育所、認定こども園の整備を地域バランスなどに配慮しながら推進します。 教育と保育とを一体的に提供する、認定こども園の整備を事業者の意向を尊重し、促進します。

施策名	学童保育室の充実
施策内容	保護者が就労のために放課後留守になっている家庭や、病気などで家庭において保育できない子どもを対象に、保護者に代わり保育を行います 「放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後子ども教室と定期的な打合せを行うなどの連携を図り、学童保育室の計画的な整備を進めます。

基本方針Ⅲ 子どもの健やかな育ちと自立をめざして

施策名	妊娠期からの相談支援の充実（利用者支援事業母子保健型）
施策内容	妊娠届出時に助産師・保健師が妊婦と直接面談し、妊娠期から子育て期のさまざまな相談に応じます。

施策名	幼児教育の充実
施策内容	幼児教育について情報提供し、幼児期の成長の様子や大人の関わり方について保護者や地域住民などの理解を深めるとともに、幼・保・小の連携を進めます。 保育所と幼稚園が計画的に、日常的に相互交流を進めるなかで、互いの理解を深めて、就学前児童の育ちを支援します。 子ども達がスムーズに就学できるよう、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校が連携して取り組みます。

基本方針Ⅳ 安心して子育て・子育てができるまちをめざして

施策名	公共施設のバリアフリー化と子育て設備の設置促進
施策内容	「バリアフリー法」などに基づき、公園や公共施設のバリアフリー化や公共施設においてベビーベッドやベビーチェア、授乳室の設置など子育て家庭に配慮した整備をします。



第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込み とその確保策

1. 就学前の教育・保育

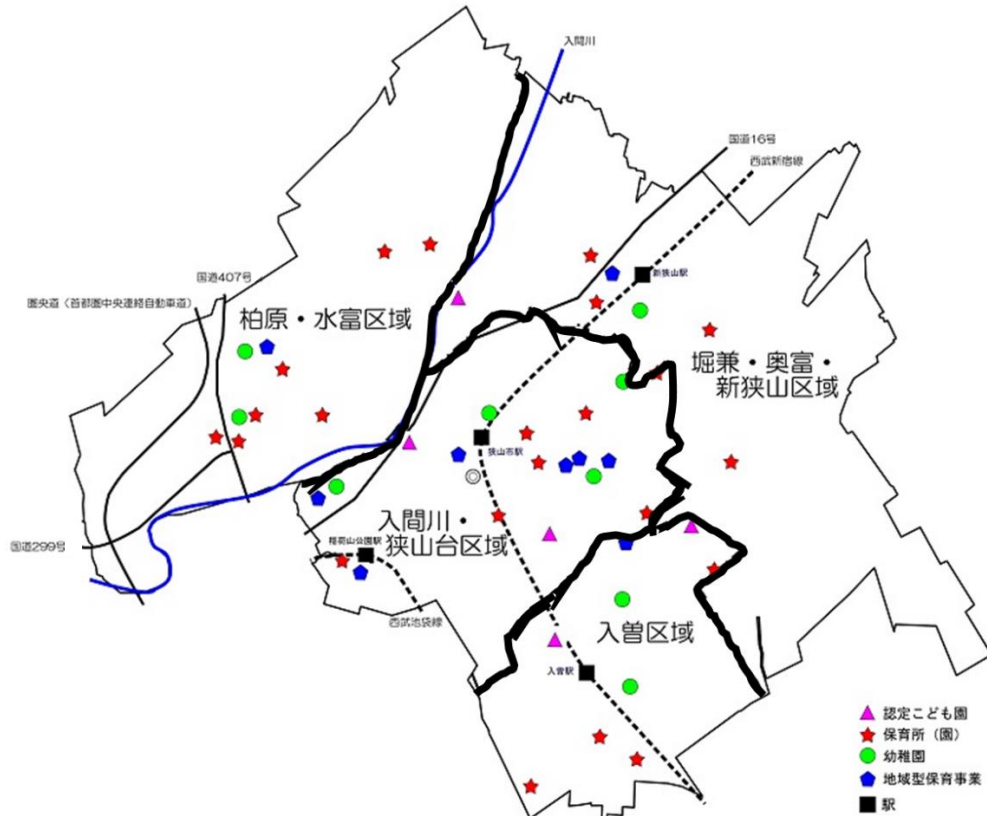
(1) 提供区域

「子ども・子育て支援法」第61条により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況などを総合的に勘案して「教育・保育の提供区域」を設定することとされています。

本市では、居住地区以外の教育・保育施設の利用状況も踏まえ、第1期計画では4つの教育・保育提供区域を設定しました。

第2期計画では、4つの教育・保育提供区域ごとに基幹となる公立保育所を順次配置し、保育所に通う子ども、保護者の支援のほか、地域の在宅で子育てする家庭への支援を強化し、地域の子育て支援の推進を図ります。

「教育・保育の提供区域」と就学前の教育・保育施設



4つの区域の住所地

入間川・狭山台区域	入曽区域
沢、狭山、入間川、入間川1～4丁目、鶴ノ木、 稲荷山、祇園、中央、富士見、狭山台	北入曽、南入曽、水野
堀兼・奥富・新狭山区域	柏原・水富区域
堀兼、上赤坂、中新田、青柳、加佐志、東三ツ木、 上奥富、下奥富、柏原新田、新狭山	柏原、上広瀬、広瀬台、下広瀬、広瀬、 広瀬東、つつじ野、根岸、笹井

(2) 量の見込みと提供体制の確保策

①量の見込みの算出方法と認定区分など

本計画では、下表の各年齢区分の認定区分ごとに、就学前の教育・保育の「量の見込み」を求め、これに対応できる提供体制を確保します。

「量の見込み」は、アンケート調査で把握した、各施設における保護者の利用希望や就労などの実態、今後の就労希望などを踏まえ、3～5歳、1・2歳、0歳の各年齢区分における人口推計や各施設の利用実績及び待機児童の状況をもとに、育児をしている女性の就業率の見込みを加味し、計画期間における各年度の就学前の教育・保育の必要定員数を求めます。さらに、その数値をもとに、アンケート調査に基づく各区域の割合により、各区域の数値を算出します。

認定区分と認定・給付(利用)の内容

年齢区分	認定区分		認定・給付の内容	利用施設など
3～5歳	1号認定	幼稚園などでの教育を希望する場合	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
	2号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
1・2歳	3号認定	保護者の就労などの保育の必要な事由に該当し、保育所などでの保育を希望する場合(保育の必要性の認定)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育など
0歳				

※就学前の教育・保育の利用は市から保護者への給付となるため、利用にあたり、保護者が市に申請して認定を受ける手続きが必要です

②就労下限時間

子ども・子育て支援新制度では、2号及び3号認定(保育の必要性の認定)にあたり、保護者の就労時間の長さに応じて保育標準時間(11時間保育)と保育短時間(8時間保育)の区分が設けられ、保育短時間認定にかかる就労の下限時間を設定する必要があります。就労の下限時間は、月48時間から64時間の範囲で市が定めるとされており、この時間設定により「量の見込み」が変動します。

市は、条例により、就労の下限時間を月64時間とし、10年間の経過措置の間は就労の下限時間を本計画に定めることとしており、下表のとおり第2期の計画期間である令和2年度から6年度は、月64時間で設定します。

就労下限時間と就労形態

	令和元年度	第2期計画期間(令和2年度～6年度)
就労下限時間	月64時間	月64時間
就労形態の一例		週4日×4時間×4週

③計画期間の量の見込みと提供体制確保の考え方

量の見込みについては、次表「（入所者数＋待機児童数）の推移」のとおり、入所者数と待機児童数の合計の実績値は、年度当初から年度末にかけて増加していきます。特に0歳児の増加数は大きなものとなっています。

また、保育所への入所は定員の枠内での受け入れが原則ですが、当市においては、年度当初から入所の円滑化（定員の弾力化）として、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす範囲で定員を超えて受け入れており、市内の保育所における平成31年3月の受け入れは、定員2,266人に対し、入所児童数は2,364人となっています。

一方、子ども・子育て支援事業計画における提供体制は、入所の円滑化（定員の弾力化）を考慮せず、定員において量の見込みに対応するものであります。

このため、計画上の量の見込みと提供体制の差がそのまま待機児童となるものではありません。

以上のことを踏まえつつ、本市では若い世代の定住と市外からの移住を促進する観点から、量の見込みと提供体制については、年度当初の待機児童解消に留まらず、年度途中の保育所入所のニーズに対応することとし、年度末の数値に対応するものとします。

上記を前提としたうえで、1号認定の量の見込みは現在の定員以内であり、提供体制は充足しています。

2号及び3号認定の量の見込みは、2号認定子どもでは現状の定員1,402人に対し、令和2年度では、幼児期の学校教育の利用希望が強い子どもを含め1,439人、令和6年度1,581人、3号認定子どものうち、0歳では現状の定員225人に対し、令和2年度319人、令和6年度286人、1・2歳では、現状の定員739人に対し、令和2年度855人、令和6年度925人であり、いずれも提供体制を確保するうえで定員増が必要です。

また、地域型保育事業所の入所児童が3歳児となる際に、連携施設として受け入れる施設が必要であり、特に入間川・狭山台区域では地域型保育事業所の2歳児の定員数が令和2年度開園予定を含め46人であるのに対し、連携施設となりうる認可保育所及び認定こども園の2歳児定員数（143人）と3歳児【2号認定子ども】定員数（173人）の差が令和2年度開園予定を含め30人となっています。このことから、連携施設の確保のために2号認定子どもの定員増が必要となります。

以上のことから、2号及び3号認定子どもの提供体制の確保は、下表により認可保育所の整備により実施します。また、各区域ともに区域外からの利用がある実態を踏まえ、隣接する区域での供給量も加味して確保します。

認可保育所の整備（新規開園）

提供区域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入間川・狭山台	1施設	1施設	—	—	—
入曽	—	—	—	—	1施設
堀兼・奥富・新狭山	—	—	1施設	—	—
柏原・水富	—	—	—	1施設	—

●（入所者数＋待機児童数）の推移

（単位：人）

		3号認定			2号認定
		0歳	1・2歳	計	3～5歳
①	平成30年4月	137	760	897	1,396
	平成31年3月	341	838	1,179	1,406
	年度当初と年度末の差	204	78	282	10
②	平成29年4月	130	784	914	1,381
	平成30年3月	301	837	1,138	1,399
	年度当初と年度末の差	171	53	224	18
③	平成28年4月	114	789	903	1,320
	平成29年3月	235	831	1,066	1,326
	年度当初と年度末の差	121	42	163	6
④	平成27年4月	98	740	838	1,275
	平成28年3月	244	818	1,062	1,290
	年度当初と年度末の差	146	78	224	15

●第2期計画における年度当初と年度末の量の見込みの比較

（単位：人）

		3号認定			2号認定
		0歳	1・2歳	計	3～5歳
①	令和2年4月（年度当初）	142	827	969	1,429
	令和3年3月（年度末）	319	855	1,174	1,439
	年度当初と年度末の差	177	28	205	10
②	令和3年4月（年度当初）	139	844	983	1,463
	令和4年3月（年度末）	311	872	1,183	1,474
	年度当初と年度末の差	172	28	200	11
③	令和4年4月（年度当初）	135	860	995	1,498
	令和5年3月（年度末）	303	889	1,192	1,509
	年度当初と年度末の差	168	29	197	11
④	令和5年4月（年度当初）	131	877	1,008	1,534
	令和6年3月（年度末）	295	907	1,202	1,545
	年度当初と年度末の差	164	30	194	11
⑤	令和6年4月（年度当初）	128	895	1,023	1,570
	令和7年3月（年度末）	286	925	1,211	1,581
	年度当初と年度末の差	158	30	188	11

④就学前の教育・保育の「量の見込み」と「提供体制（定員数）」

【1号・2号認定（3～5歳）】

●全体

（単位：人）

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	1号	2号	1号	2号		1号	2号		
				幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 者※①	左記以外		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 者※①	左記以外	
量の見込み (A)	1,284	1,356	1,329	173	1,266	1,297	177	1,297	
提供体制 (B)	2,119	1,395	2,112	209	1,288	2,112	209	1,311	
特定教育・保育施設	420	1,402	660	96	1,290	660	96	1,313	
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園※	1,572	0	1,332	0	0	1,332	0	0	
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0	0	113	0	0	113	0	
市外施設利用※①-②	127	-7	120	0	-2	120	0	-2	
①市内児童の市外利用	217	12	210	0	2	210	0	2	
②市外からの利用	90	19	90	0	4	90	0	4	
(B) - (A)	835	39	783	36	22	815	32	14	
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 者※①	左記以外		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 者※①	左記以外		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い 者※①	左記以外
量の見込み (A)	1,265	181	1,328	1,229	185	1,360	1,192	190	1,391
提供体制 (B)	2,112	209	1,357	2,112	209	1,425	2,112	209	1,494
特定教育・保育施設	660	96	1,359	660	96	1,427	660	96	1,496
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園※	1,332	0	0	1,332	0	0	1,332	0	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	113	0	0	113	0	0	113	0
市外施設利用※①-②	120	0	-2	120	0	-2	120	0	-2
①市内児童の市外利用	210	0	2	210	0	2	210	0	2
②市外からの利用	90	0	4	90	0	4	90	0	4
(B) - (A)	847	28	29	883	24	65	920	19	103

※幼児期の学校教育の利用希望が強い者：共働き等の家庭で保育が必要となるが幼稚園の利用を希望する者。（次項の表より「※①」と表記）また、各提供区域の不足は、隣接区域にて提供体制を確保します

※確認を受けない幼稚園：P106の注釈で説明している平成27度から開始された新制度に移行していない幼稚園

※市外施設利用：近隣市と調整を行った数値で各区域の提供体制には含めず、全体の提供体制にまとめて記載しています

◇◇第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みとその確保策◇◇

●入間川・狭山台区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
					※①	左記以外		※①	左記以外
量の見込み (A)	610	558		647	65	471	632	65	486
提供体制 (B)	900	508		900	113	477	900	113	500
特定教育・保育施設	230	508		350	60	477	350	60	500
地域型保育事業所	0	0		0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0		0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	670	0		550	0	0	550	0	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0		0	53	0	0	53	0
(B) - (A)	290	- 50		253	48	6	268	48	14
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		※①	左記以外		※①	左記以外		※①	左記以外
量の見込み (A)	616	67	501	599	69	517	580	71	531
提供体制 (B)	900	113	523	900	113	546	900	113	546
特定教育・保育施設	350	60	523	350	60	546	350	60	546
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	550	0	0	550	0	0	550	0	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	53	0	0	53	0	0	53	0
(B) - (A)	284	46	22	301	44	29	320	42	15

●入曽区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)		令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)			
	1号	2号	1号	2号		1号	2号		
				※①	左記以外		※①	左記以外	
量の見込み (A)	182	263	181	45	266	176	46	276	
提供体制 (B)	377	304	377	25	308	377	25	308	
特定教育・保育施設	15	304	15	0	308	15	0	308	
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園	362	0	362	0	0	362	0	0	
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0	0	25	0	0	25	0	
(B) - (A)	195	41	196	-20	42	201	-21	32	
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		※①	左記以外		※①	左記以外		※①	左記以外
量の見込み (A)	172	46	285	167	47	294	162	48	303
提供体制 (B)	377	25	308	377	25	307	377	25	330
特定教育・保育施設	15	0	308	15	0	307	15	0	330
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	362	0	0	362	0	0	362	0	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	25	0	0	25	0	0	25	0
(B) - (A)	205	-21	23	210	-22	13	215	-23	27

◇◇第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みとその確保策◇◇

●堀兼・奥富・新狭山区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)		令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)			
	1号	2号	1号	2号		1号	2号		
				※①	左記以外		※①	左記以外	
量の見込み (A)	270	238	267	18	233	261	19	235	
提供体制 (B)	415	253	415	36	211	415	36	211	
特定教育・保育施設	175	253	175	36	211	175	36	211	
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園	240	0	240	0	0	240	0	0	
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0	0	0	0	0	0	0	
(B) - (A)	145	15	148	18	-22	154	17	-24	
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		※①	左記以外		※①	左記以外		※①	左記以外
量の見込み (A)	254	20	238	247	20	241	240	21	245
提供体制 (B)	415	36	234	415	36	257	415	36	280
特定教育・保育施設	175	36	234	175	36	257	175	36	280
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	240	0	0	240	0	0	240	0	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(B) - (A)	161	16	-4	168	16	16	175	15	35

●柏原・水富区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)		令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)			
	1号	2号	1号	2号		1号	2号		
				※①	左記以外		※①	左記以外	
量の見込み (A)	222	297	234	45	296	228	47	300	
提供体制 (B)	300	337	300	35	294	300	35	294	
特定教育・保育施設	0	337	120	0	294	120	0	294	
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	
確認を受けない幼稚園	300	0	180	0	0	180	0	0	
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	0	0	35	0	0	35	0	
(B) - (A)	78	40	66	-10	-2	72	-12	-6	
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	1号	2号		1号	2号		1号	2号	
		※①	左記以外		※①	左記以外		※①	左記以外
量の見込み (A)	223	48	304	216	49	308	210	50	312
提供体制 (B)	300	35	294	300	35	317	300	35	340
特定教育・保育施設	120	0	294	120	0	317	120	0	340
地域型保育事業所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	180	0	0	180	0	0	180	0	0
幼稚園及び預かり保育(長時間・通年)	0	35	0	0	35	0	0	35	0
(B) - (A)	77	-13	-10	84	-14	9	90	-15	28

【3号認定（0～2歳）】

●全体

(単位：人)

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	145	809	954	319	855	1,174	311	872	1,183
提供体制 (B)	224	737	961	238	797	1,035	253	833	1,086
特定教育・保育施設	186	627	813	191	666	857	206	702	908
地域型保育事業所	39	112	151	44	126	170	44	126	170
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	3	6	9	3	6	9
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市外施設利用①-②	-1	-2	-3	0	-1	-1	0	-1	-1
①市内児童の市外利用	0	2	2	0	0	0	0	0	0
②市外からの利用	1	4	5	0	1	1	0	1	1
(B) - (A)	79	-72	7	-81	-57	-138	-58	-38	-96
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	303	889	1,192	295	907	1,202	286	925	1,211
提供体制 (B)	268	869	1,137	281	908	1,189	296	944	1,240
特定教育・保育施設	221	738	959	234	777	1,011	249	813	1,062
地域型保育事業所	44	126	170	44	126	170	44	126	170
企業主導型保育施設の地域枠	3	6	9	3	6	9	3	6	9
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
市外施設利用①-②	0	-1	-1	0	-1	-1	0	-1	-1
①市内児童の市外利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②市外からの利用	0	1	1	0	1	1	0	1	1
(B) - (A)	-35	-19	-54	-14	2	-12	10	20	30

※市外施設利用は近隣市と調整を行った数値です。各区域の提供体制には含めず、全体の提供体制にまとめて記載しています

●入間川・狭山台区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	57	348	405	136	359	495	132	365	497
提供体制 (B)	100	323	423	114	367	481	129	403	532
特定教育・保育施設	79	248	327	85	272	357	100	308	408
地域型保育事業所	21	75	96	26	89	115	26	89	115
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	3	6	9	3	6	9
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	43	-25	18	-22	8	-14	-3	38	35
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	129	374	503	126	384	510	122	394	516
提供体制 (B)	129	403	532	129	403	532	129	403	532
特定教育・保育施設	100	308	408	100	308	408	100	308	408
地域型保育事業所	26	89	115	26	89	115	26	89	115
企業主導型保育施設の地域枠	3	6	9	3	6	9	3	6	9
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	0	29	29	3	19	22	7	9	16

●入曽区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	34	179	213	72	193	265	70	195	265
提供体制 (B)	56	169	225	56	173	229	56	173	229
特定教育・保育施設	50	156	206	50	160	210	50	160	210
地域型保育事業所	6	13	19	6	13	19	6	13	19
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	22	-10	12	-16	-20	-36	-14	-22	-36
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	69	197	266	67	199	266	66	201	267
提供体制 (B)	56	173	229	54	176	230	69	212	281
特定教育・保育施設	50	160	210	48	163	211	63	199	262
地域型保育事業所	6	13	19	6	13	19	6	13	19
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	-13	-24	-37	-13	-23	-36	3	11	14

◇◇第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みとその確保策◇◇

●堀兼・奥富・新狭山区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	32	124	156	55	132	187	54	137	191
提供体制 (B)	33	107	140	33	113	146	33	113	146
特定教育・保育施設	27	95	122	27	101	128	27	101	128
地域型保育事業所	6	12	18	6	12	18	6	12	18
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	1	-17	-16	-22	-19	-41	-21	-24	-45
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	52	141	193	50	145	195	48	149	197
提供体制 (B)	48	149	197	48	149	197	48	149	197
特定教育・保育施設	42	137	179	42	137	179	42	137	179
地域型保育事業所	6	12	18	6	12	18	6	12	18
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	-4	8	4	-2	4	2	0	0	0

●柏原・水富区域

(単位：人)

	令和元年度(現状)			令和2年度(1年目)			令和3年度(2年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	22	158	180	56	171	227	55	175	230
提供体制 (B)	36	140	176	35	145	180	35	145	180
特定教育・保育施設	30	128	158	29	133	162	29	133	162
地域型保育事業所	6	12	18	6	12	18	6	12	18
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	14	-18	-4	-21	-26	-47	-20	-30	-50
	令和4年度(3年目)			令和5年度(4年目)			令和6年度(5年目)		
	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計	0歳	1・2歳	計
量の見込み (A)	53	177	230	52	179	231	50	181	231
提供体制 (B)	35	145	180	50	181	231	50	181	231
特定教育・保育施設	29	133	162	44	169	213	44	169	213
地域型保育事業所	6	12	18	6	12	18	6	12	18
企業主導型保育施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外	－	－	－	－	－	－	－	－	－
(B)－(A)	-18	-32	-50	-2	2	0	0	0	0

2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 提供区域

地域子ども・子育て支援事業の提供区域については、4つの教育・保育提供区域をもとに、それぞれの事業の特性により、次の通り設定します。

地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業名		提供区域
地域子ども・子育て支援事業	① 利用者支援に関する事業（利用者支援）	市全域
	② 時間外保育事業（延長保育事業）	4区域
	③ 放課後児童健全育成事業（学童保育室）	小学校区
	④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）	市全域
	⑤ 乳児家庭全戸訪問事業	市全域
	⑥ 養育支援訪問事業	市全域
	⑦ 地域子育て支援拠点事業	4区域
	⑧ 一時預かり事業	4区域
	⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）	市全域
	⑩ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	市全域
	⑪ 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）	市全域
	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域
	⑬ 多様な主体が新制度※に参入することを促進するための事業	市全域

※新制度（子ども・子育て支援新制度）：幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度で、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援を目指し、取組を進めるものです

(2) 量の見込みと提供体制の確保策

①利用者支援に関する事業【こども支援課、保育幼稚園課、保健センター】

子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援などの利用希望に基づき、子どもと子どもの保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の実情などに配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	量の見込み(か所)	2	2	2	3	3
	提供体制(か所)	2	2	2	3	3
母子保健型	量の見込み(か所)	2	2	2	2	2
	提供体制(か所)	2	2	2	2	2

◆「提供体制」の確保策

総合子育て支援センターで基本型を、保育幼稚園課(庁舎内窓口)で特定型を、保健センター及び市役所1階の2か所で母子保健型を実施します。

各々の機関で各種相談に応じるため、必要な情報を共有し、妊娠から出産、子育て期に至るまでの切れ目のない支援を行います。

入曽地区子育て支援拠点整備に伴い、入曽区域に基本型を設置します。

②時間外保育事業(延長保育事業)【保育幼稚園課】

アンケート調査などにより把握した、小学校前の子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み(人/月)	556	578	600	622	646
	提供体制(人/月)	630	650	690	710	730
入間川 狭山台	量の見込み(人/月)	259	269	279	289	300
	提供体制(人/月)	293	302	321	330	339
入曽	量の見込み(人/月)	112	116	121	125	130
	提供体制(人/月)	127	131	139	143	147
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み(人/月)	94	98	102	106	110
	提供体制(人/月)	107	110	117	121	124
柏原 水富	量の見込み(人/月)	91	95	98	102	106
	提供体制(人/月)	103	107	113	116	120

◆「提供体制」の確保策

現状の市内の保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び計画期間内に新たに整備される保育所の定員以内で、延長保育の1月あたりの受け入れ可能見込み人数を提供体制とします。

③放課後児童健全育成事業（学童保育室）【学務課】

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、計画期間内における目標事業量を設定します。

また、提供体制につきましては、毎年の入室申込状況等を鑑み、増員する学童保育室や年度を調整します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み（人）	1,219	1,293	1,267	1,282	1,298
	提供体制（人）	1,160	1,190	1,260	1,300	1,450
入間川 小学校	量の見込み（人）	63	79	88	89	90
	提供体制（人）	60	60	100	100	100
入間川東 小学校	量の見込み（人）	118	114	113	115	116
	提供体制（人）	80	80	80	80	80
富士見 小学校	量の見込み（人）	97	116	90	106	114
	提供体制（人）	80	80	110	110	110
南 小学校	量の見込み（人）	104	107	107	109	113
	提供体制（人）	80	80	80	120	120
山王 小学校	量の見込み（人）	110	114	112	106	103
	提供体制（人）	80	80	80	80	110
入間野 小学校	量の見込み（人）	111	110	109	117	122
	提供体制（人）	100	100	100	100	130
御狩場 小学校	量の見込み（人）	52	56	57	54	54
	提供体制（人）	50	50	50	50	80
堀兼 小学校	量の見込み（人）	41	44	46	48	46
	提供体制（人）	50	50	50	50	50
狭山台 小学校	量の見込み（人）	73	74	73	73	77
	提供体制（人）	100	100	100	100	100
新狭山 小学校	量の見込み（人）	99	110	110	111	124
	提供体制（人）	80	110	110	110	140
奥富 小学校	量の見込み（人）	55	55	53	53	51
	提供体制（人）	60	60	60	60	60
柏原 小学校	量の見込み（人）	93	92	87	86	83
	提供体制（人）	90	90	90	90	90
水富 小学校	量の見込み（人）	76	83	86	81	72
	提供体制（人）	60	60	60	60	90
広瀬 小学校	量の見込み（人）	80	89	87	87	86
	提供体制（人）	90	90	90	90	90
笹井 小学校	量の見込み（人）	47	50	49	47	47
	提供体制（人）	50	50	50	50	50

※入間川東小と富士見小の提供体制に関しては、学校敷地内の本室とは別に校舎外に合同で保育を行う「入間川東小・富士見小学童保育室分室」定員50名があります

(学年別・学校別)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,219	1,293	1,267	1,282	1,298
1年生	385	412	395	410	426
2年生	382	392	380	366	375
3年生	285	308	316	333	322
4年生	130	138	139	144	150
5年生	31	33	26	18	15
6年生	6	10	11	11	10
提供体制	1,160	1,190	1,260	1,300	1,450

●入間川小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	63	79	88	89	90
1年生	22	33	33	29	32
2年生	24	26	32	32	27
3年生	13	16	18	23	24
4年生	4	4	5	5	7
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	60	60	100	100	100

●入間川東小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	118	114	113	115	116
1年生	45	40	44	47	44
2年生	41	34	31	33	34
3年生	25	31	27	26	29
4年生	7	9	11	9	9
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	80	80	80	80	80

※入間川東小と富士見小の提供体制に関しては、学校敷地内の本室とは別に校舎外に合同で保育を行う「入間川東小・富士見小学童保育室分室」定員50名があります

●富士見小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	97	116	90	106	114
1年生	28	39	30	35	43
2年生	36	32	24	27	32
3年生	27	38	27	37	29
4年生	6	7	9	7	10
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	80	80	110	110	110

※入間川東小と富士見小の提供体制に関しては、学校敷地内の本室とは別に校舎外に合同で保育を行う「入間川東小・富士見小学童保育室分室」定員50名があります

●南小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	104	107	107	109	113
1年生	40	39	40	41	43
2年生	39	42	38	38	39
3年生	14	17	19	19	20
4年生	11	9	10	11	11
5年生	0	0	0	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	80	80	80	120	120

●山王小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	110	114	112	106	103
1年生	32	31	29	24	25
2年生	39	42	38	38	39
3年生	20	23	26	24	22
4年生	14	12	13	15	13
5年生	3	4	3	2	2
6年生	2	2	3	3	2
提供体制	80	80	80	80	110

●入間野小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	111	110	109	117	122
1年生	41	36	36	48	46
2年生	26	28	25	24	32
3年生	21	21	24	22	22
4年生	17	18	17	18	17
5年生	6	7	7	5	5
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	100	100	100	100	130

●御狩場小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	52	56	57	54	54
1年生	13	13	17	14	14
2年生	14	15	13	16	13
3年生	15	12	14	12	16
4年生	8	13	10	10	9
5年生	2	2	2	1	1
6年生	0	1	1	1	1
提供体制	50	50	50	50	80

◇◇第5章 子ども・子育て支援事業における量の見込みとその確保策◇◇

●堀兼小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	41	44	46	48	46
1年生	12	13	16	14	11
2年生	13	13	13	16	14
3年生	11	11	11	12	16
4年生	2	3	3	3	3
5年生	3	3	2	2	1
6年生	0	1	1	1	1
提供体制	50	50	50	50	50

●狭山台小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	73	74	73	73	77
1年生	22	24	22	23	27
2年生	21	23	24	21	22
3年生	21	17	19	21	20
4年生	7	8	7	8	8
5年生	2	2	1	0	0
6年生	0	0	0	0	0
提供体制	100	100	100	100	100

●新狭山小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	99	110	110	111	124
1年生	27	37	28	31	46
2年生	27	29	37	27	29
3年生	25	24	26	34	26
4年生	14	14	13	14	19
5年生	5	4	4	3	2
6年生	1	2	2	2	2
提供体制	80	110	110	110	140

●奥富小学校

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	55	55	53	53	51
1年生	18	16	18	18	16
2年生	15	15	13	13	13
3年生	13	15	15	14	15
4年生	7	7	7	8	7
5年生	1	1	0	0	0
6年生	1	1	0	0	0
提供体制	60	60	60	60	60

●柏原小学校

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		93	92	87	86	83
	1年生	30	26	24	29	26
	2年生	25	25	21	19	22
	3年生	25	28	29	25	24
	4年生	11	11	12	13	11
	5年生	2	2	1	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
提供体制		90	90	90	90	90

●水富小学校

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		76	83	86	81	72
	1年生	20	24	26	19	15
	2年生	24	20	22	24	16
	3年生	20	25	22	24	27
	4年生	7	8	10	8	9
	5年生	4	5	4	4	3
	6年生	1	1	2	2	2
提供体制		60	60	60	60	90

●広瀬小学校

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		80	89	87	87	86
	1年生	22	30	23	26	25
	2年生	24	26	32	24	26
	3年生	19	17	19	24	19
	4年生	11	11	9	10	13
	5年生	3	3	2	1	1
	6年生	1	2	2	2	2
提供体制		90	90	90	90	90

※広瀬小学校の提供体制については、校舎外の「広瀬小学校学童保育室分室」定員50名を含みます

●笹井小学校

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		47	50	49	47	47
	1年生	13	11	9	12	13
	2年生	14	22	17	14	17
	3年生	16	13	20	16	13
	4年生	4	4	3	5	4
	5年生	0	0	0	0	0
	6年生	0	0	0	0	0
提供体制		50	50	50	50	50

◆「提供体制」の確保策

児童の数は、減っていくものの、学童保育室のニーズは高まっていくものと思われます。提供体制の確保の方法として、学校の余裕教室の活用や児童の弾力的な受入れを行います。

④子育て短期支援事業【こども支援課】

アンケート調査などにより把握した、保護者の疾病や仕事などのやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業などの他の事業による対応の可能性も勘案しショートステイについて、計画期間内における目標事業量を設定します。

なお、トワイライト（夜間養護等事業）については、市内で実施可能な事業所を探り実施に向けて検討します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人日）	15	15	15	15	15
提供体制（人日）	15	15	15	15	15

◆「提供体制」の確保策

より利用しやすくするため、受け入れ先の施設数を増やします。

⑤乳児家庭全戸訪問事業【保健センター】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師や民生委員・児童委員が訪問し、4か月児健康診査の案内や子育てに関する情報提供を行う事業です。

出生数などを勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	871	848	832	820	807
提供体制（人）	871	848	832	820	807

◆「提供体制」の確保策

出生数は、徐々に減少傾向となっていますが、今後も民生委員・児童委員協議会の協力のもと、実施していきます。

⑥養育支援訪問事業【こども支援課】

要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の数などを勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（人）	5	5	5	5	5
提供体制（人）	5	5	5	5	5

◆「提供体制」の確保策

登録されている保育士のほか、埼玉県助産師会（助産師）、社会福祉協議会（ヘルパー）に委託し、事業の安定を図ります。

要保護児童等の早期発見、早期対応・見守りを適切に行い、援助を通じて子どもの健全な育成のために必要な家庭環境を整えていきます。

⑦地域子育て支援拠点事業【こども支援課、保育幼稚園課】

アンケート調査により把握した、地域子育て支援拠点事業の利用希望数などに基づき、居宅より移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み（人）	34,000	34,200	34,400	34,600	34,800
	提供体制（か所）	9	9	9	10	10
入間川 狭山台	量の見込み（人）	18,000	18,000	18,200	18,300	18,400
	提供体制（か所）	4	4	4	4	4
入曽	量の見込み（人）	3,900	4,000	4,000	4,000	4,000
	提供体制（か所）	1	1	1	1	1
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み（人）	7,700	7,800	7,800	7,800	7,900
	提供体制（か所）	3	3	3	3	3
柏原 水富	量の見込み（人）	4,400	4,400	4,400	4,500	4,500
	提供体制（か所）	1	1	1	2	2

◆「提供体制」の確保策

アンケート調査から、地域子育て支援拠点事業については、今後の利用増につながる回答が33.5%になっています。

4区域の0～5歳の人数と居宅から通える距離を考慮し、柏原・水富区域に提供施設を増やします。

⑧一時預かり事業

アンケート調査により把握した、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を勘案し、子育て援助活動支援事業などの他の事業による対応の可能性も考慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

ファミリー・サポート・センター事業は、過去の実績数と現在の会員数などをもとに設定します。

(ア) 幼稚園、認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業

【保育幼稚園課、学務課】

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	1号 量の見込み（人）	11,105	10,848	10,600	10,376	9,942
	2号 量の見込み（人）	42,212	43,188	44,164	45,140	46,360
	提供体制（人）	62,101	61,854	61,627	61,372	60,938
入間川 狭山台	1号 量の見込み（人）	6,495	6,407	6,252	6,153	5,882
	2号 量の見込み（人）	15,860	15,860	16,348	16,836	17,324
	提供体制（人）	34,067	33,979	33,824	33,725	33,454
入曽	1号 量の見込み（人）	1,533	1,523	1,492	1,473	1,385
	2号 量の見込み（人）	10,980	11,224	11,224	11,468	11,712
	提供体制（人）	7,633	7,633	7,623	7,573	7,485
堀兼 奥富 新狭山	1号 量の見込み（人）	1,349	1,314	1,284	1,252	1,197
	2号 量の見込み（人）	4,392	4,636	4,880	4,880	5,124
	提供体制（人）	10,133	10,098	10,068	10,036	9,981
柏原 水富	1号 量の見込み（人）	1,728	1,604	1,572	1,498	1,478
	2号 量の見込み（人）	10,980	11,468	11,712	11,956	12,200
	提供体制（人）	10,268	10,144	10,112	10,038	10,018

◆「提供体制」の確保策

幼稚園における預かり保育及び認定こども園の保育により提供体制とします。

民間幼稚園においては、送迎バスにより提供区域を越えた利用があるため、各提供区域の不足は、隣接区域にて提供体制を確保します。

公立幼稚園2園において、継続的に事業を実施します。

(イ) 保育所、ファミリー・サポート・センター事業などによる一時預かり事業（未就学児）

【こども支援課、保育幼稚園課】

区域		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	量の見込み（人）	10,625	10,715	10,805	10,895	10,985
	提供体制（人）	保育所など	35,302	35,302	35,302	37,742
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	2,000	2,200	2,400	2,600
入間川 狭山台	量の見込み（人）	4,229	4,264	4,300	4,336	4,372
	提供体制（人）	保育所など	15,216	15,216	15,216	15,216
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	1,450	1,595	1,740	2,030
入曽	量の見込み（人）	2,401	2,422	2,442	2,462	2,483
	提供体制（人）	保育所など	6,776	6,776	6,776	9,216
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	263	290	316	368
堀兼 奥富 新狭山	量の見込み（人）	1,392	1,404	1,416	1,427	1,439
	提供体制（人）	保育所など	7,260	7,260	7,260	7,260
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	86	94	103	120
柏原 水富	量の見込み（人）	2,603	2,625	2,647	2,670	2,691
	提供体制（人）	保育所など	6,050	6,050	6,050	6,050
		ファミリー・サポート・センター事業（病児・病後児除く）	201	221	241	282

◆「提供体制」の確保策

「保育所など」は、保育所及び認定こども園に併設され実施している一時預かり事業と、ちゃっぴ保育室の定員数及び実施日数をもとに提供体制とします。

また、入曽区域に、令和5年度に提供体制を増員することについては、水野保育所を基幹型保育所として移転開設する際に整備するもので、障害児や配慮が必要な子どもの場合、民間保育施設では保育士の加配が必要になり受け入れが難しい場合があることから保育体制の充実を図る一環として整備するもので、セーフティネットとしての役割も持つものです。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、引き続き、啓発活動を行い、預かる会員を増やします。また、研修を充実させ、スキルアップに努めます。

⑨病児・病後児保育事業【こども支援課、保育幼稚園課】

アンケート調査により把握した事業の利用希望を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)		35	35	35	35	35
提供体制 (人)	病後児保育事業	732	732	732	732	732
	ファミリー・サポート・センター事業 (病児・病後児預かり)	960	960	960	960	960

◆「提供体制」の確保策

「病後児保育事業」は、祇園保育所で実施する病後児保育の定員を提供体制とします。

「ファミリー・サポート・センター事業」は、研修の機会を増やし、預かり会員を増やします。

⑩子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業/就学児)

【こども支援課】

アンケート調査により把握した事業の利用希望を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み(人)		1,200	1,300	1,400	1,500	1,600
提供体制(人)		1,200	1,300	1,400	1,500	1,600

◆「提供体制」の確保策

引き続き、啓発活動を行い、預かる会員を増やします。また、研修を充実させ、スキルアップに努めます。

⑪妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）【保健センター】

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態を把握し、保健指導を実施するとともに、定期的に医学的検査を実施する事業です。出生数を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（件）	10,222	9,957	9,778	9,642	9,498
提供体制（件）	10,222	9,957	9,778	9,642	9,498

◆「提供体制」の確保策

母子保健法で示されている妊婦健康診査が適切な時期に受けられるよう、最大14回分の健診費用の助成を継続していきます。

※第2期計画より、提供体制について、健診費用助成回数（14回）から量の見込みの件数に変更しました

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業【保育幼稚園課】

子ども・子育て支援新制度へ移行していない私立幼稚園に就園している園児で、年収360万円未満相当の世帯に対し、給食費のうち副食材料費相当分（ご飯・パン・麺類などの主食費を除く）及び生活保護などの家庭に対し、認定こども園、幼稚園、保育所の利用に際し、各施設に支払う実費徴収金の一部について、補足給付を行います。

※実費徴収の内容は、文房具その他の教育・保育に必要な物品、日用品、行事参加費用などです

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【保育幼稚園課】

保育所の開設に当たり、新規参入施設などの事業者への支援を行い、事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関する支援や、事業開始後の事業運営が軌道に乗るまでの当面の間、保護者や地域住民との関係構築や利用児童への対応などに関する相談・助言を行います。

また、連携施設が確保できていない小規模保育事業者に対し、連携施設確保のための支援を行います。

3. 子ども・子育て支援事業の推進

(1) 就学前の教育・保育の一体的提供と地域子ども・子育て支援事業の推進について

①教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育・保育の一体的な提供の推進は、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援新制度において、国が進める施策のひとつで、狭山市においても、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況など、その変化などによらず柔軟に子どもを受入れることが出来る認定こども園に5園が移行しています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであることを念頭に、保護者の就労支援の観点だけではなく、子どもの最善の利益を第一に考え、現在の幼稚園や保育所が提供している教育・保育の質を維持又はさらに向上させることや施設における地域の子育て支援の実施を踏まえ、既存施設の意向を尊重しながら、教育・保育の一体的な運営の支援を進めます。

②保幼小の連携の推進

質の高い就学前教育・保育を進めて行く観点から、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれについて理解を深め、高め合うことができるよう、幼稚園教諭と保育士の意見交換や合同研修を実施します。また、子どもたちの活動を通じた交流を行います。

認定こども園、幼稚園、保育所と小学校が、子どもへの具体的な指導法や接し方などについて学び合い、情報交換を行うなど、子どもたちが幼児期から学齢期へ円滑に移行できるよう、相互の連携を進めます。

③就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の推進

すべての子どもがより良い環境の中で育つことができるよう、市の関係部署、関係機関の情報交換や連携を密に行い、就学前教育・保育と地域子ども・子育て支援事業を推進します。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保を図るとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性などに配慮するよう努めます。

具体的には、保護者への施設等利用給付は、年4回以上になるよう実施するとともに、特定子ども・子育て支援施設などに対しても、当該施設の運営に支障をきたすことのないよう給付の時期を検討します。

また、円滑な実施の確保のために、都道府県に対し、施設などの所在、運営状況、監督状況などの情報提供、立ち入り調査への同行、関係法令に基づく是正指導などの協力を要請することができることを踏まえ、埼玉県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。

（３）教育・保育などの円滑な利用について

①産後の休業・育児休業後の施設などの円滑な利用の確保

産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設などを利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援などを行うとともに、アンケート調査の結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みをもとに、計画的に教育・保育などの提供を行います。

教育・保育の量の見込みには、育児休業満了が原則満1歳到達時（0歳児学年）であることを勘案し、0歳児保育の必要性を含めたうえで提供体制を確保しました。産後休暇及び育児休業から保育へと切れ目のないサービスを提供できるよう、保育所や幼稚園などの既存の社会資源を活用し、提供体制の確保に努めていきます。

②外国につながる幼児への支援・配慮

就園に必要な手続き・園児募集の状況などの多言語によるホームページ掲載など、就園及び事業の利用に関する情報のアクセスの向上を図ります。

（４）幼児教育・保育などの質の確保及び向上について

①取り組みの方向性

保育内容についての満足度が高い状況を維持していくために、保育士、幼稚園教諭などを確保し、研修を適切に行いながら、保育の質の向上に努めます。

②主な事業例

- ア 保育士宿舍借り上げ支援事業、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業などによる保育士の確保
- イ 保育士・幼稚園教諭の人材育成のための研修などの充実

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、市民などと連携してさまざまな意見を取り入れながら取り組んでいきます。

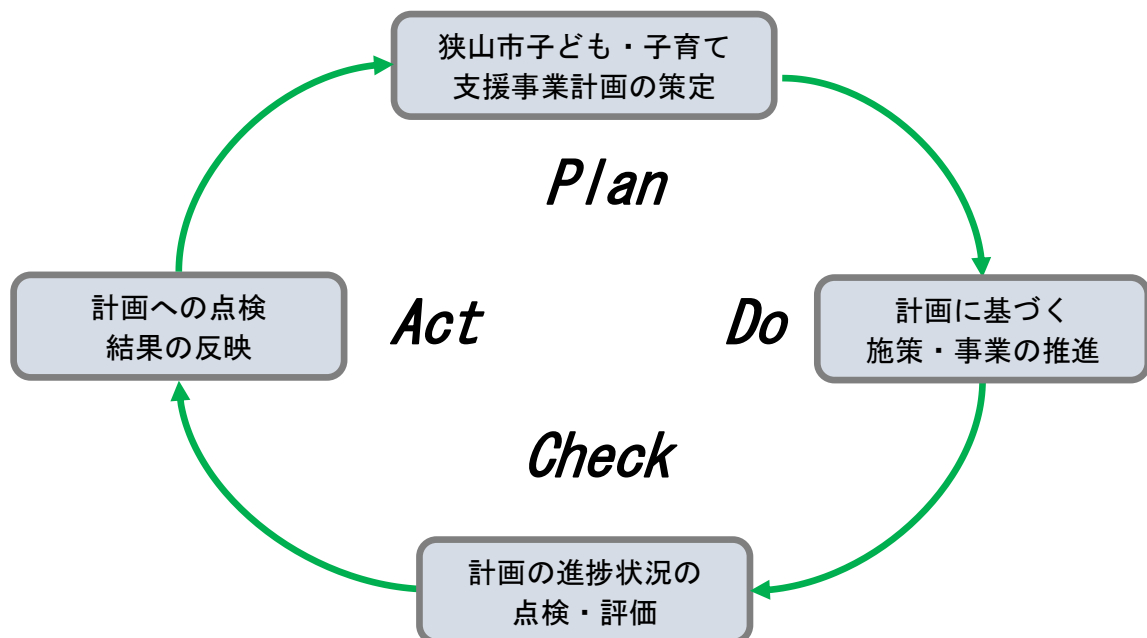
また、本計画の取り組みや事業の進捗状況を子育て家庭や関係機関など広く市民に周知を図り、市民への浸透を図ります。

2. 計画の進行管理

本計画に掲載した施策・事業の進捗状況だけでなく、効果、効率性、手法などを毎年度、点検・評価することにより進行管理します。

施策・事業の点検・評価は、「狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議」及び「狭山市子ども・子育て会議」で行い、各年度の「子ども・子育て支援事業計画実施状況」を市公式ホームページにより公表し、全庁で計画を推進します。

本計画の進行管理は、「計画（Plan）」、「実施（Do）」、「点検・評価（Check）」、「見直し（Act）」のPDCAサイクルを確立し、継続的に実施していきます。



資 料

1. 狭山市子ども・子育て会議条例

(平成25年9月30日 条例第27号)

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、狭山市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 法第6条第2項に規定する保護者

(2) 事業主を代表する者

(3) 労働者を代表する者

(4) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援（以下「子ども・子育て支援」という。）に関する事業に従事する者

(5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、市長が別に定める部局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表 賞じゅつ金等審査委員会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額 7,200	
-------------	----------	--

2. 狭山市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年 10 月現在（敬称略・50 音順）

No.	氏 名	所 属	会議における 役割
1	朝 賀 咲 子	さやま子育て支援ネットワーク	
2	内 田 美 香	保護者	
3	大 野 清 行	埼玉県所沢児童相談所	
4	川 島 真里絵	狭山市 P T A 連合会	
5	黒 田 賢 志	狭山市保育推進協議会 社会福祉法人青柳保育園	
6	小見山 銀蔵	狭山工業団地工業会	
7	紫竹 理枝子	狭山市小中学校長会 狭山市立新狭山小学校	
8	照 井 直	連合埼玉西部第四地域協議会	
9	濱 田 律 子	保護者	
10	林 猛	武蔵野学院大学	会 長
11	東 温 子	狭山市私立幼稚園連合会 学校法人石川学園狭山ひかり幼稚園	
12	安河内 由香	プチッ子クラブしゅっぽっぽ	
13	吉 田 昌 子	埼玉県狭山保健所	
14	渡 邊 恵 子	狭山市子ども会育成会連絡協議会	副会長
15	渡 邊 正 彦	狭山市民生委員・児童委員協議会	

3. 策定経過

日 程	内 容
平成 30 年 11 月 9 日	平成 30 年度第 2 回狭山市子ども・子育て会議 1 「子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査について 2 幼児教育・保育の無償化について 3 保育施設等の整備について
平成 30 年 12 月 7 日 から 12 月 25 日	「狭山市子ども・子育て支援事業計画」策定のためのアンケート調査 配布数 未就学児のいる家庭： 2,000 世帯 小学校児童のいる家庭：1,000 世帯 回収数 未就学児のいる家庭： 1,201 件 60.1% 小学校児童のいる家庭： 647 件 64.7% 合計： 1,848 件 61.6%
令和元年 5 月 21 日	令和元年度第 1 回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 本市の現況（令和元年度版）について 2 子ども・子育て支援事業計画について ① 第 1 期子ども子育て支援事業計画の取り組み状況について ② アンケート調査結果について ③ 今後のスケジュールについて
令和元年 5 月 31 日	令和元年度第 1 回狭山市子ども・子育て会議 1 本市の現況（令和元年度版）について 2 子ども・子育て支援事業計画について ① 地域子ども・子育て支援事業の取り組み状況について ② 学童保育室入室状況について ③ 就学前の教育・保育の量の見込みと提供体制について ④ 保育所入所児童数と待機児童数について ⑤ 平成 30 年度実施事業報告書について ⑥ アンケート調査結果について ⑦ 今後のスケジュールについて
令和元年 7 月 12 日	令和元年度第 2 回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 骨子案 2 幼児教育・保育の無償化について 3 保育施設等の整備について
令和元年 7 月 19 日	令和元年度第 2 回狭山市子ども・子育て会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画 骨子案 2 幼児教育・保育の無償化について 3 保育施設等の整備について
令和元年 9 月 24 日	令和元年度第 3 回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について（中間報告） ① 人口推計について ② 策定方針の一部変更について
令和元年 9 月 27 日	令和元年度第 3 回狭山市子ども・子育て会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定について（中間報告） ① 人口推計について ② 策定方針の一部変更について

日 程	内 容
令和元年 10 月 30 日	令和元年度第 4 回狭山市子ども・子育て支援庁内連絡会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元年 11 月 22 日	令和元年度第 4 回狭山市子ども・子育て会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画素案について
令和元年 12 月 27 日 から令和 2 年 1 月 24 日	「第 2 期狭山市子ども・子育て支援事業計画」の策定に係るパブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 14 日	令和元年度第 5 回狭山市子ども・子育て会議 1 第 2 期子ども・子育て支援事業計画案について（パブリックコメントの結果報告） 2 入間中学校跡地利活用方針について 3 公立保育所の今後の運営に関する基本方針

第2期狭山市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行 狭山市 編集 狭山市福祉こども部 こども支援課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

TEL 04-2953-1111（代表） FAX 04-2954-6262



狹山市
七夕の妖精 おりぴい